平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会

会　期　日　程　表

<table>
<tr><th>日次</th><th>月　日</th><th>曜　日</th><th>本　　会　　議</th><th>委 員 会</th></tr>
<tr><td>1</td><td>８月31日</td><td>木</td><td>開 会 ・ 提 案 理 由 説 明</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td>2</td><td>９月１日</td><td>金</td><td>休会（発言通告締切午後５時まで）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>９月２日</td><td>（土）</td><td rowspan="4">休　　会</td></tr>
<tr><td>4</td><td>９月３日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>９月４日</td><td>月</td></tr>
<tr><td>6</td><td>９月５日</td><td>火</td></tr>
<tr><td>7</td><td>９月６日</td><td>水</td><td>質疑・一般質問</td></tr>
<tr><td>8</td><td>９月７日</td><td>木</td><td>質疑・一般質問・委員会付託</td></tr>
<tr><td>9</td><td>９月８日</td><td>金</td><td rowspan="7">休　　会</td><td>建設経済</td></tr>
<tr><td>１０</td><td>９月９日</td><td>（土）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１１</td><td>９月10日</td><td>（日）</td></tr>
<tr><td>１２</td><td>９月11日</td><td>月</td><td>市民福祉</td></tr>
<tr><td>１３</td><td>９月12日</td><td>火</td><td>総務文教</td></tr>
<tr><td>１４</td><td>９月13日</td><td>水</td><td>議会運営</td></tr>
<tr><td>１５</td><td>９月14日</td><td>木</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１６</td><td>９月15日</td><td>金</td><td>委員長報告・討論・採決・閉会</td></tr>
</table>

平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会

目　　次

第１号（８月31日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第46号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 7

（１）議案第46号（幸村総務部長） …… 7

10．質　疑 …… 8

11．討　論 …… 8

12．採　決 …… 8

13．日程第４　議案第47号～議案第56号
認定第１号～認定第13号
報告第９号～報告第14号 …… 8

14．提案理由の説明 …… 9

（１）議案第47号（幸村総務部長） …… 9

（２）議案第48号（早田経済部長） …… 9

（３）議案第49号（大森教育部長） …… 10

（４）議案第50号（大森教育部長） …… 10

（５）議案第51号（幸村総務部長） …… 11

（６）議案第52号（戸次福祉部長） …… 12

（７）議案第53号（戸次福祉部長） …… 13

（８）議案第54号（飯田市民医療センター事務部長） …… 13

（９）議案第55号（大森教育部長） …… 14

（10）議案第56号（徳永消防本部消防長） …… 15

（11）認定第１号（幸村総務部長） …… 16

（12）認定第２号（野田福祉部次長） …… 16

（13）認定第３号（野田福祉部次長）　…… 17
（14）認定第４号（吉里建設部次長）　…… 17
（15）認定第５号（野田福祉部次長）　…… 18
（16）認定第６号（白田水道局長）　…… 19
（17）認定第７号（才田経済部次長）　…… 19
（18）認定第８号（才田経済部次長）　…… 19
（19）認定第９号（才田経済部次長）　…… 20
（20）認定第10号（才田経済部次長）　…… 20
（21）認定第11号（白田水道局長）　…… 20
（22）認定第12号（飯田市民医療センター事務部長）　…… 21
（23）認定第13号（吉里建設部次長）　…… 21
（24）報告第９号（幸村総務部長）　…… 23
（25）報告第10号（阿蘇品市民部長）　…… 23
（26）報告第11号（中原建設部長）　…… 24
（27）報告第12号（幸村総務部長）　…… 24
（28）報告第13号（早田経済部長）　…… 26
（29）報告第14号（早田経済部長）　…… 26
15．散　会　…… 27

第２号（９月６日）

１．議事日程　…… 31
２．本日の会議に付した事件　…… 32
３．出席議員　…… 32
４．説明のため出席した者　…… 33
５．事務局職員出席者　…… 34
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 35
（１）服部　香代君一般質問　…… 35
○大森教育部長答弁　…… 36
（２）服部　香代君一般質問　…… 37
○大森教育部長答弁　…… 38
（３）服部　香代君一般質問　…… 39
○大森教育部長答弁　…… 40
（４）服部　香代君一般質問　…… 40
○大森教育部長答弁　…… 42

（５）服部　香代君一般質問 …… 43
○大森教育部長答弁 …… 44
（６）服部　香代君一般質問 …… 44
○大森教育部長答弁 …… 45
（７）服部　香代君一般質問 …… 45
○大森教育部長答弁 …… 46
（８）服部　香代君一般質問 …… 46
○野田福祉部次長答弁 …… 47
（９）服部　香代君一般質問 …… 48
○野田福祉部次長答弁 …… 49
（10）服部　香代君一般質問 …… 49
○野田福祉部次長答弁 …… 50
（11）服部　香代君一般質問 …… 51
（12）冨田　弘海君一般質問 …… 51
○阿蘇品市民部長答弁 …… 53
（13）冨田　弘海君一般質問 …… 54
○中嶋市長答弁 …… 56
（14）北原　昭三君一般質問 …… 59
○幸村総務部長答弁 …… 60
（15）北原　昭三君一般質問 …… 60
○幸村総務部長答弁 …… 61
（16）北原　昭三君一般質問 …… 61
○幸村総務部長答弁 …… 62
（17）北原　昭三君一般質問 …… 63
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 64
（18）北原　昭三君一般質問 …… 65
○田上教育部首席教育審議員答弁 …… 65
（19）北原　昭三君一般質問 …… 66
○堀田教育長答弁 …… 67
（20）北原　昭三君一般質問 …… 67
○大森教育部長答弁 …… 68
（21）北原　昭三君一般質問 …… 69
○大森教育部長答弁 …… 70
（22）北原　昭三君一般質問 …… 70

○早田経済部長答弁 …… 71
(23) 北原　昭三君一般質問 …… 71
○早田経済部長答弁 …… 72
(24) 北原　昭三君一般質問 …… 73
○戸次福祉部長答弁 …… 74
(25) 北原　昭三君一般質問 …… 75
○大森教育部長答弁 …… 75
(26) 北原　昭三君一般質問 …… 76
○中嶋市長答弁 …… 76
(27) 芋生　よしや君一般質問 …… 77
○中原建設部長答弁 …… 79
(28) 芋生　よしや君一般質問 …… 80
○中嶋市長答弁 …… 80
(29) 芋生　よしや君一般質問 …… 80
○中原建設部長答弁 …… 82
(30) 芋生　よしや君一般質問 …… 83
○中原建設部長答弁 …… 83
(31) 芋生　よしや君一般質問 …… 84
○戸次福祉部長答弁 …… 85
(32) 芋生　よしや君一般質問 …… 85
○戸次福祉部長答弁 …… 86
(33) 芋生　よしや君一般質問 …… 86
○中嶋市長答弁 …… 87
(34) 芋生　よしや君一般質問 …… 88
○中嶋市長答弁 …… 88
(35) 芋生　よしや君一般質問 …… 88
(36) 勢田　昭一君一般質問 …… 89
○幸村総務部長答弁 …… 90
(37) 勢田　昭一君一般質問 …… 91
○幸村総務部長答弁 …… 92
(38) 勢田　昭一君一般質問 …… 92
○早田経済部長答弁 …… 93
(39) 勢田　昭一君一般質問 …… 94
○早田経済部長答弁 …… 95

（40）勢田　昭一君一般質問 …… 96
○大森教育部長答弁 …… 96
（41）勢田　昭一君一般質問 …… 97
○大森教育部長答弁 …… 97
（42）勢田　昭一君一般質問 …… 98
○大森教育部長答弁 …… 98
（43）勢田　昭一君一般質問 …… 99
７．散　会 …… 100

第３号（９月７日）

１．議事日程 …… 103
２．本日の会議に付した事件 …… 104
３．出席議員 …… 104
４．説明のため出席した者 …… 104
５．事務局職員出席者 …… 105
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 106
（１）立山　大二朗君一般質問 …… 106
○野田福祉部次長答弁 …… 107
（２）立山　大二朗君一般質問 …… 108
○野田福祉部次長答弁 …… 109
（３）立山　大二朗君一般質問 …… 109
○野田福祉部次長答弁 …… 110
（４）立山　大二朗君一般質問 …… 111
○幸村総務部長答弁 …… 113
（５）立山　大二朗君一般質問 …… 113
○幸村総務部長答弁 …… 114
（６）立山　大二朗君一般質問 …… 115
○大森教育部長答弁 …… 117
（７）立山　大二朗君一般質問 …… 118
○大森教育部長答弁 …… 119
（８）立山　大二朗君一般質問 …… 120
（９）有働　辰喜君一般質問 …… 122
○大森教育部長答弁 …… 123
（10）有働　辰喜君一般質問 …… 124

○大森教育部長答弁 …… 124
(11) 有働　辰喜君一般質問 …… 125
○大森教育部長答弁 …… 127
(12) 有働　辰喜君一般質問 …… 129
○大森教育部長答弁 …… 131
(13) 有働　辰喜君一般質問 …… 132
○大森教育部長答弁 …… 133
(14) 有働　辰喜君一般質問 …… 133
(15) 小川　榮二君一般質問 …… 134
○早田経済部長答弁 …… 136
(16) 小川　榮二君一般質問 …… 136
○早田経済部長答弁 …… 137
(17) 小川　榮二君一般質問 …… 138
○早田経済部長答弁 …… 139
(18) 小川　榮二君一般質問 …… 139
(19) 永田　紘二君一般質問 …… 140
○幸村総務部長答弁 …… 140
(20) 永田　紘二君一般質問 …… 141
○中嶋市長答弁 …… 141
(21) 永田　紘二君一般質問 …… 142
○幸村総務部長答弁 …… 142
(22) 永田　紘二君一般質問 …… 142
○戸次福祉部長答弁 …… 143
(23) 永田　紘二君一般質問 …… 144
○戸次福祉部長答弁 …… 145
(24) 永田　紘二君一般質問 …… 145
○戸次福祉部長答弁 …… 146
(25) 永田　紘二君一般質問 …… 146
○戸次福祉部長答弁 …… 146
(26) 永田　紘二君一般質問 …… 147
○中嶋市長答弁 …… 148
7．日程第２　委員会付託 …… 148
8．散　会 …… 148

第４号（９月15日）

１．議事日程 …… 151
２．本日の会議に付した事件 …… 152
３．出席議員 …… 153
４．説明のため出席した者 …… 154
５．事務局職員出席者 …… 154
６．日程第１　議案第47号～議案第56号
　　認定第１号～認定第13号
　　請願第２号
　　陳情第２号～陳情第４号 …… 155
７．各常任委員長の報告及び修正の動議 …… 155
（１）建設経済常任委員長報告 …… 155
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 159
（３）総務文教常任委員長報告 …… 162
（４）修正の動議（議案第49号） …… 164
８．質　疑 …… 166
９．討　論 …… 166
（１）芋生　よしや君討論 …… 166
10．採　決 …… 168
11．日程追加　日程第２　意見書案第２号 …… 171
12．提案理由の説明 …… 171
（１）意見書案第２号（職員朗読） …… 171
13．質　疑 …… 173
14．討　論 …… 173
（１）芋生　よしや君討論 …… 173
15．採　決 …… 174
16．閉　会 …… 174

８月３１日(木曜日)

平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成29年８月31日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第46号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

質　　疑

討　　論

採　　決

第４　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第48号　山鹿市工場等設置奨励条例等の一部を改正する条例

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例

議案第50号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第52号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第53号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第54号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第55号　工事請負契約の締結について

議案第56号　財産の取得について

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成28年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成28年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成28年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成28年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成28年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成28年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第９号　平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第10号　専決処分の報告について
報告第11号　専決処分の報告について
報告第12号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第13号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第14号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　立山大二朗　君
２番　小川榮二　君
３番　芋生よしや　君
４番　勢田昭一　君
５番　有働辰喜　君
６番　服部香代　君
７番　冨田弘海　君
８番　永田　健　君
９番　冨丸洋一郎　君
10番　藤本峰秀　君
11番　北原昭三　君
12番　芹川正美　君
13番　藤原　豊　君
14番　平井邦廣　君
15番　吉本政幸　君

16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君
総務部長	幸村英星	君
消防本部消防長	徳永治彦	君
市民部長	阿蘇品貴司	君
福祉部長	戸次由夫	君
経済部長	早田順二	君
建設部長	中原　忍	君
教育部長	大森健司	君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩	君
市民部次長	宮崎錦也	君
経済部次長	才田豊昭	君
福祉部次長	野田勝年	君
建設部次長	吉里明弘	君
水道局長	白田俊輔	君
総務課長	池田淳志	君
財務課長兼財政係長	中尾雄二	君
地域生活課長	近藤　敏	君
国保年金課長	佐藤アキ	君
社会体育課長	丸山秀士	君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠	君
局長補佐兼議事係長	小山　天	君
書記	高木善彦	君

○

午前10時01分　開会

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年９月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ご案内のとおり、福岡、大分両県を襲った平成29年７月九州北部豪雨は、記録的な大雨により、多くのとうとい人命が失われ、いまだに行方不明の方がおられるという甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、長年の懸案事項でありました新たなごみ焼却施設建設の工事安全祈願祭と、地方創生・戦略創造プロジェクトの１つである菊鹿ワイナリー建設の安全祈願祭を無事に終え、いよいよ工事に着手いたします。

また、本市の夏を彩るイベントであります、きくか夏まつり、鹿本招魂祭、山鹿灯籠祭りにつきましては、連日厳しい暑さが続く中、そして雨が心配される中での開催でありましたが、盛会裏のうちに実施することができました。改めて感謝を申し上げますとともに、これからも議員各位を初め、市民の皆様の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

本定例会におきましては、ご審議いただきます議案は、条例３件、予算５件、工事請負契約の締結１件、財産の取得１件、その他１件の計11件と、認定13件、報告６件であります。これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、冨丸　洋一郎

君、冨田　弘海君を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月15日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　議案第46号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第46号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第46号　熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である公立玉名中央病院企業団が、地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部事務組合に移行することに伴い、共同処理する事務及び規約の変更をするものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成29年10月１日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合に加入する全ての団体において、同じ内容による議会の議決、同文議決が必要であり、かつ同組合から移行の手続上、９月13日までに議決を行っていただきたい旨、要請があっております。

したがいまして、本案につきましては、あわせて先議によりご審議をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件について、先議いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第46号を先議することに決しました。

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時07分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時20分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第46号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第４　議案第47号～議案第56号

認定第１号～認定第13号

報告第９号～報告第14号

○議長（永田　健君）

日程第４、議案第47号から報告第14号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第47号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、本年７月上旬の集中豪雨により被害を受けた農業用施設、林業施設、公共土木施設及び公立学校施設の災害復旧に係る経費につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により、平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）を専決第10号として、７月18日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に3640万円を追加し、総額を274億9307万6000円とするものです。

補正予算につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費から、次のページの（目）現年発生公立学校施設災害復旧費にかけましては、集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設、林業施設、市道、河川及び公立学校施設に係る測量設計及び応急対策に要する経費であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第48号　山鹿市工場等設置奨励条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、条例等の中で引用する農村地域工業等導入促進法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正されたこと。また、農村工業等導入地区において、工場等の新設、または増設時の奨励措置として、固定資産の課税免除の適用期限を延長するため、山鹿市工場等設置奨励条例等、３つの条例の一部を改正する必要があり、提案するものでございます。

主な改正内容について、ご説明申し上げます。

まず、山鹿市工場等設置奨励条例ほか２件の条例につきまして、引用する法律名及び条項等を改めます。

次に、山鹿市工場等設置奨励条例につきまして、農村工業等導入地区における固定資産税の課税免除の適用期限を平成31年３月31日まで、２年間延長するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、一部の改正規定を平成29年４月１日から適用するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市サイクリングターミナルを廃止するため、条例を廃止する必要があり、提案するものです。

山鹿市サイクリングターミナルは、昭和52年度に建設をしたもので、建設後39年を経過し、建物・設備の老朽化が顕著になっております。

また、近年の利用者数は減少傾向にあり、年間の利用料金や指定管理料を比較した費用対効果と、将来的な維持経費を検討した結果、施設を廃止すべきものと判断し、公の施設としての山鹿市サイクリングターミナルを廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は平成30年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第50号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正内容といたしましては、従前は受給資格の確認を支給認定証のみで行うこととしていたものに加え、支給認定に係る事項を記載した通知書でも確認できることといたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に５億3002万6000円を追加し、総額を280億2310万2000円とするものであります。

５ページをお願いいたします。

第２表　債務負担行為補正であります。鹿本小学校整備事業について、追加するものです。

６ページをお願いいたします。

第３表　地方債補正であります。義務教育施設整備事業の変更並びに認定こども園整備事業及び災害復旧事業に係る追加を行うものです。

補正予算の主なものにつきまして、歳出によりご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算につきましては、平成28年度に交付されました国県支出金の係る精算返納金を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）戸籍住民基本台帳費の補正額1157万8000円は、女性活躍加速のための重点方針2017を受け、マイナンバーカード等への旧姓併記に係るシステム改修を行うものです。

次の19ページにかけましての（款）民生費、（目）高齢者福祉総務費の補正額14万1000円は、介護保険事業特別会計における第三者行為損害賠償求償の増加によるものです。

次の（目）児童措置費の補正額216万円は、助産施設及び母子生活支援施設の利用の増加によるものです。

次の（目）保育所費の補正額389万2000円は、平成31年４月に開設予定の幼慈園と鹿本幼稚園の機能を統合した認定こども園の施設整備に向けた実施設計費です。

20ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業250万円は、地域農業の担い手確保や雇用創出に向け、新規就農者の研修施設の整備に対して支援を行うものです。

次の中山間農業モデル地区支援事業700万円は、熊本県の中山間農業モデル地区支援事業を活用し、中山間地域における将来像の策定とその取り組みに対して支援を行うものです。

次の（目）畜産業費の補正額3370万3000円は、熊本県の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を活用し、畜産業の競争力強化のため、畜産経営体の施設整備に

対して支援を行うものです。

21ページをお願いいたします。

（款）土木費、（目）都市計画総務費の補正額500万円は、国の住宅耐震化支援事業及び熊本地震復興基金を活用し、戸建て木造住宅の耐震化の推進や平成28年熊本地震により被害を受けた宅地の復旧を支援するものです。

次の（款）消防費、（目）非常備消防費の補正額1593万円は、熊本県市町村振興協会交付金を活用し、地域消防力の充実を図るため、消防団に救助用半長靴の配備を行うものです。

次の（目）災害対策費の補正額220万円は、特定空家等解体促進事業の利用件数の増加によるものです。

22ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）小学校の学校管理費の補正額44万6000円及び（目）中学校の学校管理費の補正額557万2000円は、いずれも市内小中学校各部の全国大会等への競技出場を支援するものです。

戻りまして、（目）小学校の学校建設費の補正額9985万3000円は、平成32年４月に開校予定の鹿本小学校の施設整備費であります。施設整備費につきましては、平成32年度までの債務負担行為を設定しており、総額は18億6707万1000円です。

23ページをお願いいたします。

（目）社会教育総務費の補正額1575万円は、熊本地震復興基金を活用し、平成28年熊本地震により被害を受けた地域コミュニティー施設等の復旧を支援するものです。

次の（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額4174万円、次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額1160万円、次のページの（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額１億223万7000円、次の（目）現年発生公立学校施設災害復旧費の補正額640万6000円は、本年７月上旬及び８月中旬の集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設、林業施設、市道、河川及び公立学校施設に係る災害復旧に要する経費であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

議案第52号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

第１条は、歳入歳出予算の総額に7837万1000円を追加し、総額を91億7698万5000円とするものであります。

内容につきまして、７ページをお願いいたします。

歳出の（款）共同事業拠出金、（目）その他共同事業拠出金の補正額27万円は、国保連合会共同処理負担金で、第三者行為求償事務において、国保連合会が新たに実施する届出推進強化事業に係るものであります。

次に、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額7810万1000円は、平成28年度の保険給付費等の確定に伴う国県支出金精算返納金でございます。

続きまして、議案第53号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額に1億1823万5000円を追加し、総額を64億4180万6000円とするものであります。

内容につきまして、７ページをお願いいたします。

歳出の（款）総務費、（目）一般管理費の補正額14万1000円は、第三者行為求償の増加に伴い、国保連合会への共同処理事務手数料を増額するものであります。

（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費の補正額492万2000円は、県の補助内示に伴うもので、介護施設等が防犯強化対策として実施する防犯カメラやフェンス等の整備に対する補助金であります。対象となる事業者は５法人７事業所であります。

次に、（款）諸支出金、（目）第１号被保険者保険料還付金の補正額50万円は、死亡、転出、過誤納付などによる介護保険料の還付の増加に伴うものであります。

（目）償還金の補正額１億1267万2000円は、平成28年度の介護給付費等の確定に伴う国県支出金等精算返納金でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

議案第54号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、老朽化に伴う医療機器の整備費及び平成28年度医療機器整備事業に伴う起債の発行後に国の交付金を受けたため、繰上償還をする必要があり補正を

お願いするものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、資本的収入及び支出でございます。

収入の第１款、資本的収入の既決予定額に1430万円を追加し、総額を8292万円とするものであります。

次に、支出の第１款、資本的支出の既決予定額に3866万1000円を追加し、総額を６億223万3000円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条は、企業債でございます。医療機器整備事業費の増額に伴い、起債の限度額を補正するものでございます。

補正の内容につきましては、実施計画によりご説明申し上げます。

５ページをお願いいたします。

収入の（款）資本的収入、（項）企業債、（目）病院事業債の補正予定額1430万円は、医療機器整備事業に係る企業債を増額するものです。

次に、支出の（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）器械備品費の補正予定額1437万7000円は、医療機器の更新整備等に要する経費であります。

次の（項）企業債償還金、（目）企業債償還金の補正予定額2428万4000円は、企業債元金の繰上償還でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第55号　工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市カルチャースポーツセンター施設整備工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものです。

まず、契約の目的は、山鹿市カルチャースポーツセンター施設整備工事です。

次に、契約方法は、一般競争入札です。

なお、今回の一般競争入札については、２社が共同連携して工事を請け負う建設工事共同企業体方式を条件といたしております。

入札参加資格につきましては、多目的グラウンドやテニスコートなど、専門的な技術が求められることから、代表構成員につきましては、九州管内に本店または支店を置く土木一式工事業者のうち経営事項審査の総合評定が上位で、同種工事の施

工実績を持つものであることといたしております。

また、構成員につきましては、山鹿市内に本店を置き、土木一式工事における山鹿市の格付等級がＡ等級であるもので、技術者を専任で現場に配置できることを条件といたしております。

このような参加資格を有する代表構成員１社と、市内の構成員１社との任意２社による共同企業体を結成し、条件つきで一般競争入札資格審査会での資格審査を経まして、去る８月８日に入札を行い、８月14日に落札者と仮契約を締結いたしております。

契約の金額は、６億2424万円です。契約の相手方は、和広・髙喜建設工事共同企業体、代表者、福岡県久留米市東合川１丁目５番27号、株式会社スポーツテクノ和広九州支店、取締役支店長　釘嶋　学氏です。

次のページをご覧ください。

工事の場所は、山鹿市熊入町地内です。

工事の概要は、テニスコートが人工芝で８面、5838平方メートル、多目的グラウンド１万9209平方メートル、その他の土木工事一式、電気設備工事一式、排水設備工事一式です。

工期は、本契約の成立日の翌日から平成31年１月31日までとなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

徳永消防長。

［消防本部消防長　徳永　治彦君　登壇］

○消防本部消防長（徳永　治彦君）

議案第56号　財産の取得について、ご説明申し上げます。

高規格救急自動車の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるために提案するものです。

取得する財産は、高規格救急自動車１台でございます。

更新の理由としましては、現在、山鹿消防署東分署に配備している高規格救急自動車が、配備から10年経過しており、更新基準に基づき取得するものでございます。

契約方法は一般競争入札で、取得金額は3294万円です。

契約の相手方は、山鹿市南島1262番地１、熊本トヨタ自動車株式会社山鹿店、店長　中島　健氏でございます。

入札日は７月27日で、８月７日に仮契約をしているものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

歳入から申し上げます。予算現額300億996万8000円、調定額313億3127万7904円に対しまして、収入済額は306億8608万9392円となっております。不納欠損額は2181万9957円、収入未済額は６億2336万8555円であります。

３ページをお願いいたします。

歳出についてでありますが、予算現額300億996万8000円に対しまして、支出済額は277億7124万3909円、翌年度繰越額９億5199万1991円、不用額が12億8673万2100円でございます。執行率は92.5％です。

12ページをお願いいたします。

歳入歳出に係る差引残額は、29億1484万5483円であります。

70ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引額29億1484万6000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は6156万7000円であり、結果、実質収支額は28億5327万9000円であります。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２の規定により、11億円を基金に編入いたしております。その内訳は、財政調整基金に４億円、減債基金に７億円であります。

なお、決算に係る附属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成いたしておりますので、あわせてご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

認定第２号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一番下の歳入合計欄によりご説明いたします。予算現額91億6296万8000円、調定額92億8054万9850円に対しまして、収入済額は90億336万2925

円でございます。不納欠損額は892万5185円、収入未済額は２億6826万1740円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額91億6296万8000円に対しまして、支出済額は85億787万2561円、不用額は６億5509万5439円でございます。

８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、４億9549万364円であります。

21ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額は、いずれも４億9549万円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２の規定により、４億円を国民健康保険事業特別会計財政調整基金に編入いたしております。

続きまして、認定第３号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳入合計欄によりご説明いたします。予算現額７億466万2000円、調定額６億9823万9416円に対しまして、収入済額は６億9431万6416円、収入未済額は392万3000円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額７億466万2000円に対しまして、支出済額は６億7973万2473円、不用額は2492万9527円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、1458万3943円であります。

10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額は、いずれも1458万4000円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

認定第４号　平成28年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入総計表の歳入合計欄によりご説明いたします。予算現額９億2999万9000円、調定額９億1328万4167円に対しまして、収入済額は８億8766万9827円、不納欠損額は303万9770円、収入未済額は2257万4570円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出総計表の歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額９億2999万9000円に対しまして、支出済額は８億8766万9827円でございます。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

認定第５号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入につきまして、歳入合計欄によりご説明いたします。予算現額62億1141万1000円、調定額61億9798万3505円に対しまして、収入済額は61億7125万9105円でございます。不納欠損額は941万148円、収入未済額は1731万4252円でございます。

２ページをお願いいたします。

歳出につきまして、歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額62億1141万1000円に対しまして、支出済額は59億2215万9273円、不用額は２億8925万1727円でございます。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、２億4909万9832円であります。

19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入歳出差引額及び実質収支額は、いずれも２億4910万円でございます。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び山鹿市介護納付費準備基金条例第２条第２項の規定により、１億3000万円を介護納付準備基金に編入いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田水道局長。

［水道局長　白田　俊輔君　登壇］

○水道局長（白田　俊輔君）

認定第６号　平成28年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

歳入合計欄で説明をいたします。予算現額１億6528万1000円、調定額１億5811万7773円に対しまして、収入済額は１億5717万7544円となっております。収入未済額は、94万229円であります。

２ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予算現額１億6528万1000円に対しまして、支出済額１億5717万7544円、不用額810万3456円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

認定第７号から第10号までの平成28年度財産区特別会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

認定第７号　六郷財産区について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額1559万3000円、調定額1558万8622円に対しまして、収入済額は1558万8622円であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額1559万3000円に対しまして、支出済額は1512万7055円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、46万1567円であります。

次に、認定第８号、城北財産区について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額733万5000円、調定額732万375円に対しまして、収入済額は732万375円であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額733万5000円に対しまして、支出済額は427万3839円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、304万6536円であります。

次に、認定第９号　稲田財産区について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額1881万8000円、調定額1881万5779円に対しまして、収入済額は1881万5779円であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額1881万8000円に対しまして、支出済額は1845万8512円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、35万7267円であります。

次に、認定第10号　稲田六郷財産区について、ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計は、予算現額3353万円、調定額3352万8333円に対しまして、収入済額は3352万8333円であります。

４ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額3353万円に対しまして、支出済額3352万8333円であります。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は、ゼロ円であります。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

白田水道局長。

［水道局長　白田　俊輔君　登壇］

○水道局長（白田　俊輔君）

認定第11号　平成28年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明を申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

（第１款）水道事業収益は、予算額４億6037万円に対しまして、決算額は４億6644万5612円であります。

次に、支出であります。

（第１款）水道事業費用は、予算額４億3936万3000円に対しまして、決算額は４

億1028万4444円となっております。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

（第１款）資本的収入は、予算額１億164万8000円に対しまして、決算額は１億37万7916円であります。

次に、支出であります。

（第１款）資本的支出は、予算額２億2787万4000円に対しまして、決算額は２億2105万2619円となっております。

５ページをお願いいたします。

平成28年度水道事業会計剰余金処分計算書(案)であります。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金１億6649万9665円を、自己資本に１億2067万4703円、減債積立金に1500万円、建設改良積立金に3082万4962円、それぞれ積み立てるものです。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

飯田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　飯田　啓詩君　登壇］

○市民医療センター事務部長（飯田　啓詩君）

認定第12号　平成28年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）病院事業収益は、予算額37億2790万4000円に対しまして、決算額は37億4868万3310円であります。

次に、支出でございます。

（第１款）病院事業費用は、予算額36億711万3000円に対しまして、決算額は35億5625万4825円であります。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）資本的収入は、予算額１億961万円に対しまして、決算額は１億601万円であります。

次に、支出でございます。

（第１款）資本的支出は、予算額６億9793万円に対しまして、決算額は６億9727万7621円であります。

３ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、本業での収支を示す医業収支でございますが、医業収益が33億2037万4150円、医業費用が33億9122万761円となり、7084万6611円の医業損失であります。

次に、経常収支でございますが、医業外収益と医業外費用を合わせまして、１億8306万477円の経常利益の計上となりました。

最終的な総収支につきましては、特別利益の505万7404円と、特別損失の230万2366円を合わせ、１億8581万5515円の当年度純利益、黒字決算となったところです。

したがいまして、当年度未処理欠損金につきましては、前年度繰越欠損金12億9960万6784円から11億1379万1269円となり、同額を翌年度繰越欠損金としたところです。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

吉里建設部次長。

［建設部次長　吉里　明弘君　登壇］

○建設部次長（吉里　明弘君）

認定第13号　平成28年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）下水道事業収益、予算額12億6516万2000円に対しまして、決算額は12億7016万8103円でございます。

次に、支出について、ご説明いたします。

（第１款）下水道事業費用、予算額12億259万3000円に対しまして、決算額は11億4981万9451円でございます。

２ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

（第１款）資本的収入、予算額２億2390万1000円に対しまして、決算額は8438万5882円でございます。

次に、支出について、ご説明いたします。

（第１款）資本的支出、予算額６億7518万円に対しまして、決算額は５億3103万4770円でございます。

５ページをお願いいたします。

平成28年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条の規定に基づき、未処分利益剰余金６億6172万1234円のうち、５億円を減債積立金に積み立て、繰越利益剰余金として１億6172万1234円を処分しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

報告第９号　平成28年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により、ご報告申し上げます。

１番目の健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計の収支についてであります。黒字決算のため、比率なしとなっております。

続きまして、連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計及び公営企業会計の合計が黒字決算のため、比率なしとなっております。

次に、実質公債比率につきましては、8.1％となっております。

次の将来負担比率につきましては、財政調整基金等や普通交付税に算入される地方債の額が、地方債等の将来負担額を上回ったことから、比率なしとなっております。

続きまして、２番目の資金不足比率でありますが、全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

報告第10号　専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車による車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、ご報告するものです。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成29年２月３日、午後１時40分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、鹿本町津袋地内において、市道稲田中央線を走行していた公用車

が、相手方のバイクを追い越そうとした際、当該バイクが右折しようとしたためこれに接触し、双方の車両が損傷したものです。

損害賠償の額は、２万9899円です。

和解事項としまして、山鹿市と相手方それぞれの賠償金を相殺し、山鹿市が相手方に対し１万1363円を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

報告第11号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成29年３月３日、午前11時ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市保多田地内において、市道小学校桑の迫線から法定外公共物である里道に進入しようとした相手方車両が、市道に敷設された側溝を通過した際、当該側溝のグレーチングぶたがはね上がり、燃料タンクが破損したものです。

損害賠償の額は、７万7717円です。

和解事項といたしましては、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

報告第12号　一般財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の３第２項の規定により、ご報告申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成28年度の事業報告でございます。

２の事業の内容ですが、（１）自主事業及び公益目的事業といたしまして、地域

資源を生かした文化・福祉・スポーツなどの地域振興事業を実施いたしております。

また、６ページ下段の（２）受託事業といたしまして、指定管理者として、さくら湯や八千代座などとともに、市民交流センターの管理業務を新規に受託いたしております。

昨年４月の熊本地震の発生に伴い、さくら湯においては、長期にわたり被災者入浴支援を実施いたしました。また、文化及びスポーツ施設においては、被害の大きかった地域からの大会行事等の代替施設としての利用や、復興支援関係者の宿泊といった特需的利用がありました。

８ページから10ページにかけまして、受託施設の入場者数や使用料収入などの利用状況を掲載いたしておりますので、ご参照ください。

次に、11ページから13ページにかけまして、収支計算書を掲載いたしております。

まず、11ページの収入でございますが、経常収益の合計は、２億6834万7202円でございます。

次に、支出でございますが、12ページをお願いいたします。

経常費用の合計は、２億4017万192円でございます。

13ページをお願いいたします。

収入合計から支出合計を差し引いた当期一般正味財産増減額2817万7010円が、翌年度への繰越金となります。

14ページから15ページにかけましては、正味財産増減計算書でございます。

15ページの下から６行目、一般正味財産期末残高は7182万9010円となり、市が出資した基本財産であります指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は１億182万9010円でございます。

また、16ページに貸借対照表を、17ページに財産目録を掲載いたしておりますので、ご参照ください。

18ページから24ページにかけましては、平成29年度の事業計画及び収支予算書を掲載いたしております。

公社の目的であります市民サービスの向上や文化・スポーツ・観光の振興を図るため、財政基盤の強化及び経営の質的向上を、より一層促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

報告第13号及び第14号、法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定により、ご報告申し上げます。

まず、報告第13号　株式会社小栗郷でございます。

４ページをお願いいたします。

平成28年度の事業報告でございます。株式会社小栗郷は、小栗館、お栗茶屋、木遊館及びカントリーパークの管理運営に当たっております。

昨年４月の熊本地震による直接的な影響はございませんでしたが、風評被害等により、期間の前半は来客者が減少し、年間としましては来客数が38万8724人、売上高が４億7767万円でございまして、当期純損益金は257万9000円の損失となっております。

５ページから８ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、９ページから10ページにかけまして、平成29年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、報告第14号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況でございます。

４ページをお願いいたします。

平成28年度の事業報告でございます。

株式会社鹿本町振興公社は、水辺プラザかもと内の温泉施設を含む物産館、食事施設などの複合施設と、その周辺、上内田川の河川公園の管理運営に当たっております。

平成28年度は、道の駅に登録され、知名度が上がったこと、また熊本地震により、温泉を利用される方や食料品を買い求められる方が増加したことなどにより、集客数、売上額とも、前年を上回っております。

年間通しての来客者数は54万4037人、レストランを含めた売上高が４億4097万円でございまして、当期純損益金は760万6000円の利益となっております。

５ページから７ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、８ページから９ページにかけましては、平成29年度の事業計画書及び損益計算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

ご報告申し上げました２つの法人につきましては、経営基盤の強化による経営の安定を促してまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等は、お手元に配付の請願等文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたから、ご報告いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時30分　散会

～～～

９月６日（水曜日）

平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成29年９月６日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）サイクリングターミナルについて

①サイクリングターミナルを廃止する方向に至った経緯

②市民の意見はどのように反映していったか

③今後、建物及び敷地をどう活用していくのか

（２）市民交流センターについて

①利用料金の区分及び楽屋料金の設定

②防犯対策はされているか

③運営について市民の意見を聞く機会を設けているか

（３）地域包括ケアシステムの構築について

①山鹿市の現状

②新たな枠組みを持って取り組む意思があるか

③市民への意識啓発が重要だと思うが取り組みはされているか

２．冨田　弘海

一般質問

（１）人口減少対策について

３．北原　昭三

一般質問

（１）災害支援対策について

①被災者支援システムの導入

②備蓄物資の管理等

（２）教職員の働き方改革等について

（３）学校規模適正化事業計画の進捗状況について

（４）山鹿灯籠祭りの開催日程等について

（５）胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入と費用助成について

４．芋生　よしや

一般質問

（１）災害に強いまちづくりについて

①住宅耐震化等支援事業

（２）安心安全なまちづくりについて

①町なかの公園やトイレの整備状況

②公園整備計画

（３）国民健康保険税都道府県化について

①来年度の国保について再度問う

②一般会計からの繰り入れを継続して負担軽減すべき

５．勢田　昭一

一般質問

（１）九州豪雨を受けての防災対策について

①自主防災組織の現状

②市民への避難指示

（２）農林業の管理整備について

①荒れている山林・農地の対策

②集落営農組織・法人されている実態と今後の設立に対する推進の取り組み

（３）菊池川流域の日本遺産について

①３市１町の行政連携と事務局体制

②民間団体の連携

③大人目線・子供目線での啓発と体験

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君

9番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君
総務部長	幸村英星	君
消防本部消防長	徳永治彦	君
市民部長	阿蘇品貴司	君
福祉部長	戸次由夫	君
経済部長	早田順二	君
建設部長	中原忍	君
教育部長	大森健司	君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩	君
市民部次長	宮崎錦也	君
福祉部次長	野田勝年	君
経済部次長	才田豊昭	君
経済部次長	木下実	君
教育部首席教育審議員	田上明利	君
秘書政策課長兼政策調整係長	野満信男	君
防災監理課長兼監理契約係長	木村隆男	君

地域生活課長	近藤　敏	君
長寿支援課長	徳永謙吾	君
健康増進課長	渡辺研一	君
国保年金課長	佐藤アキ	君
都市計画課長	竹下健一	君
社会教育課長	園田正尚	君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠	君
局長補佐兼議事係長	小山　天	君
書　記	高木善彦	君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

一般質問３件、サイクリングターミナルについて、そして２件目、市民交流センターについて、３件目、地域包括ケアシステムの構築について、一問一答にて質問させていただきます。

まず、サイクリングターミナルについて、今回、サイクリングターミナル条例を廃止する条例が提案されております。利用者の減少と費用対効果を考慮して廃止するという提案理由の説明がありましたが、指定管理における経営状況の説明もあり、利用状況の報告も受けました。収入については、平成28年度は前年の平成27年度の648万9800円から312万3353円の増加で、およそ1.5倍ふえておりまして、961万3153円でした。宿泊利用者も1563人から1095人ふえ2658人で、1.7倍の増加だったということでした。

ただ、この増加は熊本地震の復興作業のために工事関係者が拠点とされたということで、そういった突発的な影響があったということは存じております。今後は減少していくと予測したとしても、今すぐに廃止をしなければならなかったのでしょうか。この施設があったから実際に復興作業には役に立ったじゃないですかね。

しかし、以前も宿泊業務については、廃止をする考えがあると聞いていたので、今後の運営については平成28年３月議会で質疑をしております。その際、ほかの用途での活用や譲渡、廃止を含めたサイクリングターミナルの今後の方向性について、指定管理契約期間中に計画を策定していくというご答弁をいただいております。その時点ではまだ廃止と決まったわけではなかったです。ほかの用途での活用や譲渡もあるということを確認いたしましたので、何らかの検討は当然あったはずです。どういう場で、どういう検討がなされて、いつはっきりと廃止を決定されたのかと

いう、決定に至った経緯を詳細にご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問、サイクリングターミナルの１点目、サイクリングターミナルを廃止する方向に至った経緯について、お答えをいたします。

サイクリングターミナルの方向性につきましては、平成28年３月定例会の服部議員のご質疑で、今後の利用見込み、施設改修の費用対効果、指定管理料を含む年間の維持経費などを総合的に勘案し、指定管理契約期間中に計画を策定してまいりますとご答弁申し上げたところです。この答弁を踏まえ、平成28年からサイクリングターミナルの利用状況や維持経費、存続する場合の改修経費に対する費用対効果など、施設の管理方針について検討してまいりました。

検討に当たっては、平成26年８月の総務省公営企業課長通知、公営企業の経営に当たっての留意事項及び、同じく総務省が発表いたしました平成29年３月の公営企業の経営のあり方に関する研究会報告に準じ、事業のそのものの必要性、提供しているサービス自体の公営としての必要性、事業としての継続可能性の３つのポイントを基本に検証いたしました。

まず、事業そのものの必要性につきましては、サイクリングターミナルはサイクリング旅行者の利便を目的に昭和53年に設置しておりますが、現在においては施設利用料の大半を占める宿泊客のほとんどは自動車の利用であり、サイクリング人口自体の減少も考え合わせますと、施設の主目的でございますサイクリング旅行の施設としての役割は、既に終了しているものと考えます。

また、社会体育等に係る合宿の宿泊施設としての機能は、現在のセンター宿泊者の約半数を占めるように、一定の役割を果たしておりますが、全体の利用者はここ15年で半減しており、大きな競技大会等に伴う宿泊の大半は民間の宿泊施設を利用している現況を勘案いたしますと、その必要性は大きく減じているところでございます。

次に、提供しているサービス自体の公営としての必要性につきましては、設置当初は財団法人自転車道路協会からセンターの施設管理を市が受託し、その後、施設の無償譲渡を受けた経緯から、市が管理運営を行ってまいりました。しかしながら、財団の規定する管理期間５年も既に経過しており、法的な公営の必要性はなくなっております。また、市内には安価な宿泊設備も整備され、先ほども申し上げました

ように、スポーツ大会等の宿泊についても市内の旅館、ホテル等で十分対応可能な状況にあり、公共サービスとしての安価な宿泊施設を提供する必要性は薄れているものと考えます。

さらに、事業としての持続可能性につきましては、サイクリングターミナルの利用状況が指定管理者の営業努力にもかかわらず減少傾向にあり、ここ15年間のうちに宿泊者が半減していることは先ほども申し上げました。

また、平成28年度においては、熊本地震の復旧工事で４月末から５月中旬にかけて、業者の宿泊が連日あったにもかかわらず、全営業日の43％は宿泊の利用がない状態でございます。

さらに、サイクリングターミナルの経費は、年間1800万円弱で推移し、人件費と宿泊業務に要する経費が大半を占めておりますが、宿泊や自転車貸し出し等の利用料金は500万円前後で、経費に占める利用料金の割合は３割程度にすぎず、今後存続のために必要な大規模改修による投資の回収は困難であると判断され、事業の持続の可能性は極めて低い状況です。

以上のように、検討ポイントの検証及び年間の利用料金や指定管理料を比較した費用対効果と、将来的な維持経費を検討した結果、現在の指定管理期間の満了をもって施設を廃止するべきという結論に達したものでございます。

こうした検討を踏まえ、本年６月の教育委員会でサイクリングターミナルの現状と今後の方針について説明を行い、承認の上、山鹿市公有財産管理運用検討委員会への報告を経て、７月に市の方針として廃止を決定したところでございます。

こうした経緯を経て、利用者や市民への周知期間が必要でありますので、９月定例会に廃止条例をご提案したものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

庁内での検討、会議、決定したところをお尋ねしましたけれども、事業そのものの必要性など、３つのポイントを基本とした検証をして、６月に教育委員会が承認、そして山鹿市公有財産管理運用検討委員会を経て、７月には市としての方針決定がなされたということを今確認いたしました。

では、廃止することについて、市民の皆さんからはどのような意見を聴取されたかについてお尋ねいたします。菊鹿町にありますあんずの丘は、子供たちには大変人気がありまして、休日は多くの親子連れが訪れています。小さな子供たちももち

ろん楽しめますけれども、アスレチック中心の遊具は、おおむね５歳以上が楽しめるようなレベルが多いようです。５歳以下の小さな子供たちを遊ばせるには、サイクリングターミナル横の公園が広さも遊具もとても使いやすくて、大変いい環境で、若いファミリーには人気のスポットでもあります。

一方で、山鹿には、雨の日に遊ばせる施設がないという声もよく聞かれます。安価で借りられる、安い料金で借りられるちょっとしたイベントスペースもないのが現状です。

また、立山議員の６月の一般質問に対して、期間は不明でありましたが、博物館の老朽化に伴う長期的な営繕など、整備の方針を確立していくとご答弁されています。博物館もサイクリングターミナルも古代の森も含めた、それらが一体となった広いエリアでの公園としての整備が必要ではないかと思います。廃止するならなおのこと、市民の意見を丁寧に聞くべきだと思います。

公共施設は今後ますますいろんなものが、いろんな公共施設が老朽化していきます。存続すべきか、廃止すべきか、また統合再編すべきかの選択が迫られます。公共施設だからこそ、市民参画で決定するべきなんですと、私は思います。地域住民への意見を聞くことはもちろんのこと、地域の方ばかりではなく、広く市民の意見を聞く機会を設けるとか、将来像を語るタウンミーティングなどがあれば、先ほど言いました子供たちが雨の日でも遊べる施設にしてほしいとか、研修や学習、また体験するのに適した場にしてほしいなど、さまざまな利活用の方法が、ニーズとして拾うことができると思うんです。そういった一般の市民が参画した会議、シンポジウム、フォーラムなど、そういったものは開催されましたでしょうか。もしされていないなら、どのようにして市民の意見を取り入れられたのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の２点目、市民の意見はどのように反映したのかについて、お答えいたします。

施設方針の検討に当たりましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、国からの公営企業の経営にかかわる通知等に準じ、事業の必要性や公共サービスとしての必要性、将来の継続性につき判断をしております。

この検討期間中、平成28年９月には、文化協会、商工関係団体、観光関係団体、地元住民代表、学校関係者などで構成されている山鹿市立博物館等環境整備検討委

員会において、サイクリングターミナルの現状について説明し、今後の管理方針等についてご意見を伺っております。

市としての施設管理の方針が定まりましてからは、サイクリングターミナルを設置している川辺校区に対しましては、６月25日の区長会議において、また８月13日に地元の鍋田２区の集会において、サイクリングターミナルの現状と今後の管理方針をご説明したところでございます。

説明会の中では、施設の存続を望むご意見もありましたが、サイクリングターミナルの厳しい現状はご理解がいただけたものと思っております。

なお、今後の施設の利活用の検討に際しましては、市民の要望などを聞いてほしいとの意見もございましたので、できるだけ多くのご意見をいただけますよう検討してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

平成29年６月の区長会議と、８月に地域住民の方へ説明したと言われましたけれども、それはもう既に廃止との方向性が決まってからです。その前にいろいろなお考えを聞いたり、議論していくということを言っているんです。ぜひとも、この施設に限らず、こういう場の創設を考えていってください。

では、廃止をすると言われましたこの施設の今後についてお尋ねいたします。平成28年度も平成29年度も予算に関する説明書の中で、公共施設再編整備計画における今後の方向について、サイクリングターミナルは売却または譲渡とされております。そういうめどがもう既にあるんでしょうか。決まってないなら、空き家にしますか。それとも解体されますか。建物が残るならば、管理は直営ですることになるんでしょうか。最初の質問の中で、経費の大半は人件費と宿泊業務に係る経費だとご答弁されました。だったら、宿泊業務のみを廃止にして、自転車の貸し出しやサイクル列車、レストランなどを残して、管理も委託しながら今後の計画が定まってから廃止にしてもいいんじゃないでしょうか。廃止にしたサイクリングターミナルの建物と土地をどのように活用していくのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問、３点目、今後のサイクリングターミナルの建物及び敷地をどう活用していくのかについて、お答えいたします。

現在、隣接する博物館の整備計画について、博物館等環境整備検討委員会で検討が行われております。サイクリングターミナルの建物及び敷地の活用につきましても、この検討委員会の中で検討していくことといたしております。

一方、博物館を含むサイクリングターミナル一帯の4.1ヘクタールは、都市計画法に基づきます山鹿歴史公園として都市計画を決定されております。都市計画公園は、都市公園法により公園の区域の全部または一部を廃止するには、それを代替する都市公園を整備する必要があり、サイクリングターミナルの部分を都市公園から除外することは困難な状況にございます。

以上のことから、今後は土地の譲渡を含めた公園区域の変更は行わず、公園機能を維持しながら、博物館のリニューアルを含めた一帯の利活用を検討してまいります。

なお、サイクリングターミナルで所有する自転車につきましては、市民が周辺の古墳等を散策するために利用できるよう、博物館において貸し出し業務を継続してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

やはりサイクリングターミナルは、事実上の空き家になるんでしょうかね。いつまでという期限を言われなかったのではっきりしません。自転車の貸し出しは博物館がするということでしたが、誰がどこでするんでしょうか。

博物館等環境整備検討委員会でサイクリングターミナルも検討されるということですけれども、博物館になるんでしょうか。何になったとしても、でき上がったものは多くの市民に利用してもらいたいですよね。だったら、なおのこと、市民に情報提供もして、いろんな立場、いろんな世代の市民と一緒にビジョンをつくるといった取り組みが必要だと思います。ほんの少しでもかかわっていれば、興味も湧きますし、関心も湧くし、必ず理解者、そして利用者になります。廃止をした後では、もう何も生まれないわけだから、今回の全面廃止はあくまでも最後の最後の選択であると、私は思います。

では、２件目の質問に移ります。市民交流センターについてお尋ねいたします。

平成26年11月にオープンしていますが、平成26年３月に市民交流センター条例が制定され、それによって運営されております。平成28年度からは指定管理制度が導入されており、さまざまな利点もあると伺っています。市民の利用もふえてきているとのことで、大変よかったなと思っています。ただ、利用料金等について、改定したほうが、さらに市民にとって使いやすいものになると思い、質問したいと思います。

平成27年３月定例会におきましても、全く同じ質問をしておりますが、その時点から時間の経過もあり、再考されては、再度お考えいただいてはどうかということで、再度質問いたします。

まず１点目は、ホールの使用料金の区分の件です。山鹿市民交流センター条例第８条の別表に、ホールの使用料金表があります。入場料の有無で料金が違ってくるような区分がされておりますが、その区分は５段階になっています。無料から500円未満が１つ、次は500円以上1000円未満、次が1000円以上3000円未満、そして3000円以上5000円未満、その上に5000円以上というように分けてあります。

何段階に分けるのかとか、有料か無料かだけで分けるのかとか、分け方はそれぞれの考え方であり、さきの議会で算定根拠を伺ったところであります。しかし、納得できない部分もあり、どうしても改定していただきたいと思うのが、この料金区分です。500円以上というところを501円以上に、1000円以上を1001円以上に、同様に3000円を3001円、5000円を5001円というふうに改定していただきたいんです。

その区分次第で使用料が大きく変わってまいりますので、主催される市民の皆さんは、入場料を1000円とせずに、999円とされていたりすることが多々あります。また、区分の変更をしたことによって、使用料金の収入が減るのではないかという心配は、それはないと思われます。

それから、もう１点は、楽屋としての料金設定をしてほしいということです。ホールを使用するときに、ここには専用のリハーサル室や楽屋及び控室は完備されておりません。ステージ袖は極端に狭くて、絶対に楽屋が必要だというのに、そういう部屋はないんです。ただ、ホールの横の小会議室１、小会議室２は、通路の手前にドアもありますし、会議室内には洗面台や大型の鏡が設置してあり、楽屋としての機能を補完する部屋とされているようです。

しかし、これがまた条例ではただの会議室という扱いになっておりますので、中会議室と全く同じ料金で、１時間1050円です。ホールに付随する楽屋として使用しても、料金は同額であります。市民交流センター規模のホールで、これほど高額な楽屋はありません。これは興行が有料だろうが無料だろうが一律に１時間1050円です。

例えば男女で着がえを必要とするならば２部屋が必要ですし、人数が多い場合など部屋を仕切らずに使用すると、２部屋分になります。それで、１時間2100円となって、例えば13時から17時間まで４時間、午後の４時間借りたとしたら、8400円になります。楽屋として使用する場合に限っては、別の料金設定が必要だと思っています。植木文化ホールのように、楽屋は１日使って2300円という安い料金なら問題はありませんが、１日ではなくても午前中、もしくは午後、または夜間のみというふうに、また午前、午後、１日の場合とか、そういうふうにいろんな区分をつくって示されてはいかがでしょうか。

県立劇場でさえも、楽屋は９時から12時まで３時間なら2160円、さっき言いましたが、13時から17時まで４時間でも2380円です。９時から17時の８時間なら4540円、これ県立劇場です。山鹿市民交流センターで９時から17時まで８時間借りたら8400円です。どう見ても高額過ぎて、利用者の負担はかなりのものがあります。条例で定めたからというのは理由にはならないんじゃないでしょうか。

一日も早く市民の立場に立って、料金区分の改定と楽屋等の料金設定をしていただきたいと思うんですが、どうお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の２点目、山鹿市民交流センターの利用料金の区分及び楽屋料金の設定について、お答えいたします。

山鹿市民交流センターは、平成26年11月の開館以来、多くの皆様にご利用いただいておりますが、さらなる住民サービスの向上を図るため、平成28年度から民間事業者が有する経験や技術などを活用した指定管理者制度を導入しております。

制度導入から２年目を迎えますが、利用者数も平成27年度は２万1304人であったものが、平成28年度には３万4435人に増加し、平成29年度は月平均利用者が3236人と、順調に推移をしており、より利用しやすいサービスの提供に努めておるところです。

同センターの使用料金につきましては、山鹿市民交流センター条例に定めているところでございますが、議員ご指摘の利用料金の区分及び楽屋料金の設定のうち、利用料金の区分に関しましては、八千代座及び八千代座交流施設とおおむね規定を合わせており、社会教育施設としての利用料金の区分を整理することで、利用者にわかりやすいものとしております。

次に、小会議室の利用料金の設定についてですが、現在、小会議室の利用につい

ては、小グループの自主講座、法律相談など継続的な利用や、ホール使用時の控室、楽屋として利用されております。ホールと小会議室２室を一体として１日７時間、空調を使用する一般的な利用形態の場合の料金を、近隣の類似施設と比較すると、全ての施設に対しても低廉な金額で利用できます。

また、ホールの利用者数も増加傾向にあることから、利用者の負担感が過大であると判断できませんので、現行の利用料金での運営にご理解を賜りたいと思います。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今、楽屋については、近隣の類似施設と何ら変わらない、そういうご答弁だったと思いますけど、いや違うと思いますよ。今、先ほど言いました植木のもそうですし、県立劇場の場合もそうですし、料金は大きく変わってきます。それを言っているんです。

それから、またなぜ八千代座と合わせて運用する、八千代座の料金区分と同じにしたほうが市民に対してわかりやすい、そういうことではなくて、何で八千代座がそこで出てくるのか、それが理解できないんですけど、そもそも八千代座とは伝統建造物の保存、復元、公開、活用、また管理等がその設置の目的です。市民交流センターは貸し館業をしておりますが、八千代座は単なる貸し館ではないはずです。その利用の承認に当たっては、八千代座等条例第９条には本市の文化振興に資するものと認められる場合に限り、利用を承認することができるとされております。

また一方、山鹿市民交流センターは、山鹿市民交流センター条例第１条の設置の項目のところに、市民に生涯学習の場を提供し、もって本市の文化の振興及び市民相互の交流の促進を図るために設置するとあります。そもそも性質は違うものなんじゃないでしょうかね。同じ社会教育施設だから、料金区分を同じにするというのは理由にはならないと思います。

楽屋のほうはどうでしょうか。今、ほかの近隣のところとはそう差はないとおっしゃいましたけれども、八千代座は楽屋、控室とも、大変使いやすい料金設定がしてあるんです。本来、楽屋ではない八千代座交流施設の多目的ホールでも、同時に八千代座を利用する場合に限っては、一番低額な料金設定となっておりまして、９時から12時まで３時間で1890円、13時から17時までの４時間で2520円です。これが近隣のところとは変わらないと、あわせて運用していると言われた八千代座の料金がこの料金なんですね。

市民交流センターも、小会議室ではなくて、そもそも楽屋として設定して、そしてあいているときは会議室としても使用できると変えてもいいんじゃないかなというふうに思います。もしくは、楽屋としての料金を条例できちっとうたって設定をするということが必要だと思っています。そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の再度のご質問にお答えいたします。

１回目の答弁でも申し上げましたが、利用者の負担が過大であるとは判断できませんので、これまで以上にサービスの向上には努めてまいりますが、利用料金の区分、設定につきましては、現行どおりの運用にご理解いただきますよう、説明に努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁を終わります。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

利用者の負担が少ないということでしたが、それは本当にそうなのか、きちっと、それこそ調べていただきたい、検討していただきたいと思います。

条例とは、自治体がつくることのできる決まりで、私たちが自分たちが暮らしやすくするために制定した決め事です。市民交流センターの開館前にこの条例が制定されたときに、私も議決しておりますので、そこはちょっとやっぱり反省するところではありますが、実際に運用してみたらよくなかったということであれば、改正することは可能なんですから、何のためにあるのかということも含めて、もう一度よく考えていただきたいと思います。

では、次の防犯対策についてお尋ねいたします。

市民交流センターの入り口正面に生け花などが飾ってあります。これは市民有志の方々に交代で生けていただいているものです。全てボランティアです。ところが、ことしの夏、粘土フラワーが展示してあったときに、その作品が盗難に遭いました。一度ではなかったということでした。また、以前にもホワイエに展示してあった陶芸の作品がなくなったこともあったそうです。

管理の方は常駐されておりますけれども、ちょっとしたすきを狙ってのことだったんだと思われます。秋には芸術祭の展示もあり、絵画や写真、書道などの作品も

展示されるかと思います。作品展などであれば、昼間は当番で係の方もおられますけれども、夜間は誰もいないというのが現状です。

また、テーブルと椅子があるスペースがありますけれども、そこは中高生の皆さんが使っている時間帯もあり、そういった青少年を守る意味でも、防犯対策は必要ではないかと思います。今や全国至るところに防犯カメラは設置してありますが、山鹿市内はまだまだ少ないということを聞いております。市役所内も防犯カメラは設置されておらず、早急に設置されたほうがいいと思いますけれども、市民交流センターにも設置はしてありません。不特定多数の方が一度に出入りされることもありますし、犯罪の抑止力になることは間違いないので、ぜひ設置をお願いするところですが、いかがでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の２点目、山鹿市民交流センターの防犯対策についてでございますが、１階の受付には指定管理者の職員が常駐し、玄関口での監視や定期的な館内見回りを行うとともに、社会教育課の職員も随時巡回等を行っております。不審者等への対応は、警察署に通報するなど、的確な対応ができるような体制をとっており、社会教育課と指定管理者で情報の共有も行っているところでございます。

さて、先般、議員より防犯に関して、より安全性を求めるため、防犯カメラ等を設置するようにとのご提言でございます。防犯カメラ設置につきましては、犯罪者の特定や、問題行動がある人物の確認にとどまらず、犯罪の未然防止の抑制効果もあるものと考えております。一方で、設置方法や映像記録の管理方法等、さまざまな検討すべき事項も想定されるため、今後、全庁を統一した方針を待って判断をしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

市役所にしろ、交流センターにしろ、公共の場の設置は防犯の目的以外にはなくて、もちろん公開することも当然ありませんので、例えばプライバシー保護の観点ということで設置をしないというのは、これは理由にはならないと思いますので、ぜひ早急な検討をお願いいたします。

今言いました、作品が盗難に遭ったというのは、市民の方からお聞きしたことでした。平成27年12月にも一般質問で、市民の意見を市民交流センターの運営に反映してほしいと言っております。利用者の意見を運営に反映できる仕組みづくりに関しては、現場を担う指定管理者と歩調を合わせながら、利用者、指定管理者、市が自由に意見を交わすことのできる機会や場を創設し、利用促進と満足度向上を目指してまいりたいという立派なご答弁をいただいておりますが、そういった機会やシステムはつくられているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

服部議員の一般質問の３点目、山鹿市民交流センターの運営について市民の意見を聞く機会を設けているかについて、お答えいたします。

先ほど議員のほうからもご紹介ございましたように、平成27年12月の定例会の答弁で、利用者の意見を運営に反映できる仕組みづくりに関しては、現場を担う指定管理者と歩調を合わせながら、利用者、指定管理者、市が自由に意見を交わすことのできる機会や場を創設し、利用促進と満足度向上を目指してまいりたいというふうにお答えをしております。

現在は、平成28年９月に指定管理者が開設した市民交流センターのホームページからのご意見と、窓口で直接お伺いしたご意見をもとに、市と指定管理者で協議をし、対応させていただいております。

ご意見の中には、直ちに対応できるものもございますが、一方で慎重な判断が必要なものもございますので、指定管理者と十分協議を行いながら、よりよい運営に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今、そういう場をホームページや窓口で伺っていますと、そういうふうに対応していきますということで伺ったわけですけれども、きょう質問いたしました１番目の料金等の設定のこと、そして防犯のこと、いずれも本当に市民の皆さんの声なんです。だから、そういったことをきちっと話せるような場がぜひ必要なんじゃないかなと思います。とにかく、ようやく特別用途地区の指定もできまして、いろんな

催し物ができるホールとなったわけですから、さらに市民に親しまれる使いやすい施設にしてほしいと思います。

では３件目、地域包括ケアシステムについてお尋ねいたします。

平成29年の現在、山鹿市の高齢化は35％を超え、2025年問題に向けた取り組みが大変重要になっています。2025年問題とは、少子高齢化、人口減少が進む中で、医療や介護を必要とする人がさらに増加すると見込まれていることを言います。核家族化が進む中で、子育てや介護など何らかの支援を必要とする人の生活課題が多様化していることや、子供や高齢者に対する虐待やひきこもりへの対応も求められています。これらの問題は、何らかの支援や介護を必要とする人を個人の問題として捉えるのではなくて、地域全体の問題として一体的に取り組むことが重要です。このことは、山鹿市総合保健福祉計画の策定の趣旨にも明記されております。これがまさしく地域包括ケアシステムです。

昨年度から、厚生労働省は新たな時代に対応した地域包括支援体制の確立を目指して、我が事・丸ごとの地域づくりを進めており、そのモデル地区として取り組んでおられる三重県伊賀市と、同じく三重県名張市への視察を８月に行ったところです。

山鹿市でも早くから高齢者支援については取り組んでおられますが、現在の山鹿市での取り組みの状況についてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

服部議員の一般質問、地域包括ケアシステムの構築についての１点目、山鹿市の現状について、お答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、介護保険法第116条に規定されております基本指針に基づきまして、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう、医療・介護・予防の専門的なサービスと、その前提としての住まい・生活支援などが相互に連携しながら、包括的な支援・サービス提供体系の構築を目指すものであります。

本市におきましては、早くから高齢者の総合相談支援に努めております。まず、包括的な支援といたしまして、総合相談・支援事業や権利擁護事業、地域ケア会議、包括ネットワーク会議、在宅医療・介護連携推進事業など。次に、介護予防支援といたしまして、普及啓発活動や予防活動支援事業など。そのほか成年後見制度の普及啓発事業や認知症に関する普及啓発・支援事業など、さまざまな事業に取り組ん

でいるところでございます。

このように、本市では地域包括支援センターを高齢者の総合的な相談支援窓口として設置しておりますが、高齢者に関する相談の中で、それに付随してほかの部署にかかわるような対応が生じました場合には、それぞれの関係部署と緊密に連携しながら、その世帯の問題に対し、柔軟に総合的に対応しているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

地域包括ケアシステムとは、高齢者のみならず、障害のある人や子供など、全ての市民が個人や家族、地域での助け合い、支え合いを中心に、医療や福祉などの専門機関が連携して、必要なときに必要なサービスが提供できるという、そういった仕組みのことですよね。山鹿市では、地域包括支援センターを核に、高齢者へのさまざまな取り組み、多くの事業が展開されているということで、今後さらに進めていただきたいと思います。

そういった進めていく中で、支援を必要とする人は、高齢者のほかにも発達障害、精神障害、身体障害、重複障害など、障害のある人や虐待を受けた子供や高齢者、生活困窮者、ひきこもり、ＤＶ被害者など、さまざまな問題を抱えた方がおられます。そのそれぞれが抱えておられる問題を、どこにつないで支援していけるのかといったときに、担当する課はたくさんあります。

例えば、高齢者のさまざまな問題は長寿支援課、障害者支援については福祉援護課、生活困窮者や生活保護に関することは福祉課、税金滞納などは税務課、子供の諸問題については教育部の子供総合相談窓口といったいろんな機関がございます。

さらには、生活困窮者やひきこもりの方への就労支援や、人権課題を含んだものもあります。抱えておられる問題は、複合的なものも多くて、１つの課につないでも解決できるとは限りません。今、ざっと挙げただけでも多くの課にまたがっており、福祉部や市民部、そして総務部など、部を越えての支援が必要になってきます。

そうした場合、庁内できちんと調整をして指揮をするところ、つまりコーディネートする部署、例えば今、山鹿市にはもちろんありませんけれども、総合相談支援課というような、新しい課の新設を含めた体制整備が必要になってくるのではないかと思うんです。

こういった新たな横断的な枠組みを設置して、より連携を深めていくといった取り組みは今後なされていくでしょうか。設置の意思はおありでしょうか。そのこと

についてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

服部議員の２点目のご質問、新たな枠組みをつくって取り組む意思があるのかについて、お答えいたします。

介護保険法等の一部改正におきまして、地域包括ケアシステムの強化に向けた取り組みがうたわれておりますが、まずは総合的な福祉相談窓口としての位置づけを明確にし、窓口体制の充実と市民周知の徹底が必要と考えております。

総合的な相談に関する庁内調整を担う総合相談担当部署の設置につきましては、庁内組織の役割分担の整理と、その位置づけの明確化、関係機関・団体と連携調整が図られることが重要であります。

本市といたしましても、地域包括ケアシステムの構築の重要性は十分認識しており、福祉部でもそのシステムづくりについて議論を始めたところでございますが、横断的な連携体制づくりにつきましては、その必要性や財政課題、人材の育成確保など、検討すべきさまざまな課題がございます。

また、行政、民間、地域の連携、特に高齢者等を支える地域が主体となった取り組み、つまり互助の部分をいかに機能させるかも、今後ますます重要となってまいります。

したがいまして、今後、先進事例等を参考にしながら、本市にとりまして最も適した地域包括ケアシステムの全体像について、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

ありがとうございました。

山鹿市にとりましての最も適した地域包括ケアシステムの全体像については、総合的に判断ではなくて、しっかりとこれから取り組んでいってほしいことですので、ぜひよろしくお願いします。

市民福祉常任委員会で視察した伊賀市では、地域包括ケアシステムを推進するに当たって、３つの機能強化を挙げられておりました。

まず１つは、地域の力を強化するために、自助・互助・共助の仕組みづくりを強化する。２つは、専門機関の力を強化するために、保健・医療・福祉分野で連携を深める。３つ目は、地域と専門機関を結ぶパイプ機能を充実させるため、福祉総合相談体制の強化というものです。

この地域ケアシステムは、文字どおり地域に根差したシステムが求められています。行政がどんなに頑張っても、市民みずからが我が事として捉えて、積極的に進めていかないと、このシステムはうまく機能しないのではないかと思います。

伊賀市も名張市も、地域包括ケアシステムのためだけではなくて、日ごろから地域の活動、助け合いや支え合い、お互いさまの精神でまちづくりに取り組まれておりましたけれども、山鹿市では市民に対してどのような意識啓発をされているんでしょうか。また、今後どのように展開していこうとされているのかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

服部議員の３点目のご質問、市民への意識啓発をどのように取り組んでいるかについて、お答えいたします。

地域包括ケアシステムを構築するためには、行政だけでなく、各種事業所・団体、地域住民の方々にその仕組みを理解していただき、地域が主体となった活動に取り組んでいただくことが必要であり、議員ご指摘のように市民意識の高揚・啓発が重要であります。

本市では、認知症ＳＯＳ捜索模擬訓練や小中学校での絵本教室、地域での出前講座、各種サポーター養成講座、地域サロン事業、在宅医療・介護連携推進事業など、各種事業を通して、地域住民への普及啓発活動に取り組んでおります。また、本年度より、生活支援体制の整備と生活支援コーディネーター、つまり地域づくりを推進する人材の配置、地域ケア会議の開催等も実施しており、地域課題の抽出や対応策の検討、地域資源の発掘などに努めているところでございます。

一部の介護福祉事業所では、既に子供の居場所づくりや虐待防止、地域住民の交流の場づくりに取り組まれておりますし、模擬訓練やサロン事業など、地域住民が主体的に取り組まれている活動もございます。

このような行政・民間・地域の取り組みをさらに充実しながら、広く住民に周知していくことが、地域包括ケアシステムの構築につながっていくものと思われます。

今後におきましても、行政の取り組みや支援はもちろんですが、さまざまな制度、

分野を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながることで、住民の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域共生社会が実現できますよう、一歩ずつ着実に進んでまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

山鹿市では、認知症サポーター養成講座へのこれまでの受講者は１万6000人を超えており、認知症に対する理解や地域活動への協力意識も大変高くなっているようでございます。市民の皆さんが主体的にかかわってつくり上げていったシステムは、より実効性のあるもので、持続されていくものと思われます。高齢者支援を主としていた支援のあり方から、課題を抱えたあらゆる市民の支援をしていくといった、いわばまったく新しいシステムを構築していくという、この過程は困難なこともあるとは思います。だからこそ、将来のビジョンをしっかり描いて、それを市民も行政も事業者も共有しながら進めていきたいと、私も含めて思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

おはようございます。

議席番号７番、冨田　弘海です。

先般、ワイナリーの起工式がありましたが、このワイナリー建設に至るまでの過程を、菊鹿で始まった当初からずっと見続けてきましたので、いよいよ始まったなという思いで感慨深く感じたところでありました。

また、先日、ワイン用ブドウの収穫の手伝いに行ってきました。ボランティアなど、たくさん方々が収穫に参加されていました。全般的に心配された天候などの影響は少なく、ことしは収量も多いのではという期待感があるということでした。

また、一昨日には、４年ぶりに真夜中に収穫するナイトハーベストが実施されております。しかし、ワイン用ブドウにおいても、アナグマなどの被害が深刻化している話を、ことしは数多く聞きました。防護柵でイノシシ対策をしたり、防鳥ネットでカラスなどの鳥対策はされていますが、アナグマが圃場に入り込み、被害の多

いところでは、かなりのブドウが食い荒らされているということで、電気柵でも余り効果がないという話も聞きますので、改めて対策を考える必要があるのではないかと思っているところでございます。

さて、それでは発言通告に従いまして、人口減少対策について一般質問をいたします。この件に関しましては、本年３月議会において、冨丸議員の質問に対し、市長の答弁の最後に、人口減少対策、これは非常に難しい全国的な課題でございます。しかしながら、これは喫緊の課題であるというふうに捉えております。そして、２つのキーワードをお示しいただいてのご答弁を聞いたところであります。

今回、再度の質問となりますが、少し違った観点からお尋ねしたいと思います。平成29年１月に策定された第３次山鹿市行政改革大綱の参考資料として、国勢調査と日本の地域別将来推計人口をもとに作成された人口推計がグラフで載っていたのですが、平成17年の合併どきには５万7726人いた人口が、今から３年後の平成32年には５万41人で、合併から7685人が減少、８年後の平成37年には４万7213人で、合併から１万513人が減少となっていました。考えてみますと、合併どきの菊鹿町の人口が7700人程度でしたから、合併からたった15年間で町１つ分の人口がいなくなったということになります。それほどの人たちは一体どこに行ってしまったんでしょうか。

国勢調査と住民票とでは、集計の仕方が違いますので、一概に比較はできませんが、市のホームページでは平成29年７月末現在、５万3247人となっています。合併当初、６万人都市と言っていた山鹿市が、８年後には５万人都市とも言えない状態になってしまう現実がすぐそこまで来ています。

ご承知のとおり、山鹿市議会においても総務文教常任委員会で、昨年、宮城県名取市の行政視察を行っております。名取市は、全国住みよさランキングにおいて、東北地区で６年連続第１位の地方都市で、震災では甚大な被害を受けながらも、人口は年間1000人から1800人増で推移し続けています。魅力の主な要因としては、住民の利便度・快適度によるものが大きく、都市部への交通手段の利便性や、民間による土地開発、大規模店舗の進出等により、それまで通過都市だった人の流れが、大きく変わってきたことが挙げられておりました。

そこで、改めて平成27年10月に策定された山鹿市長期人口ビジョンや、まち・ひと・しごと創生山鹿市総合戦略を見てみますと、国立社会保障・人口問題研究所推計で、このまま対策を講じなかったら、2060年の山鹿市の人口は２万8556人まで減少となっているため、数値目標として2060年の人口３万8000人以上、合計特殊出生率1.8以上、29歳以下の人口割合30％以上というような目標を設定してありました。対策を講じれば、１万人くらいは減少に歯どめをかけることができるが、あくまで

人口減少を前提とした状態での理想となっています。この件に対しては、平成28年３月定例会で服部議員が質問されており、客観的な指標を持って、各施策の効果を検証し、目標達成に向けて、毎年行うＰＤＣＡサイクルを組み込んでやっていくという答弁がなされております。

その後、山鹿市総合戦略の検証結果で公表されていましたが、その内容を見ますと、事業効果としては地方創生に相当程度効果があったという記載のみで、人口減少対策にどう効果があったのか、具体的な記載はありませんでした。確かに、菊鹿ワイナリー構想など、地方創生の重要な施策である３つの構想など、すばらしい取り組みはありますが、人口減少対策として考えたとき、地方版総合戦略を策定した多くの自治体が、従来の事業をブラッシュアップしたようなものが多く、中には本当に人口減少を目的としているのかなと思うところもあると、これも同議員が質問されたとおり、２次的な住みやすい環境づくりの事業が多く、山鹿市に住みたい、残りたいと、直接訴えるような取り組みが足りないと感じたところでした。

また、2011年３月11日の東日本大震災以降、地方への移住希望者は全国的に増加傾向にあると聞いているのですが、現実に空き家は確実にふえております。本市においても、山鹿市空き家バンク制度を制定して、対策を講じられていると思いますが、地区に１、２軒程度なら、このご時世仕方ないと思っていましたが、３軒、４軒と管理されていない空き家などもふえており、環境面、衛生面など、近所の迷惑になっているところもあるのではないかと思います。

そこで、次の４点についてお尋ねします。１点目、山鹿市内に空き家がどれくらいあるのか。２点目、空き家バンクにはどれくらいの物件が登録されているのか。３点目、空き家バンクを活用されて、これまで何世帯、何人の人たちが移住されたのか、これは地域別にお願いします。４点目、空き家バンクを活用した場合に、移住された方への支援はあるのか。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品市民部長。

［市民部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○市民部長（阿蘇品　貴司君）

冨田議員の一般質問、人口減少対策について、お答えいたします。

まず１点目、空き家の数でございますが、本市では昨年度に空き家の有効活用と適正管理を推進するため、調査員の目視による空き家実態調査を実施いたしました。その結果、山鹿地域613件、鹿北95件、菊鹿108件、鹿本108件、鹿央88件、合計1012件の空き家と推測される物件を確認しております。このうち、現状のままでは利用困難な物件を除き、ほぼ現状のまま利用可能及び一部改修すれば利用可能と思

われます541件に対して、空き家バンクへの登録をお願いしているところでございます。

次に、２点目、空き家バンクへの登録物件数についてでございますが、平成25年度の制度開始以来これまで、山鹿地域21件、鹿北１件、菊鹿６件、鹿本１件、鹿央４件、延べ33件の登録実績がございます。これにつきましては、主に家財等が残ったままで現状では登録できる状態にない、自分が使いたいときに使えない、他人に譲渡、貸し出すのに抵抗がある等の理由により、登録が進んでいない状況でございます。

続きまして、３点目、空き家バンクを活用した移住者数でございますが、空き家の売買や賃貸借契約により、これまで山鹿地域７世帯12人、菊鹿３世帯９人、鹿央１世帯１人、合計11世帯22人の方が移住されております。

最後に、空き家バンクを活用した場合の移住される方への支援につきましては、昨年度から空き家の利活用と移住促進を図るため、空き家バンク活用促進補助制度を実施しております。これは、空き家バンク登録物件を利用し移住された方や契約された所有者を対象に、改修工事費用、片づけ費用、引っ越し費用の一部を支援するものです。補助額は補助対象額の２分の１で、改修工事費用が50万円、片づけ費用、引っ越し費用がそれぞれ５万円を限度としており、昨年度の実績は改修工事補助が４件、引っ越し補助が２件、計６件でございます。

今後につきましても、実態調査をもとに空き家バンクへの登録を進め、移住を希望される方の住宅の選択肢を広げ、山鹿に住んでよかったと感じていただけるよう、移住促進のための環境整備に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ご答弁、ありがとうございました。

空き家バンクを活用してということでお尋ねしましたので、ほかに親戚、口コミ等を含めば、まだまだ数多い移住者がおられるだろうと思ったところでございます。

人口減少対策につきましては、それぞれの地域で取り組んでおられると思いますが、菊鹿地域でも観光協会主催によります婚活イベントが毎年開催されております。また、鷹取にあるやまびこ山村塾跡地を活用して、民間の方が移住定住のためのターミナルスポットとして事務所を設立し、空き家対策に取り組んでおられ、昨年12月開所以来、既に20数件が移住されたと聞いております。空き家とはいえ、個人の

財産ですので、一筋縄ではいかないと思いますが、空き家になって間もなければ、まだ住むことができます。しかし、数件経過すれば、もう住めなくなってしまいますので、先ほどの民間活用も視野に入れ、地域と行政が連携して、死亡や転出等で空き家となった情報をいち早く収集し、親戚等への働きかけや移住希望者の情報など、一体となって課題解決に努めていただきたいと思います。

また、山鹿市長期人口ビジョンでは、人口減少対策の取り組みを行政だけでなく、市民の力を総動員することで、長期的に本市の人口が約３万8000人で安定可能という将来展望となり、総人口では今より１万5000人減少するが、高齢化率は現在と同程度で推移するため、現役世代の負担感と日常生活への不安感なども解消されていく社会実現が期待されますと締めくくってあります。

しかし、校区別人口将来推計によりますと、一例を挙げると、2060年の鹿北地域の人口推計は985人とされており、比較するなら2016年５月１日現在の山鹿小学校の児童数が723人、山鹿中学校の生徒数が663名、計1386人なので、山小、山中を合わせた子供の数の７割程度しかいない状態で、あの広い鹿北地域を果たして守れるかということであります。

現実に、名取市のように人口が増加しているところもあります。人口減少ありきでなく、やはり人口が減らない施策を考える必要があるんじゃないでしょうか。人口の自然増減はやむを得ない部分もあると思いますが、社会増減は今後の取り組み次第では何とかなるんじゃないかと思います。

2012年の社会増減の主な要因を見てみますと、転出超過の半数は熊本市であり、次いで菊池市となっています。また、転出超過の主な年齢層は15歳から24歳の若年層に集中しております。つまり、高校の段階から地元の高校でなく、熊本市の私立等へのスポーツ特待や偏差値の高い高校への進学をしてしまうところから、人口流出が始まっていると考えます。山鹿市内の高校も軒並み定員割れが続いていますので、地元の高校への進学を後押しするようなことも考えていく必要があるのかもしれません。もちろん高校自体が魅力ある学校である必要がありますし、地元雇用が促進されることも必要だと思います。

人口問題は長期的な視点で考えていくのかもしれませんが、現実問題、跡取りが地元に残っていない家庭が大半の地区も多く、80歳を過ぎても区役で草刈りに参加されている方もいて、どうにか今の美しい景観が保たれているのだと思います。

ただ、10年後には今のようにはいかないでしょう。空き家もふえ、ますます残った人たちの負担がふえていくことが考えられます。熊本市や菊池市へは、山鹿に住んでいても働きに行けます。もちろん我々がそうであるように、山鹿市にもちゃんとした生活をしていける仕事はたくさんあります。

８月28日付熊日新聞掲載の記事では、過疎地での若者の雇用確保や定住の促進に取り組む団体を地方自治体が特別な法人と認定し、政府が財政支援する制度の新設が検討されており、今後ますます地方定住の議論が広まっていくと考えられます。各家庭においても、本当は子供には家に残ってほしい、養ってほしいと思っても、同じ苦労はさせたくない、いい仕事についてほしいという思いから、送り出す家庭も多いと思います。数年出てもいいから必ず山鹿に帰ってきてほしいということを、山鹿に残ってほしいと、もっと直接伝えるような意識改革を家族レベルで行うことで、山鹿市に残ろうと思う若者がふえていくのではないかと思います。

また、最近、熊本県においては、農業分野への外国人労働者の受け入れ要件を緩和する政府の国家戦略特区指定を目指し、国に提案書を提出されておりますので、農業分野も含め、今後、外国人労働者を受け入れるなども課題はありますが、１つの手段だと思います。

そういった人口減少対策として、将来、あのとき、山鹿市では産官学が一体となった山鹿独自の思い切った取り組みをしたおかげで、減少するばかりだった山鹿市の人口が増加に転じたと語れるような施策を、中嶋市政において実現していただきたいと思っております。

いろいろ申し上げてきましたが、最後にこの点に対する市長のお考えをお尋ねしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの冨田議員の一般質問の２点目、人口減少対策の取り組みに対する私の考えについて、お答えいたします。

人口減少問題は、経済活動を初め、さまざまな影響を及ぼすものであり、私自身も非常に強い危機感をもって臨んでおります。

議員ご指摘のとおり、空き家を活用した市内外からの移住定住対策も必要な施策と十分認識をいたしております。

人口減少問題の解消については、究極的には出生率を増加させ、生産年齢人口を増加させるといった人口構造そのものを変えることにありますが、その効果が出るまでには長い期間を要します。また、この問題は１つの取り組みを実施すれば解決できるものではなく、その対策は経済対策、福祉対策、教育対策、移住定住対策など、各部局間の政策を相互横断的かつ継続的に取り組む必要があると考えておりま

す。

皆様御存じのように、本市の市政の３本の柱は、人をつくる、経済をつくる、人口減少に歯どめをかけるを至しながら取り組んできたところでございます。いろんな施策を講じてまいりました。人口減少にいろんな施策を講じてまいりましたが、人口に歯どめをかけるまで至っていないことは、大変残念に思っておるところでございます。せっかくの機会でございますので、これまで懸命に取り組んでまいりましたものの中から、少しだけ具体的に紹介をさせていただきたいと思います。

特に、人をつくる、人に視点を当てたものについて申し上げてみたいと思います。かねて、私はこの社会は人がつくると、人が経済をつくる、環境をつくる、そういった思いをいたしながら、人づくりに大きな思いをいたしてきたところでございます。

教育、人づくり、子育て支援につきましては、かねて子供は山鹿の宝だと宣言しながら諸施策を展開してきたところでございます。

具体的に申しますと、子供が生まれまして、３カ月、そして１歳半のときに、ブックスタートということで子供たちに絵本を配付しながら、親子ともどもでの読書推進の一助になる、そういった取り組みも展開しております。また、小学校入学時には、共通のランドセルを支給しながら、ともに子供たちが同じ立場から、同じところから学校生活をスタートさせる、そういった思いを込めたランドセルの支給をやっております。

それとともに、本市にはさくら湯というすばらしい歴史的な温泉があります。ここには龍の湯というすばらしい、当時、藩主だけしか入れなかった龍の湯があるわけでございます。その龍の湯に山鹿の子供たちだけには、小学校１年生になったときに入湯体験ということで、この温泉に入っていただくようにしております。これはただ単に入浴体験だけじゃなくて、子供たちが山鹿に住んでよかったと、そしてこの天井にある龍を眺めながら、大きな志を持ち、そしていつまでもそれを大事にする、そういった子供たちを育てていきたい、そういった思いでの入湯体験もいたしておるところでございます。

さらに、議会のほうからも理解いただきながら制定いたしました、子供の医療費18歳までの無料化でございます。今日、全国的に子供の医療費の手厚い取り組みがなされておりますけれども、それに先んじて山鹿市では18歳までの医療費無料化をやったと。このことは教育や、そしてまた子育て支援にしっかりと取り組んできたあかしではないかなと、そんな思いがいたします。

かねて、私はいろんな会合に出ましたときに、山鹿の一番の自慢は子供たちの姿だと、大きな声で申し上げております。それは、その様子を３つだけ申し上げます

ならば、１つには子供たちがどこに行っても、どこでも元気のいい笑顔での挨拶をやってくれると。これは、全国からお見えになったいろんな企業や団体の方々が、山鹿の子供たちの挨拶を、帽子をとって丁寧に挨拶すると、本当にお褒めをいただいておりますし、また議会のほうでも、この子供たちの挨拶に見習おうということでの挨拶普及の推進条例も制定いただきまして、本当に私はうれしいなという思いをいたしております。

２つには、子供を持つ親、そして子供自体、また家族にとっても、子供たちが元気に喜んで学校に行く、このことが一番の願いであろうと思うわけでございます。不登校は本当に大変悲しい、苦しいことであるわけでございますけれども、本市の人口割の不登校の率は県下で断トツに低い。下から２番目と比べても、断トツに低うございます。これはかねて市民の方々が子供たちを見守り、励まし、しっかりと育んでいただいておるおかげであろうと思いますとともに、学校の先生方が子供たちがきょう１日休んだならば、すぐに行って、なぜ休んだのかと、その原因を追求しながら、そして自分の子供だと思いながら対策を講じなさいと、これは堀田教育長が自分の子供として、そしてすぐ対応しなさいという、そういった大きな方針の中で、そういった取り組みが全校で展開されておる、そういった成果だろうと思っております。ただいま申し上げましたように、元気のいい挨拶をする、基本的なことができる、そして不登校が少ない、このことによって山鹿の子供たちの学力は常に県下のトップレベルでございます。これは堂々と胸を張って申し上げたいと思っております。

子供のことについて申し上げましたけども、あと１つ、人に対する取り組みのことを申し上げますと、先ほど地域包括センターのあり方等々についてもご質問があっておりましたし、また認知症についてもいろいろとお話があっておりますけども、熊本県は認知症のサポーター、認知症の方が非常に多くなっておりますけども、認知症サポーターの人口割が８年連続で日本一でございます。蒲島知事がいつも自慢して言われております。

この熊本県にあって、山鹿市は県下で一番のサポーターの人口割の数が高い。これは、市民の皆さん方が高齢者の方々にとって非常に理解を持ちながらしっかりと支えていこうという、育んでいこうというそういった気持ちのあらわれであろうと思っております。

昨年の８月に日本経済新聞が調査しましたシニア、高齢者に優しいまちのランキングが全国版出ておりました。熊本県でその偏差値、全体の数字が最もよかったのは、この山鹿市でございます。これはただ行政だけの取り組みじゃなくて、市民の方々、いろんな福祉関係の取り組み、いろんな方々が力を合わせて高齢者を大事に

してきたと、そのあかしではないかなと、そんな思いがします。

ただいま２つだけ、人に対する取り組みを申し上げましたけれども、いろんな取り組みを展開しておりますけども、なかなかこの今問題になっております人口減少、短兵急に、急に改善するものではございません。しかし、この問題は大きなこの山鹿の課題であると、そのことをしっかりと認識しながら、ほかの施策もしっかりと展開してまいりたいと思いますし、今まさに人づくりの次に掲げております経済をつくる、このことがまた大きな課題であると思っておりますし、まさに今、山鹿版総合戦略３プラス１を展開しながら、山鹿の資源、可能性を大いに発揮しながら、経済を活性化しようという３本の柱、そして流域での１つの日本遺産の取り組み等々を展開しておるところでございます。

しかしながら、これだけやったからこれだけ人口減少がとまるというものではないと思います。いろんな施策、そしてまた市民の方々、また議員の方々、いろんな方々の知恵と力を結集して取り組んでこそ、初めてこの人口減少に歯どめをかけることができると私は思っております。そういった意味からも、議員各位、そして市民の方々の力強いご支援、そして私たちも命がけで頑張っていくことを心から申し上げまして、答弁とさせていただきます。

終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時26分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時39分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて、今回、５件の質問をいたします。

まず１件目、災害支援体制についてでございますけども、先に被災者支援システムの導入についてお聞きをいたします。災害対策基本法の一部を改正する法律が平成25年により、被災者台帳の作成、利用者及び提供に関する事務が新たに規定され、

平成25年10月１日に施行されました。あわせて、法改正により、個人番号（マイナンバー）の利用対象に被災者台帳作成に関する事項が追加をされております。

全国的に自然災害が頻発する一方で、安心・安全に対する市民の関心が高まっております。危機は予測できません。行政の根本使命は市民の命と生活を守ることであり、備えが重要でございます。

このシステムの最大の特徴は、家屋被害だけではなく、被災者を中心に考えている点です。住民基本台帳をデータベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など、被災者支援に必要な情報を一元的に管理ができます。

私は、昨年９月定例会におきまして、1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けました兵庫県西宮市が独自に開発されましたシステムの紹介をさせていただきました。被災者への迅速な行政サービスの提供に欠かせない、この被災者支援システムの導入についての見解をお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

北原議員の一般質問、災害支援対策に係る被災者支援システムの導入について、お答えをいたします。

被災者支援システムにつきましては、議員ご指摘のとおり、被災者支援に必要な情報を一元的に管理できることから、住宅被害状況の統一的判定、情報の共有化による援護の漏れや二重支給の防止など、的確な援護実施が可能となります。また、将来大規模な災害が発生した場合の被災等を想定いたしますと、被災者の支援はもとより、非常時で業務が錯綜する中、業務の負担軽減にも役立つものであり、その導入の必要性は高いものと判断いたしております。

システムの導入につきましては、昨年発生しました熊本地震の際に、熊本市や益城町、南阿蘇村など、15市町村で導入されたシステムや現在開発中のシステムなどを、今後総合的に比較検討しまして、導入へ向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁、ありがとうございます。

先ほど申しましたけども、災害はあってはなりませんけども、いつ、どこで、どのような災害が発生するかわからない状況にあります。

災害時の対応として、今多くの自治体で導入がなされております。先ほどのご答弁で、今後、総合的に比較検討をされ、そして導入に向けた取り組みを進めてまいりたいとのことでございましたけども、２回目につきましては、その導入時期についてわかりましたら、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

２回目のご質問、被災者支援システムの導入時期について、お答えをいたします。

被災者支援システムにつきましては、先ほど申しましたとおり、昨年の熊本地震の発生により導入されたシステムや、ほかに開発されているシステムが複数存在することから、おのおののシステムの内容、本市が所有しております各種データとの連携などを十分に調査しますとともに、その実用性、費用対効果などの検証も行い、なるべく早い時期での導入を目指してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

調査いただきまして、早い時期に導入をお願いをいたしておきます。

３回目は、防災備蓄品の管理につきましてお聞きをいたします。大災害発生時、公的な支援物資は道路の寸断などですぐに届かず、スーパーやコンビニも被災者や客の殺到で、商品がなくなりやすい。それだけに家庭での備えが欠かせないと思われます。特に命をつなぐ食料備蓄は、かつては３日あれば十分とされてきましたけども、今は１週間以上が望ましいと自治体などが呼びかけておられます。だが、賞味期限が長い乾パンや缶詰を保管していたけども、気がついたら期限切れで全て廃棄したといった失敗や、１週間、乾パンと缶詰ではと渋る人も多いだろうと思います。

そんな食料備蓄の一策として注目されておりますのがローリングストックであります。日常的に保存がきく食品を多めにストックして、賞味期限が近いものから食

べ、減った分だけ買い足していく手法です。これなら常に新しい食料を備蓄できる。日本災害食学会の事務局長は、都の情報誌「東京くらしねっと」の今月号で、賞味期限が長い特殊な食品だけではなく、ふだん食べなれている食品をいざというときの食事に利用することもできますと利点を挙げられております。最近は、栄養バランスのよいレトルト食品からアレルギー対応、デザートまで、備蓄用食品の進化も目覚ましい状況にあります。８月30日から９月５日まで、防災週間でございました。これを機に、我が家のローリングストック法を検討されてはいかがでしょうかとの新聞の記事がございました。

それでは、備蓄品の管理についてお聞きをいたします。山鹿市のホームページに掲載されてあります2016年熊本地震山鹿市災害状況報告を見ますと、他機関からの物的支援として、国、県並びに他自治体、また企業、個人より多くの物資をいただいております。また、物資をいただいた中から、被害の多い他自治体への物資支援状況も掲載をしてありました。

そこで、質問に入ります。この防災用の備蓄品は、市役所の地下倉庫並びに各市民センターに保管をされていると思います。３点について、質問をいたします。

まず１点目、備蓄物資は何日分ストックされていますでしょうか。２点目、備蓄物資の保管の適正化を図り、災害時に備蓄物資を円滑・迅速に配布するための手法、緊急に備蓄品の配送が必要となった場合、また孤立集落等が発生した場合は、どのような対応を考えておられますでしょうか。また、この数量等の点検は定期的に実施をされ、その数量と一覧表と申しますか、そういったものとの実態の調査は行われており、一致していますでしょうか。３点目、備蓄物資の不足品の購入方法はどのようになっておりますか。また、賞味期限が近いものもあるかもしれません。その物の処理はどのようにされておりますか、お伺いをいたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

３回目のご質問、備蓄品の管理について、お答えをいたします。

現在、災害時の備蓄品としましては、昨年の熊本地震の際に、支援物資として届けられた物も含めまして、ミネラルウォーター、アルファ米、乾パン、ビスケット、缶詰などの飲料品や食料品を、おおむね500人の３日分備蓄いたしております。また、毛布、救急箱、感染防護品、マスク、エプロン、手袋、紙おむつ等の衛生用品など、基本的な生活必需品につきましても備蓄している状況でございます。

また、災害時に備蓄品を円滑・迅速に配布するための手法といたしましては、備蓄品を庁舎地下倉庫及び各市民センターとに分けて保管するほか、緊急に備蓄品の配送が必要となった場合に備え、公益財団法人熊本県トラック協会と災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定を締結いたしております。

さらに、万が一、孤立集落等が発生し、物資の配送が必要になった場合には、自衛隊へ要請しまして、ヘリコプターによる配送をお願いすることといたしております。

なお、備蓄品の保管につきましては、管理表を作成しまして、適正な管理・保管に努めているところでございます。

次に、備蓄品の購入につきましては、従来行っていました一度に大量の備蓄品を購入し、その購入した備蓄品が一斉に消費期限を迎えるといった購入手法から、毎年一定の数量を新たに購入する方法、ただいま議員からもご案内のありましたローリングストック法を取り入れ、計画的な購入に努めているところでございます。

また、賞味期限が近い備蓄品の処理につきましては、自主防災組織の訓練時に提供を行ったり、小中学校の児童や生徒へ配布を行うなど、各種組織や各家庭においての備蓄に少しでもつながりますよう、災害対応のための啓発の一環として活用をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後１時15分から再開いたします。

午前11時53分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

北原　昭三君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

それでは、２件目、教職員の働き方改革について、お聞きをいたしたいと思います。

公明党の井上　義久幹事長は、４月28日午前、国会内で記者会見をし、文部科学省が同日発行しました2016年度公立小中学校教員勤務実態調査の速報値で、過労死の目安となる月80時間を超える時間外勤務をしている教員が多数に上ったことに触

れ、看過できない公務員の働き方改革へ早急に改善策を講じるべきだと訴え、党として教員の待遇改善策をまとめる考えを示しました。

同調査で、月80時間を超える、この時間外勤務をしている教員が、小学校で３割以上、中学校で６割以上に上っている中で、この過酷な勤務実態に言及しております。

長時間勤務がふえる要因の１つに、土日の部活動指導があるとして、より適切な指導ができる外部指導員を起用すべきだと力説をしております。これに加え、教員の負担軽減に向けては、指導体制を勤務実態に合わせることや、法律で定められた教員定数の改善を前倒しで実施するよう求めております。

民間企業の時間外手当に当たります教職調整額につきましては、1966年の勤務状況をもとに、月約８時間相当分しか支払われず、大半がサービス残業になっているとし、勤務実態に合った加算があってしかるべきだ、早急にその改善策を講じるよう、政府に求めていきたいと強調をしております。

それでは、質問をいたします。文部科学省が４月28日に公表した小中学校教員の勤務実態調査の内容と、そして山鹿市の取り組みはどのようになっておりますでしょうか。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

北原議員の一般質問、教職員の働き方改革等について、文部科学省が本年４月28日に公表した小中学校教員の勤務実態調査の内容と比べ、山鹿市の実態はどのようになっているかについて、お答えをいたします。

まず、文部科学省が公表しました教員の勤務実態調査は、昨年10月から11月にかけまして、連続する任意の７日間の日程で、全国の小学校から400校、中学校から400校に勤務する教員を対象にしたもので、全国的に見て平均的な教員の勤務時間等が発表されたところでございます。

その調査によりますと、１週間当たり60時間以上勤務している者、すなわち一月に80時間以上の超過勤務をしている教員の割合は、小学校で33.5％、中学校で57.6％でございました。

一方、山鹿市におきましては、同調査の対象となった学校はございませんでしたけれども、毎月、各学校から報告されます月80時間を超過勤務した者の報告では、今年度につきましては、６月期が最多でございまして、小学校で2.7％、中学校で15.0％と、全国平均よりも下回っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

山鹿市は、全国平均を下回っておりますけども、若干先ほどおっしゃいましたように、月80時間を超過された教師がおられるということがわかりました。

それでは、２回目の質問に入ります。

文部科学省が公表した公立小中学校教員の勤務実態調査で、多くの教員が過重労働に陥っているという、この実態が裏づけをされております。教員は授業以外に行事や事務、部活動などで多忙をきわめている現状、土曜日・日曜日は部活の練習や試合があったりして、年間を通じて休みがほとんどない状態と言われております。この過労死の労災認定の目安とされる月80時間以上の残業をしている人も少なくない状況でありまして、これは教員が多忙で、子供と向き合うゆとりがなくなれば、いじめを見抜いたり、そしてまた、生徒の個性や長所を引き出すことも難しくなると思います。子供が好きで、希望に胸を膨らませて教員になったものの、余りに多忙で疲弊してしまっては、教員だけではなく、子供たちにとっても不幸であります。働き方改革が叫ばれている今、学校現場の改善に本気で取り組んでいただきたいと思います。

教育委員会としましても、校務の見直しや校務の簡素化、情報化の推進、また定時退勤日の徹底など、各学校の校務改革が推進するように指導をされてきたとは思いますけども、さらなる強力な取り組みが必要であるかと思います。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。田上教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　田上　明利君　登壇］

○教育部首席教育審議員（田上　明利君）

北原議員の一般質問、教職員の働き方改革等につきまして、長時間勤務を減らすために、教育委員会としてどのようなことに取り組んでいくかについて、お答えをいたします。

これまで４年以上にわたりまして、教育委員会におきましては、校務改革について、各学校に指導してまいりました。今年度もまた、定例の校長会議においては、毎回、校務改革をさらに進めるよう、重ねて指導しているところでございます。

具体的には、職員会議や職員朝会、校内研修といった会議の回数、そして会議の時間のさらなる縮減。また週１回、必ず定時退勤日を徹底すること。また部活動につきましては、顧問を複数置きまして交代で指導することや、活動日と活動時間の見直し等を行い、教員の負担軽減を図っているところでございます。

今後は、ＩＣＴ等を活用しました適切な勤務時間管理を徹底し、長時間勤務の実態をしっかり把握するとともに、勤務時間の縮減がさらに図られるよう、可能な限り校務改革を推進していくよう、各学校の管理職に指導してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ありがとうございました。

勤務時間のこの縮減がさらに図られるように、また校務改革の推進をさらによろしくお願いを申し上げます。

さきに申しました週１回の定時退勤日につきましては、ちょっと学校に行って聞きましたら、校長先生から帰るよう促しているというようなことでございました。

それでは、３回目は、教育長より答弁をお願いいたします。

岡山県は、2016年度運動部活支援員として、県内の46校に派遣されました。昨年の12月の調査では、支援員がいる部活動の顧問を務める教員の約94％が、負担が軽くなったと感じていると答えられております。

実際、中学校教員の土曜日・日曜日の部活の指導時間が、この10年前の２倍になっているとの報告もございます。大きな負担となっており、全く改善がされていないような話もお聞きするわけでございます。４月からスタートしました部活動指導員制度に取り組んでみてはと思います。

また、この政府の提言では、部活動指導員の配置の抜本的充実など部活動業務の軽減。先ほどちょっとお話がございましたけども、ＩＣＴ活用などによる学校業務の効率化や勤務時間の適正な管理。また教員をサポートする専門スタッフの増員です。安倍総理は、提言について大変重要な提案と述べ、具体化を目指す考えを示しております。教員の過酷勤務の改善こそが、このいじめ問題の解決にもつながると思います。子供たちと向き合える環境こそが、この真の教員活動ができるとも思います。

今まで教育長におかれましては、校務改革にいろんな部分で取り組んでこられたことは知っておりますけども、また新たな気持ちとして、この教育長の働き方改

革・改善に向けての意気込みをお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

北原議員の一般質問、教職員の働き方改革を今後、教育長としてどのようなことに取り組んでいくのかということについて、お答えをいたします。

教育長に就任以来、日本一の学園都市やまがをスローガンとして、この実現のために３つの柱の１つとして、先ほど答弁にもありましたが、校務改革を掲げ、教員が子供と触れ合う時間を確保するために会議の回数や時間の縮減、また週１回定時退勤日を設けることなど、校務内容の見直しを各学校に徹底してきました。

今後は、教育現場で勤務する教職員の声を真摯に受けとめ、教員の勤務時間の縮減に向けて、教育委員会として行っています各種行事の見直しや、学校の事務負担軽減に努めていきたいと思っております。

また、学校に対しましては、業務が一部の教員のみに負担にならないよう、組織として業務を行うことを徹底してまいりたいと考えております。そして、部活動の指導については、小学校は平成31年４月から社会体育に移行しますが、中学校でも外部指導者を積極的に導入し、教員の部活動業務の軽減をさらに進めてまいります。さらに、パソコンによる出勤・退勤管理を促進し、勤務時間管理を厳密に行い、少しでも超過勤務を減らす努力をしてまいりたいと思います。

なお、教員をサポートする専門スタッフの充実につきましては、アシスタントティーチャーやサポートティーチャー、読書推進員など、既存の制度との調整を図りながら、学校現場の要望を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ご答弁、ありがとうございました。

さらに、この教員の方が働きやすい環境づくりに、さらなるご尽力をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、３件目、学校規模適正化事業計画の進捗状況についてお聞きをいたします。文部科学省の書類の内容でございますけども、適正規模・適正配置等に関

する手引き（少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて）の中に、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられます。

2008年（平成20年）をピークに人口減少局面に入っております。合計特殊出生率は低水準で推移しており、2050年（平成62年に）には人口が１億人を割り込み、約9700万人との推計もあり、これに伴って人口の地域的な偏在が加速することが予想をされております。また、年少人口につきましても減少を続けており、1980年代初めの2700万人から、2015年（平成27年）に1500万人台に減少をしております。

国が定める標準は、特別の事情があるときはこの限りではないとされております。弾力的なものですが、今後さらに少子化が進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持、向上の視点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者においてそれぞれの地域に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模を主体的に検討することが求められております。山鹿市におきましては、順次、その計画に沿って統合が進められております。

昨年の12月、池田　誠一議員が、八幡小、三岳小、平小城小のこの再編についての質問があっておりますが、私も地元といたしまして、その後の説明会など、進捗状況について、２点についてお伺いをいたします。

まず１点目、各校区でのＰＴＡ、校区長を初め、その地域への説明会は何回開催され、どのような意見が出ておりますでしょうか。２点目、八幡小学校の土砂災害特別警戒区域の安全確保のための対策は、その後どのような進捗状況でしょうか。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問の３点目、小中学校規模適正化事業の進捗状況について、お答えいたします。

小中学校の再編計画につきましては、平成21年１月に策定された山鹿市立小中学校規模適正化基本計画及び平成27年３月に策定された同２次計画に基づき、児童生徒のよりよい学習環境の確保のために、順次事業の推進に努めてきたところでございます。

そのような中で、ご質問の１点目、八幡小学校・平小城小学校・三岳小学校再編

計画につきましては、平成31年４月の開校を目指し、統合校の位置は八幡小学校を予定地として、各校区のＰＴＡ、地域、保育園保護者の皆様方、ＰＴＡ役員及び区長会等へ説明会や意見交換会を十数回にわたり開催し、統合対象校区でのご理解を求めてまいりました。

現時点では、ＰＴＡを初めとして、おおむねの理解をいただいておりますが、一部の意見といたしましては、統合校の位置や地形及び枠組みの問題、遠距離通学や通学路の課題、地域から学校がなくなることによる過疎化や定住対策に関する地域感情等により、十分な理解は得られない状況にございます。

一方、鶴城中と山鹿中の再編につきましては、各校区のＰＴＡや地域のご理解をいただき、平成31年４月を開校目標とし、鶴城中学校を山鹿中学校へ再編するということで、現在、各校区の代表者による統合準備委員会を設置し、遠距離対策や生徒の心のケアのための交流事業等、具体的な検討を進めているところです。

次に、２点目、統合予定校である八幡小学校の土砂災害特別警戒区域の安全対策につきましては、ご承知のとおり、さきの６月定例会におきまして、当該区域の調査・測量・設計予算をご承認いただいております。現在、県との協議や地権者の調査を進めるなど、対策工事のための現地調査の準備に入っているところでございます。この安全対策は、再編計画につきましても大きな懸案事項となっていることから、早期の対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

この土砂災害特別警戒区域の安全対策につきましては、早期の取り組みをお願いをいたします。

２回目になりますけども、今ご答弁の中で過疎化や定住対策に関する地域感情等により、十分な理解は得られていない状況にありますとのことでございました。私もいろんなところで話を聞きますけども、現段階ではまだまだその地域の理解が得られていない状況だと思います。納得のいった状態で進めていかないと、またいろんな弊害が起こる可能性があります。諸問題を解決するため、今後どのような取り組みをお考えかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の２回目のご質問、八幡小学校・平小城小学校・三岳小学校の再編計画に係る今後の取り組みについて、お答えいたします。

学校再編は、あくまでも児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うものですが、議員ご指摘のとおり、地域住民の方々の理解を十分得る必要もあることから、よりよい再編を進めるため、課題に対するより具体的な提案や協議進捗に関する丁寧な情報提供を行いながら、引き続き地域の懸念事項を払拭し、地域の理解を得ながら、着実な計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

やっぱし対話が必要と思います。地域の懸念事項を払拭し、理解を得ながら慎重に進めていただきたいと思います。

それでは、４件目、山鹿灯籠祭りの開催日程等についてお聞きをいたします。灯籠祭りのイベントの１つであります花火大会、山鹿市夏祭りとしては、最大のものとなっております。ことしも多くの方々がこの花火を見物に来られたと思いますけども、灯籠祭りへの参加者はいかがだったでしょうか。

私たちもたいまつ行列の一員として毎年参加をしておりますけども、町なかを歩く中で、観光客が毎年だんだんと減少してきているみたいに思いますが、私の気のせいでしょうか。

昨年９月定例会におきまして、納涼花火大会、灯籠踊りの日程を金曜日・土曜日に変更の質問をいたしておりました。久しぶりに遠方から山鹿のほうに帰省した方も、８月15日を過ぎると仕事の関係等で帰省となり、なかなかこの灯籠を見に行けないとの声も多く聞きました。

来年の８月15日は水曜日、16日は木曜日となっております。昨年のご答弁で、開催日を含め、広く市民の皆様の意見を伺いながら、山鹿灯籠祭りの運営のあり方をしっかり論議していかなければならないと思っていますとありました。市民の皆様の声、並びにその議論の進捗について、またことしの２日間の入込客数についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

北原議員の一般質問、山鹿灯籠祭りの開催日程等について、お答えいたします。

昨年の９月定例会におきましてご答弁申し上げたとおり、灯籠祭りの開催日、各行事の実施時間等祭りのあり方、また灯籠祭りが抱える課題につきましては、山鹿灯籠祭り実行委員会の部会を初め、関係する会合等で議論を重ねてきております。

特に開催日につきましては、これまで意見を聞く中で、観光客はもちろん、飲食業や宿泊業などの観光事業者、祭りを支える踊り手や担ぎ手の方々など、さまざまなお考えをお持ちでございます。

例えば、同じ事業者の中でも、週末開催が望ましいという意見がある一方で、金曜・土曜は既に宿泊が満室状況であり、平日開催のほうが新たな誘客につながるという意見もございます。

このように、開催日のあり方につきましては、多様な意見がございます。加えて、この祭りが神事としての歴史的・伝統的な要素を兼ね備えていることも考慮しなければなりません。

また、灯籠祭りに関しましては、ご承知のとおり、千人灯籠の踊り手や上り燈籠の担ぎ手の不足など、存続を危惧するような深刻な課題もあります。

これらの課題とあわせて、開催日につきましても、各町内会を初めとする灯籠祭り実行委員会での協議や、次代の祭りを担うメンバーとの懇談会の場などにおいて、来年の灯籠祭りに向けて、一定の方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

次に、入込客数につきましては、15日約７万人、16日が約９万人、計16万人でございました。本年は火・水の平日開催、また週間天気予報が両日とも雨の予報であったことや、祭り当日も断続的に雨が降った影響などから、昨年と比較いたしますと、約２万人の減少となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

答弁の中で、ことしは雨が降った影響等で、昨年と比較した場合はちょっと２万人減少ということで、いろんな事情があったのかなとは思います。

２回目に入りますけども、15日・16日のこの２日間、観光を兼ね、昼間がおいで

になり、その山鹿の町なかを散策される方も多くいらっしゃいます。観光客の方々への暑さ対策はどのようになっておりますでしょうか。

ことし、多くの方々より、山鹿市にはミストシャワーの設置はないのですかとのお問い合わせがございました。他自治体を見てみますと、日ごろから観光に来ていただいた方、また夏祭り等に来ていただく方の熱中症対策の一環として、このミストシャワーの設置をよく見かけるわけでございます。簡単にはいかないかもしれませんけども、来年からこのミストシャワーの設置についての見解をお伺いをいたします。

「多額をつぎ込む、来年度まで３年間のビッグネームの起用」との新聞記事がございました。高い買い物ではと懸念する市民もいれば、観光客がどうふえたか、しっかり調べるべきだとの意見もあると、過日の新聞に掲載をされておりました。山鹿灯籠ジャパンブランド構想、昨年度から山本　寛斎氏をアドバイザーに迎え事業を推進されておりますが、その取り組み内容についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

北原議員の２回目のご質問、熱中症対策について、お答えいたします。

近年、全国的に異常気象ともいうべき猛暑日が続く中で、夏のイベント開催については、事故防止の観点から、万全な熱中症対策が求められております。

山鹿灯籠祭りにおきましても、奉納灯籠の展示箇所を回るスタンプラリーなど、屋外での催しを実施しているため、熱中症に対策につきましてはミストシャワーを含め、あらゆる手段を講じていくことが必要であると考えております。

つきましては、今後、ミストシャワーの設置や打ち水など、熱中症を予防する上で効果的な対策を商店街や関係団体等にも協力を呼びかけ、実施方法や費用等の要件整理を行い、万全を期して、来訪者へのおもてなしの向上につなげてまいりたいというふうに考えます。

次に、山鹿灯籠ジャパンブランド構想につきましては、昨年度から山本　寛斎氏をアドバイザーに迎え、事業を推進しているところでございます。

まず、現在取り組んでいるものとしては、寛斎氏を初め、事務所スタッフが年間を通して本市に出向き、青年団体など地元関係者と意見交換を重ねることで、構想への理解や灯籠祭りの運営見直しに向けた機運の醸成を図っているところでございます。

情報発信では、昨年度の新宿伊勢丹などの取り組みに続き、ことしの８月には熊

本鶴屋百貨店で最も人通りの多い複数のショーウィンドウに、寛斎氏デザインの衣装と金灯籠を展示するなどＰＲに努めております。

また、ことしの灯籠祭りでの試行的取り組みとしましては、15日に八千代座から豊前街道、おまつり広場にかけて、寛斎氏を初め、灯籠師、踊り手、太鼓チームなどが練り歩きを行い、おまつり広場において祭りの開始を伝えるキックオフイベントを開催し、多くの観衆でにぎわい、話題を呼んだところでございます。

このようにさまざまな取り組みを進める一方で、15日・16日の両日に限っての入込客数につきましては、ここ数年伸び悩んでおりますが、本市といたしましては地方創生に掲げている年間の観光入込客数500万人、宿泊客数50万人、さらには山鹿灯籠のイメージ度向上等を目標に掲げた、山鹿灯籠ジャパンブランド構想を初め、その達成に向けて各種事業を展開することにより、国内外の方々に認められ、選ばれる祭りとして磨き上げをしていきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

今後、開催日を含めまして創意工夫され、多くの方々に来ていただける灯籠祭りでありますように期待をいたしたいと思います。

５件目、胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入と費用助成について、お伺いをいたします。

胃がんは、現在でも男性に多く、女性は３番目に多いというデータもございます。確率の高いがんであります。年間約12万5000人が発症し、約５万人の方が胃がんによって命を落としております。胃がんは、このピロリ菌の感染によって起こることがわかってきております。ピロリ菌が幼少期に胃粘膜に感染すると、長い年月をかけて粘膜に炎症が起こり、徐々に萎縮をしてきます。そして、年間1000人中、３名か４名の方にがんが発生するようでございます。

昨年９月議会におきまして、ピロリ菌検査の実施及び費用の助成についての質問をいたしておりました。平成28年から平成29年にかけましては、総合的な判断を行う期間と位置づけをしておりますとの答弁でございました。医師会の意見を含めた、その後の調査、検討結果はどのようになっておりますか。お伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

北原議員の一般質問、胃がん予防のためのピロリ菌検査の導入と費用助成について、お答えいたします。

山鹿市における胃がん検診は、健康増進法に基づき、国が定めるがん検診実施のための指針に沿い、バリウムによる胃部Ｘ線検査を実施いたしております。平成28年度の受診者は3231人、結果的に５人の方の胃がん発見につながっております。

ピロリ菌検査は、胃がんそのものを見つける検査ではなく、胃がんになる可能性の高いピロリ菌感染の有無を調べる検査であります。その結果次第では、ピロリ菌の除菌を促し、将来胃がんにかかる可能性を減らすという趣旨のものでございます。

ご質問のピロリ菌検査の導入について、調査検討した結果について、お答えを申し上げます。まず、全国の実施状況について、平成27年５月の国の調査において、全国107市町村で実施しております。熊本県内では平成29年度から４市町村が実施しており、費用の助成は３市町村となっています。

次に、感染年齢について、ピロリ菌は５歳までに感染することが多く、10歳を超えてからピロリ菌に感染することはほとんどないと言われております。鹿本医師会の先生方からは、もし検査を実施するなら、対象年齢については若年層を対象に実施することがより効果的であるとのご意見をいただいております。

次に、検査の実施機関の受け皿について、集団検診の受託検診機関からお話を伺いました。現在、受け入れ態勢が整っておらず、検査機器の整備や検査技師等のスタッフ確保が必要になるとのことであります。国の指針における胃がん検診の検査項目に加えられない限り、対応は難しい旨、お聞きしております。

次に、国の考え方につきましては、がん検診のあり方に関する検討会において議論されておりますが、胃がんとピロリ菌には因果関係があるものの、検査結果が陽性となり除菌をきちんと行ったとしても、胃がんの死亡者数が減るという根拠は不十分であるとの報告があります。このようなことから、国の指針における胃がん検診の検査項目に加えられていないものであります。

次に、本市の胃がん死亡者数の状況について、平成20年度でがん死亡者298人のうち、胃がんが29人で9.7％だったのに対し、平成28年度ではがん死亡者179人のうち、胃がんが９人となっておりまして、胃がんによる死亡者は、人数、割合とも減少している状況でございます。

以上のことから、ピロリ菌検査をがん検診の項目に加えることにつきましては、現時点においては、早急に実施すべきとの判断には至っていないところでございます。

なお、現在行っている胃がん検診は、国の指針では40歳以上を対象としておりますが、本市独自に対象者を19歳以上に拡大して実施しているところであります。しかしながら、受診率は７％台と低い水準にありますことから、当面、市民の皆様への周知・啓発など、受診率の向上にしっかり取り組むことにより、がんの早期発見・早期治療につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

時間の関係で、内容を割愛し質問をさせていただきます。

２回目は、中学生を対象にピロリ菌検査についてお聞きをいたします。胃がんリスク軽減へ、中学校の健康診断と同時に、天草市は今年度から市内の中学３年生を対象に、胃がんの主な原因とされる、さきに申しましたピロリ菌の感染検査を無料で行っております。これも昨年、質問をいたしました、山鹿市内中学３年生を対象にしまして、このピロリ菌検査について実施してはと思いますけども、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員のご質問、中学生を対象にしたピロリ菌検査の実施について、教育部としてのお答えをいたします。

現在、市内の小中学校では、学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づき、身長や体重、視力といったさまざまな項目の健康診断を実施しているところです。

ピロリ菌の検査につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、若年時に実施するほど胃がんの発症リスクを軽減できることは認識しており、一連の健康診断項目の中で行います尿検査の試料を用いて、追加検査が可能であるという技術的な部分は確認をしているところでございます。

一方で、本来、教育活動として、学校生活を健全に送るための健康診断と、早期治療・早期治癒のための健康増進施策とは、その根拠規定や実施目的が異なる面もございます。

また、市の健康増進施策の一環として、若年層を対象にした検査を実施するということになれば、保護者の同意と費用の負担、感染が認められた場合の対応等、検

査から治療に至るまでの一連の過程において、市や学校、保護者の役割分担と責任の明確化など、幾つかの課題解決が必要になってまいります。

このことから、学校におけるピロリ菌検査の実施につきましても、福祉部との連携のもと、市全体の健康増進、医療費抑制施策の一環としては、いまだ判断する段階に至っていないものと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

先ほど、福祉部長の答弁により、ピロリ菌検査をがん検診の項目に加えることにつきましては、現時点においては早期に実施すべきとの判断には至っていないとのことですけども、あえて市長にお伺いいたします。

内容はちょっと割愛いたしまして、私たちは昨年６月６日、ピロリ菌検査の導入を要望される１万5112名の方々の署名を届けさせていただきました。この内容を見ましたときに、署名をしていただいた方々の期待に沿えないような内容でございますけども、市長の考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

北原議員におかれましては、胃がんの予防のためのピロリ菌検査の導入と費用助成につきまして、昨年に引き続き、他の自治体の事例を含め、ご質問をいただいたところでございます。

がん検診の項目に加えること、あるいは中学校での健康診断での導入ご提案に対し、調査検討した結果は、ただいま担当部長がお答えしたとおり、現時点においては、早急に実施すべきとの判断には至っていないところでございます。

ピロリ菌の除菌は、一次予防と言われておりまして、胃がんを含めたがんの予防、生活習慣病の予防については、食生活の改善、禁煙、運動習慣の定着化などの一次予防と検診がともに重要な役割を果たすと認識しております。

今後とも、一次予防や検診に関し、幅広く情報提供や啓発を強化してまいりたいと考えております。

本年度より、市民歩こう運動の前進に加え、特に健康や運動無関心層を対象に、

健康づくりのための運動や生活習慣の動機づけ及び定着化に向けた取り組みを新たに実施しております。

このような取り組みを通して、健診の受診率向上、健康づくり習慣の定着化、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時02分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生　よしや君の発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、こんにちは。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

きょうは、３項目について質問します。

１つ目は災害に強いまちづくりについて、２つ目は安心安全なまちづくりについて、３つ目は国民健康保険税の都道府県化についてです。一問一答でお願いいたします。

それでは、通告に従って一般質問を行います。

昨日も山鹿市には大雨注意報が出ました。昨今の雨は、植物などを潤すばかりでなく、時として局所的な豪雨となり、大きな災害をもたらすことがあり、どこに住んでいても安心安全な暮らしができるような配慮が必要になってきました。また、自然の驚異だけでなく、皆さんも大変心配されているように、北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験の問題、こんなことも心配です。日本共産党は、ミサイル発射その日に厳しく糾弾・抗議する談話を発表したところです。

そして、もう一つ心配なことは、佐賀空港に配備されようとしていた自衛隊のオスプレイが、佐賀県の住民が危険性と騒音による漁業の影響が大きいなど反対が強いために、高遊原分屯地に配備される可能性が強いということです。オスプレイは、沖縄県名護市の安部集落すぐ前の海に墜落。１年もたたないうちには普天間基地所属のオスプレイがオーストラリア沖で墜落。８月29日には大分空港に飛行中のエン

ジン異常で緊急着陸しました。そのオスプレイが、前日には岩国基地で白煙を上げていたことがわかっています。なぜこのことを言うのかといいますと、自衛隊の大編隊機は山鹿市上空を通過することがあるのですが、思わず耳を塞ぎたくなるような音で、空を見上げるような状況です。オスプレイだったらなおさらのことだろうなと思っているのですが、山鹿市上空もこのオスプレイの飛行訓練ルートの１つであるイエロールートに含まれています。危険なオスプレイの飛行訓練の中止と、高遊原に配備されることになる場合、山鹿市上空を飛行することになりかねません。熊本県への配備も、飛行訓練の中止とともに、ぜひ求めてほしいと思います。市長さん、どうぞよろしくお願いします。

さて、質問の内容に入ります。山鹿市は本年３月発行、総合防災マップもしものときのためにという大きな冊子をつくって各世帯に配布し、防災に対して意識と対処ができるよう市を挙げて取り組んでおります。

その内容に触れながら、避難所や備蓄状況、また自主防災組織についての質問も予定していたところですが、私の質問の前後で、北原議員、勢田議員が取り上げられるということでしたので、同様の部分については重ねての質問は控えることにいたしました。

防災マップ、自主防災組織を大いに生かし、住民が意識を高めたり、日ごろからどんな対応が必要になるのか、実際に行動してみながら体得していけるような啓発を、これからもお願いしたいと思います。

鹿校通２丁目には、毎月１日に黄色いタオルで安否を知らせる活動が実施されております。役員さんやご近所同士でも、様子が確認できているようです。日ごろからの訓練や隣人とのかかわりが被災地でも大きな力になったことを、山鹿市でも生かしていってほしいものです。

質問の第１番目、災害に強いまちづくりとして、戸建木造住宅耐震化支援事業というのが熊本地震を受けて、山鹿市でも募集されました。災害に強いまちづくりは、地震や豪雨などの災害を受けて、いつどこでも災害に見舞われるかわからないと、どの世帯でも大きな関心が持たれていると思います。そこで、山鹿市が熊本地震を受けて、県からの事業として取り組んでいる、先ほど申しました戸建木造住宅耐震化支援事業の内容はどういったものでしょうか。７月31日までの申込期限となっていましたが、相談件数、実施件数はどうなっていますか。申し込みが締め切られましたが、今後の計画はあるのでしょうか。お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の一般質問、災害に強いまちづくりについて、お答えいたします。

被災宅地等の復旧には、２つの支援制度がございます。１つは、住宅耐震化支援事業で、昭和56年５月31日以前に着工した住宅と、平成28年熊本地震により被災したことが確認できました住宅が対象でございます。もう一つは、被災宅地復旧支援事業で、平成28年熊本地震により被災したことが確認できました宅地が対象でございます。これらの事業は戸建木造住宅のさらなる耐震化及び宅地の復旧を進めるため、熊本地震復興基金を活用した新たな支援制度に基づくもので、山鹿市の負担はございません。

まず、住宅耐震化支援事業につきましては、市内に住所を有する者、または市内に住所を有する予定がある者、市税を滞納していない者、戸建木造住宅の所有者が対象となります。その対象者が行う耐震改修設計、また耐震診断を行った結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限り、耐震改修工事、建てかえ工事、耐震シェルター工事を行う際に、その費用の一部を補助するものです。

耐震改修設計及び耐震シェルター工事につきましては、それぞれ補助率３分の２と２分の１で上限額が20万円、耐震改修工事及び建てかえ工事につきましては、それぞれ補助率２分の１と100分の23で、上限額が60万円として補助を行うものでございます。事業の実施期間は、平成38年３月31日までとなっております。

なお、平成29年７月末までの事前相談件数は11件、今回の９月定例会で補正予算を計上しておりますが、対象件数も11件で、金額は300万円でございます。

次に、被災宅地復旧支援事業につきましては、市内にある宅地の所有者、市税を滞納していない者が対象となります。その対象者が行う被災宅地ののり面、擁壁、地盤の復旧、住宅基礎の傾斜修復の工事につきまして、対象工事に要する費用から50万円を控除した額の３分の２を補助するものです。また、対象工事の上限額は1000万円となっており、最大で633万3000円の補助を受けることができるものでございます。事業の実施期間は、平成32年３月31日までとなっております。

なお、平成29年７月末までの事前相談件数は22件で、こちらも補正予算で計上しておりますが、現地調査の結果、支援事業の対象となるのは４件で、金額は200万円でございます。今後も随時、相談受付を行いまして、親切丁寧な対応に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今後も受付を行い、耐震診断耐震改修建てかえ工事については、平成38年まで実施期間がある、被災宅地復旧支援事業については平成32年までが実施期間とのことでした。必要な方が相談しやすい情報発信をお願いいたします。

今は熊本地震を受けて、昭和56年度以降に建てられた住宅でも耐震改修をしたいと思われる方がたくさんいます。今回の事業は、昭和56年以前に着工したものと条件づけられています。６月議会に、私、この住宅リフォームについて質問をしましたときに、リフォームが必要になってくる築30年経過した住宅が１万3500件もあると回答がありました。また、一定の経済効果があったと認めています。住宅リフォーム事業は、住宅を改修したい住民はもちろんのこと、地元業者の仕事興しにつながると、全国では600を超える自治体が実施しています。支援事業継続とともに、地域の経済効果を考慮して、復活を検討するべきだと思います。

市長に、ここでぜひ、これについての見解をご答弁いただけたらと思います。お願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

通告があっておりませんでしたのでちょっとびっくりしましたけども、今、リフォーム事業につきましては、先般の議会で申し上げましたように、一定の効果があったというふうに認識をいたしております。しかしながら、今の段階ではまだ実施するまでには至っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長、答弁ありがとうございました。

先ほども申しましたように、全国では628自治体でこの経済効果があるということで実施されているということで、これは広がっているということなのです。ですから、山鹿市でもやはりこの継続をしていただく、復活をしていただくということを重ねて求めておきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、安心安全なまちづくりについてお伺いします。灯籠祭のときには、大勢の方に来ていただき、大変にぎわっておりました。雨も心配され、関係者の皆さんは

大変だったろうと思いました。ご尽力いただいた皆さんに、改めて感謝を申し上げます。

私は当日、お客様を迎える気持ちで回ってみようと市内を歩いてみました。そこで、長蛇の列になっている女性トイレの整備がさらに必要だということと、浴衣を着た若い２人連れの方が足湯にゆっくり足をつけて帰りたいねと話されていた、そんな声に応えてあげたいなと思いました。

また、さくら湯前の広場の朝市に出かけられた車椅子の方が、利用できるトイレがなくて大変困り、近くの個人のうちを借りられたとの話も聞きました。私も母が障害を持っておりまして、車椅子になってから、その前もトイレには大変心配をして外出をしたものです。必ず行き先に利用できるようなトイレがあるだろうか、そういうことを心配して行き先を確認したものです。

また、私は保育士を長年続けてきましたが、仕事をしていたとき、生まれながらに肛門形成が不完全で人工肛門の施術をしているお子さんがいました。また、成人後も病気、がんなどによって、人工肛門の施術をしていらっしゃる方もいるようです。そんな方たちも対応できる、誰もが安心して外出ができるトイレが、やはり観光地にもしっかり設備されることが必要ではないかと思います。

先日、オスメイトという話をしましたが、初めてそれを聞きましたと、それから調べていただいたようです。そういう設備のあるトイレもあちこちでふえてきているように思います。山鹿市でも多目的トイレ、女性用のトイレの増設、また暗がり中で大変不安な思いでトイレに入るのではなく室内を明るい照明にする、何かあったときには、ブザーで知らせることができる、そんな設備を進めていってほしいと思っています。そこで、山鹿市の町なかトイレの現在の整備状況はどうなのかをお尋ねします。

そして、次に公園設備計画についてお尋ねいたします。先ほど、足湯で足をつけて帰りたいとおっしゃっていましたが、公園のさまざまな施設や遊具、そういったものは来られた利用される方にやっぱり便利なもの、そしてそこが憩いの場所になるようなものが必要だと思います。

公園というのは、市民の誰もが憩いの場所や遊びの場所として利用できるものだと思います。また、一時的な避難場所としての役割が昨今見直されているのではないでしょうか。公園に足を運んだところ、遊具が壊れていた、草が伸びて遊べなかった、水遊びが楽しめるところなのにコケで滑ってしまった。また年齢によっては、利用の仕方が異なってしまうため利用がしにくかったというようなこともあるようです。公園の維持、管理、設備状況についてはどういった状況でしょうか。

また、さくら湯の前、足湯広場では、スケートボードを楽しむ若者によく出会い

ます。何ともうまく乗りこなしているなと感心してしまいます。その方に話を聞いてみますと、市内のあちこちからやってくるようです。そして、私の近所にもやはりスケートボードを抱えて出かけていく少年がいますが、安心して楽しめる場所が欲しいとのことでした。スケートボードなど、若者も遊べる、楽しめる公園、また遊具、健康遊具などもあれば、気軽に運動ができるので整備してほしい、幼い子供や孫と楽しめる遊具が欲しいなど、さまざまな市民の声に応えて、山鹿市の公園を計画的に整備していってほしいと思います。その状況について、お尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

芋生議員の一般質問、安心安全なまちづくりについて、お答えいたします。

１点目の町なかの公園やトイレの整備状況につきましては、町なかに公園や広場が現在33カ所ございます。33カ所のうち、トイレを整備しておりますのは、泉町にある泉田公園、宗方地区にある皆根公園、長田公園、米田公園、宗方河川公園、北町にある北公園、鹿校通地区にある鹿校通公園、楢の迫公園、豊前街道沿いにある湯の端公園、中町歩行者広場、下町歩行者広場です。公園９カ所、広場２カ所、合計11カ所になります。

その11カ所ののうち、車椅子利用の方、小さな子供連れの方、高齢者の方などが不自由なく利用できるようにスペースを広く確保し、手すりやおむつかえシートなどを備えた多目的トイレを泉田公園、皆根公園、北公園、湯の端公園、鹿校通公園、宗方河川公園、中町歩行者広場、下町歩行者広場の公園６カ所、広場２カ所の合計８カ所に設けております。

なお、今後、老朽化等で建てかえを迎えます公園や広場のトイレにつきましては、配置スペースなどの問題もありますが、バリアフリーにするとともに、利用者が安心して安全に利用できるよう、多目的トイレを主体に整備するように努めてまいりたいと考えております。

２点目の公園整備計画についての中で、公園の維持管理の状況につきましては、おおむね除草を年３回、施設の安全点検を年４回、清掃を週１回実施しております。遊具の点検状況につきましては、専門業者による遊具の劣化点検を年１回実施しており、利用される方の安心安全に努めているところでございます。

今後、公園整備をする場合におきましては、地域のご意見を伺いながら、立地条件、地域の特性を踏まえまして、トイレ、水飲み場、遊具、広場などを配置した、利用しやすく、親しみやすい公園整備を検討してまいりたいと考えております。

なお、遊具につきましては、老朽化等の状況及び地域の現状を把握し、ご意見を伺いながら、健康づくりのために、子供から高齢者の方まで気軽に適度な運動ができる健康遊具の整備も考慮し、改修・更新等を進めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

公園の維持管理について、お答えいただきました。

私も、遠くにいますが、孫がやってきた際に、山鹿市の公園を少し一緒に回ってみました。子育てをしているころ、そして孫たちと一緒にいたころは、公園というのはとても身近で安心して行ける場所でした。しかし、今回一緒に孫たちと行ったときに、草が生えていたり、水が濁っていたり、そんな状況をちょっと目にしたもので、やはりいつでも利用ができる、そんな公園をぜひ目指していってほしいし、公園というのは、先ほども申しましたように、市民が憩いができる場所、またいろんな遊びが楽しめる場所として整備を計画的にお願いしたいと思います。公園にいろんなものがあれば、そこに集う人たちも、市民が本当に楽しく暮らせる山鹿市になっていくと思います。そこも、ぜひ目指していただきたいと思います。

そして、スケートボードについての公園のお答えはありませんでした。これは管轄が違うということではあったんですけれども、スケートボードについては、2020年オリンピックの正式種目として選ばれました。今後は関心も高まり、競技人口はふえていくことでしょう。山鹿市の若い世代から要望の強いスケボーパーク、この整備について検討できないでしょうか。ぜひ、お答えはお願いできませんでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中原建設部長。

［建設部長　中原　忍君　登壇］

○建設部長（中原　忍君）

今、芋生議員ご質問ございましたスケートボードの話でございますけれども、確かにオリンピック種目になるということで、若い方、今後いろいろされてくるかと思いますけれども、ただやはり道路沿いとか市街地になりますと、大変滑ったり危険なところもあるかと思います。場所も適地を探して整備をしなければならないとは思いますので、十分に場所、それからその付近を考えまして、将来的に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

お答え、ありがとうございました。

この山鹿市の近くには、日奈久にスケボーパークがあるとのことで、これからぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に国民健康保険税の都道府県化について、質問したいと思います。ここで質問に入ります前に、資料の配付をさせていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○３番（芋生　よしや君）

ありがとうございました。

国民健康保険税についての質問は、３月、６月議会に続いて、３回目の質問となります。８月27日付熊日新聞には、「都道府県化移管で国保料上がる35％」との見出しの記載があり、市民の不安の声は高まるばかりです。６月定例会で私の質問に福祉部長は、保険税率の決定は市民生活に大きな影響がありますので、標準保険税率が示される前の可能な限り早い段階で、これまでの分析ですとか、見込みの試算を行いまして、山鹿市国保運営協議会における議論を深めてまいります。また、試算の結果、特に急激な負担増となる世帯層については、負担軽減策の検討が必要と答えていただきました。

試算がわかれば、対策をとることができるが、１月まではっきりとした試算も出ないままであれば、議会で十分な議論もないままで予算の議決を求められます。ましてや、住民は請求書が送られてきて初めて事態を知ることになります。今でも払いたくても払えない状況に置かれている方にとって、どれだけの衝撃だろうかと考えるだけで心配になってきます。国民健康保険は、住民の命にかかわる問題です。保険料の試算を早急に公表するよう求めます。

山鹿市では、一体どんな世帯の方たちが国民健康保険に入っているのでしょうか。国保税滞納により、資格証交付となった世帯は必要な医療が受けられないのではないか。被保険者の実情に応じた配慮はされているのでしょうか。この点について、

お答えをお願いしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

芋生議員の一般質問、国保資格証明書交付世帯の状況と、それに対する対応について、お答えいたします。

平成29年８月末現在の国保資格証明書交付世帯は73世帯、被保険者数103人でございます。

資格証明書世帯の被保険者が医療機関を受診された場合、かかった医療費を一旦全額自己負担いただき、その後、申請により、保険給付分を国保から払い戻す手続を行います。この手続を行った件数は、平成28年度が21件、平成29年度の８月までが10件であります。

資格証明書世帯に対しては、国保税が納付できない特別の事情の届出書の提出を促したり、一定期間、弁明の機会を付与して、相談にお越しいただくような勧奨を継続的に行っております。

窓口にお見えになる方には、現在の生活の状況をお伺いして、実行可能な納付計画を立て履行していただくことにより、短期保険証へ変更したり、場合によっては生活困窮相談につなぐなど、それぞれの実情に応じた対応を行っております。特に緊急に医療が必要と思われる場合には、当然ながら、市民の生命を守ることを最優先に、柔軟に対応しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、資格証明書の交付世帯について、お答えいただきました。

山鹿市、８月末現在で73世帯、被保険者数は103人ということでした。これは私が３月に聞いた時点では145世帯ありましたので、半数に減ったわけです。努力をしていただいた結果、半分の世帯になったわけですが、玉名市では17世帯、合志市では11世帯、菊池市では１世帯、その方は所在不明世帯とのことです。配付資料を見ていただいてもわかるとおり、資格証明書というのは生活が苦しくて保険税を払えない世帯です。そんな世帯が、先ほどおっしゃったように、窓口で全額払う、これは大変なことだと思います。そういった方たちが病院にかかれず、命を落とすこ

とにもつながりません。さらなる資格証明世帯を減らす努力を、ぜひお願いしたいと思います。

資料を見ますと、200万円未満の所得世帯で国保世帯は82.9%、300万円までいくと91.2%、もう国保世帯のほぼ９割を超える方たちが所得が本当に厳しい、毎日の生活にも苦しむような状況ではないでしょうか。

さて、短期証の発行、これもあります。短期証の場合は、国保の滞納期間が６カ月から１年未満で、医療費は３割負担となります。１カ月、３カ月、６カ月の短期での保険証となるわけですが、その短期保険証は更新されているのでしょうか。市役所にとめ置きされていて、被保険者に届かないということはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

短期保険証の更新状況について、お答えいたします。

短期保険証の発行・更新を行う目的は、被保険者が医療を受ける機会を確保し、他の全ての加入者と同様に、国保税の納付という義務を誠実に履行していただくためのものであります。

山鹿市では、国保税の滞納状況に応じて、１カ月、３カ月、６カ月の短期保険証を交付しております。更新時期の前には、納税相談及び更新においでいただくよう勧奨をしております。また、毎月、夜間や休日の相談窓口を開設し、極力、被保険者に直接面接することで、それぞれの実情を把握し、適切な対応をとるよう心がけております。

勧奨によってもお見えにならない方につきましては、１カ月の短期保険証を郵送し、一度も保険証が届かないというような状況にならないよう配慮いたしております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

毎月、夜間や休日の相談窓口を開設され、極力、被保険者に直接面接して、それぞれの状況を把握しているというお答えでした。また、どうしてもお見えにならないような方には郵送して、届かないことがない状態にする配慮をしてあるとのこと

で安心しました。

今、働き方の多様性とともに、所得の少ない方たちは、ダブル・トリプルワークや休日に働いて、休日なら時給は高くなるなど、本当に厳しい働き方になっているようですので、この丁寧な対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

来年から、国保の都道府県化が行われる、その一番の市民の心配は保険税が引き上げられるのではないかとの懸念です。私は、今でも高過ぎる国保税が、これ以上、上げられることはあってはならないと思います。もう既に２回の試算が行われていると思います。試算結果は公表すべきではないでしょうか。

私もこの間、いろいろ調べてみましたところ、熊本県の資料に行き着きました。その試算結果では、法定外繰り入れや基金取り崩し分を入れないので、試算で大幅な負担増となっていました。それらの試算により、全国の各地の住民から不安や怒りの声が上がり、厚労省は７月10日の都道府県への方針通知で、これまで法定外繰り入れは含まれないとしていたが、第３回試算では平成28年度に法定外繰り入れや基金取り崩しなど、保険料増加を抑制した市町村は同額を平成29年度に繰り入れた上で試算することを要請しています。法定外繰り入れができることを厚労省が認めたのです。山鹿市がこれまで同様に繰り入れるかどうかの問題です。市長が、前回、法定外繰り入れは慎重判断とお答えいただきましたが、再度この点について法定外繰り入れをどうお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員のご質問にお答えいたします。

今回の国保制度改革では、これまで市町村が行っていた法定外繰り入れの解消を目指すことを目標の１つとして、国による公費の追加拡充が予定されております。その拡充額を反映した山鹿市の標準税率が明らかでない現段階においては、一般会計からの法定外の支出をするしないというような判断をする時期ではないと存じます。

仮に、今後、現行の法定税率よりも上昇する税率が示され、山鹿市の国保世帯の負担がより重くなる場合、その軽減策としては十分に検討し、対応してまいります。その財源としては、国保が保有しております財政調整基金を優先的に活用すべきであると考えます。

今後も国の動向を注視しつつ、県との協議を重ねながら、山鹿市の方針を定めてまいりたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

まだ、それを考えるには早いということでしたが、国保税を払えずに通院を控えている被保険者、生活を切り詰めながら国保税を何とか捻出している被保険者を、さらに追い詰めることがないように、絶対に引き上げない、いや、むしろ引き下げる、そういうふうにぜひお答えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

先ほど申し上げましたように、まだそれが決まっていない時点で、今どうするかということは、判断できないということを申し上げておるのでございます。

先ほど申し上げましたように、負担が重くならないように、しっかりと取り組んでまいるということは申し上げたとおりでございます。そういった思いでございます。

以上です。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

市長のお答え、負担が重くならないように、しっかり取り組むとおっしゃいましたので、値上げをしないという方向だと、しっかり確認します。

先ほども国保税の基金の中から、まずは繰り入れるというようなことがお答え等ありました。今回も今までになく、国保基金、大きくなったということで、これもいろんな要件があるというようなことですので、でも基金がたまっていますので、そこも活用していただきたいと思います。

また、今せっかく災害のためなどに、それこそ基金、山鹿市も積み上げられてきていると思います。山鹿市の財政調整基金、私たちは何度もこれを取り上げてきましたが、これが今、政府財界から狙われています。政府の骨太方針、６月９日の閣議決定では、地方自治体が蓄えてきた基金の調査・分析することが盛り込まれまし

た。

また、経済諮問会議では、自治体の基金残高がふえていることが新たな埋蔵金、地方財政計画への反映などと問題視され、地方交付税の削減につながる議論が行われてきました。

また、総務省は、積立額そのものは最高水準にあり、問題点が指摘されていると述べています。災害などへの対応に基金をため込んでおくのは必要です。しかし、優先的に取り組む事業があるならば、そういった事業に活用することを取り組むべきではないでしょうか。

さまざまな要望が、山鹿市も市民の皆さんから出ています。この優先的に取り組む事業は何なのかをぜひ考えて取り組んでいただくことで、山鹿市活性化をさらに進めていってほしいとお願いして、私のきょうの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後３時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

議席番号４番の勢田　昭一であります。

本日は、一般質問３件、１点目が九州北部豪雨を受けての防災対策について、２点目は農林業の管理整備について、そして３点目は菊池川流域の日本遺産についてであります。一問一答の形で進めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、１件目の九州北部豪雨を受けての防災対策でございます。冒頭、２カ月前、７月５日、九州北部豪雨で福岡県で33人の方、それから大分県で３人の方、合計36人の方が亡くなられておられます。心からご冥福をお祈りをいたします。

また、福岡県朝倉市では、５名の方がまだ行方不明でございます。行方不明になっておられる方のいち早い発見を心より願っております。そして、被害に遭われた

皆様の一日も早い復興をご祈念申し上げます。

さて、私は、活力あふれる山鹿にしたい、市民に優しい山鹿にしたいというスローガンのもと、５つの公約を掲げて、日々議員活動に頑張っているところでございます。その中で、３つ目の公約として掲げておりますのが、高齢者、障害のある皆さんが地域で安心して暮らせる山鹿を目指しますと挙げております。

今回の九州北部豪雨は、山鹿市の山を１つ越えた地域に発生をしております。そのことは一歩間違えれば、この山鹿の地でも災害の可能性はあるというわけでございます。

そんな中、私は８月29日、午後２時から午後４時まで、お隣の朝倉市のボランティアセンター、それから被害状況を見てまいりました。すごい状況を目の当たりにして、言葉が出ませんでした。地理的条件としましては、本市と非常に類似している点がいっぱいでございます。今回の災害でも、行政の指導はもちろんのこと、各地での自主防災組織の働きも大変大きかったように感じました。やはり災害時は、公助、それから共助、互助、それから自助というのが基本だと考えます。特に高齢者、障害のある皆様が地域で安心して暮らせるためには、この共助、互助の活動として、地域の防災組織が一番頼りになります。

そこで、本市における自主防災組織について、第１回目の質問をいたします。山鹿市における自主防災組織の現状はどのようになっているのか。１点目が組織率、２点目が活動状況、そして３点目が課題と今後の対応、以上３点について伺います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

勢田議員の一般質問、防災対策に係る本市の自主防災組織の現状について、お答えをいたします。

まず、本市における自主防災組織の組織率について申し上げます。平成29年４月１日現在で、市内258の行政区のうち、201の行政区において組織化がなされ、組織率は76.6％であります。

本市の組織率は、平成28年版消防白書において、総務省消防庁が公表しています全国平均の組織率81.7％や、熊本県平均の81.3％より低い状況にありますが、平成27年４月１日時点が63.5％、平成28年４月１日時点が75.3％であり、組織化は確実に進んでおり、さらに未結成の行政区への働きかけを加速させてまいります。

次に、自主防災組織の活動状況について申し上げます。自主防災組織の活動につきましては、平常時には防災訓練や地域内の危険箇所の点検、広報活動等がございい

ます。災害の発生時には、近隣住民の避難誘導や救助活動、消火器等による初期消火、避難所における給水、給食などが主な活動となります。

本市におきましては、自主防災組織の育成を推進し、円滑な活動を支援するため、補助要綱に基づき、組織の設立や資機材の整備、訓練等、自主防災組織が実施する事業活動に対し、一定の補助を行っているところです。この補助金の申請状況を見ますと、防災訓練等を実施されている自主防災組織は、毎年30組織から50組織にとどまっており、全ての自主防災組織において必ずしも十分な活動が行われているとは言えない状況でございます。

しかしながら、行政区で毎年開催されます区の行事等の開催日にあわせて、防災訓練を実施する自主防災組織は、年々増加傾向にありますし、台風の接近や大雨等に備え、市が自主避難所を開設した際に、地区の公民館を利用し、区民のために避難所を自主的に開設され、運営されている自主防災組織も見受けられるようになってまいりました。

次に、課題と今後の対応について申し上げます。組織の結成を推進するに当たりましては、災害発生の有無による地域間での防災意識の温度差や防災リーダーの不足、高齢化の進展等が組織結成の阻害要因となっております。また、先ほど申しましたとおり、十分な活動が行われていないことも課題としてございますので、今後、より一層、組織結成に向けた説明会や、災害の発生に備えた訓練等の実施に対する支援を積極的に行い、組織の結成とともに活動の活性化を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。自主防災組織の組織率、活動状況など、十分にわかりました。

ただ、今のご答弁にもありましたように、組織率が全国平均、あるいは熊本県平均よりも低いということは非常に残念に思います。今、総務部長の答弁のとおり、未組織の行政区への働きかけをよろしくお願いしたいと存じます。

また、現在組織している中でも温度差がかなりあるようです。年１回の訓練も実施されないところもあるかと思います。また、訓練には財政的な補助もあるということで、今お聞きをいたしました。これらについても先ほど答弁のとおり、積極的な働きかけをお願いしておきたいと存じます。

続きまして、２点目の質問に移ります。災害時に一番心配するのが、高齢者や障害のある皆さんの避難だと考えます。この避難方法につきましては、ことしの３月、山鹿市総合防災マップもしもそのときのためにを発行されております。その中に掲載をされておりますが、再度、市民への避難指示についてはどのようになっているのかお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

勢田議員の２回目のご質問、市民への避難指示について、お答えをいたします。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命・身体を災害から保護し、安全な場所に避難させるための情報伝達につきましては、山鹿市地域防災計画に記載する発令基準に基づき、その危険の度合いに応じ、避難準備及び高齢者など避難開始、避難勧告、そして避難指示の情報を防災行政無線や山鹿メイト、広報車、テレビデータ放送を活用したデタポンによる配信など、さまざまな方法により市民へ伝達することといたしております。

この避難情報発令の基準につきましては、具体例を申し上げますと、河川の氾濫が想定される際には、氾濫危険水位に達し、なおも水位の上昇が予想されるような場合を避難勧告の発令基準といたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

避難指示ということで、発令基準について、今ご説明をいただきました。十分理解をしたところであります。ただ、災害時には、緊急を要することもあります。情報伝達など、予定どおりいかないこともあるかと存じますが、区長を初め、地区の方々が早目の判断が重要になってくると存じます。そして、災害時の、先ほども申しました、公助・共助・互助・自助の言葉と行動を考えるよい機会だと感じます。

その点でも再度、生命の危機のときにどのような行動をとるかを、もう一度市民全体で考え、そしてそれぞれの行政区でも考え、自主防災組織でも考えていきたいということで考えております。大変ありがとうございました。

続きまして、２件目の質問に移ります。私の公約の１つ目の公約として、経済を

支える農業、林業、工業、商業を支援する山鹿を目指しますと挙げております。今回は、その中で農業、林業について絞らせていただきます。

私は、幼少のころ、肥後守を持って山林で隠れ家をつくったり、田んぼのわらとべで遊んだり、泥合戦をしたことを思い出します。また、祖父母や両親は山を開墾して畑をつくってきました。その面積はわずかですが、山開きと言います。今も草刈りをして、わずかばかりですが、栗、ミカンを栽培しております。そんな思い出もございます。

では、まず林業についてお伺いをさせていただきます。林業、森林の持つ多面的機能は、１点目は災害の防止、２点目は水資源の涵養、３点目は木材の生産などがあります。ただ、現在では、ご案内のとおり、材木の生産性より、もうかる林業から災害防止のための森林となっております。そこには必然的に管理が行き届かないところもたくさんになってきております。

次に、農業についてでございます。これも森林と同様、耕作放棄地も増加をしております。平成28年４月、農林水産省発行の荒廃農地の現状と対策についてを見てみますと、昭和36年に比べて約159万ヘクタールが減少しております。そして、片や荒廃農地は、平成26年では27万6000ヘクタールということになっています。その中で再利用が不可能だという農地は14万4000ヘクタールと明示してございました。このように、国全体でも再生利用困難な農地がふえている現状にあります。

そのことを踏まえて、１回目の質問をさせていただきます。本市における農業、林業の管理整備について、１点目は森林経営計画内容と今後の取り組み状況、２点目は耕作放棄地の面積及びその解消の取り組み、以上２点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、農林業の管理整備についての１点目、荒れている山林、農地の対策について、お答えいたします。

まず、本市の森林経営計画につきましては、鹿本森林組合が主体となり、木材の生産コストの削減と間伐材等の安定販売を目的として、森林施業の集約化を図るために策定をされております。その計画は、策定の第１期としまして、平成24年度から平成28年度までの５カ年において、管内民有林面積の１万3484ヘクタールのうち、約50％に当たる6742ヘクタールを目標に策定され、平成28年度末時点において目標

値の約97％、6512ヘクタールが完了しております。未策定地域につきましても、現在、平成29年度においても可能な地域から策定が行われているところでございます。

現在の取り組みとしましては、平成25年度から計画が策定された地域において、鹿本森林組合が所有者からの委託を受けまして、間伐、下草刈り、作業道開設及び植栽等の作業が進められているところでございます。また、今後もこの計画に基づいて、さらにそういった作業を進めてまいるというふうに考えております。

次に、農地の耕作放棄地につきましては、これまで条件が不利な環境にある農地や生産性が低い農地など、いわゆる中山間地が主でございましたが、近年では平地においても高齢化により耕作の継続が困難となり、耕作者を探しても周りは高齢者の方が多く、借り手が見つからず荒廃している農地も増加しており、平成28年12月末時点としましては、約72ヘクタールが耕作放棄地となっているところでございます。

解消への取り組みとしましては、職員による現地調査や農業委員会による農地パトロール及び農地利用状況調査等をもとに、所有者の意向調査を行い、借り手の掘り起こし等を通じた農地の適正管理の推進を図り、良好な農業生産環境づくりや農地の有効利用に努めておるところでございます。

また、農地等の適正管理を行うため、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業への取り組みによります耕作放棄地の抑制、さらには既に耕作放棄地となっておる農地につきましては、国県等の耕作放棄地の再生に向けた事業を活用しておりまして、解消にとどまらず、営農定着が図られるよう、現在、支援を行っているところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ご答弁、ありがとうございました。

森林経営改革に沿っての推進を、ぜひともお願いをしたいと思います。

また、農地の関しましては、現在72ヘクタールが耕作放棄地になっているということでございますが、最近、私もいろんなところに行っておりますと、もっとふえているようなことで、ちょっと危惧をしております。

この農地に関しましては、いろんな施策が国レベル・県レベルで取り組みがなされております。これも平成28年の４月の農林水産省の発行による荒廃農地の現状と対策についてを見てみますと、どうしてその荒廃する農地が発生するのかという原

因につきましては、やはり高齢化あるいは労働力不足、それから土地持ち非農家の増加、あるいは農作物価格の低迷など、いっぱいございます。その中でもやはり高齢化、労働力不足、それから価格の低迷、農地の受け手がないなどが主な原因として挙げられております。私が住んでおります菊鹿町でも、やっぱりそのようなことが各地域で起こっているようでございます。やはり山鹿の全体を見ても同じような状況ではないかと感じております。

そこで、２回目の質問でございます。国県のレベルで集落営農組織、あるいは法人化されている実態と、今後の設立に対する推進の取り組みについて伺います。

特に１点目は、集落営農組織あるいは法人の数は、山鹿市内でどれだけあるのかというのが１点目でございます。２点目は、今後、そういった組織を設立するに当たり、推進の取り組みはどのように考えておられるのか、以上２点について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、農林業の管理整備についての２点目、集落営農組織、法人化にされている実態と、今後の設立に対する推進の取り組みについて、お答えいたします。

まず、集落営農組合法人につきましては、農業者の高齢化や担い手の減少など、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農地の合理的利用、効率的な生産体制の確立及び農村社会の活性化等を目指し設立されるものでございまして、現在、本市におきましては集落営農組合が22組織、農事組合法人が10組織設立され、活動されているところでございます。

次に、今後の推進に向けた取り組みとしましては、地域の営農の形は大規模農家への集約、集落全体で取り組む集落営農組合及び法人化等、その地域に合った形態による対応が求められます。

まず、集落における農業の現状理解と組織化への理解促進を図った上で、集落としての合意形成、その後、経営方針の検討と作成を行い、組織の設立を目指す必要がございます。

地域の農地を次世代へつなげていく取り組みとして、本市では地域農業ビジョンでございます人・農地プランを170地域において作成されております。今後はそのプランをもとに、各地区における将来の地域営農のあり方を明確にし、地域と各関係機関が連携を図りながら、営農組合及び法人の設立を支援してまいりたいという

ふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

そういった部分でも、やはり自分たちの地域の農地は自分たちで守り、やっぱり次世代につなぐということが一番大切なことだと感じております。今、ご答弁にもありましたように、ぜひ関係機関と連携し、地域での話し合いの場に積極的に参加をいただき、集落営農組織あるいは農事組合法人に向けての積極的な働きかけを期待をいたします。ありがとうございました。

最後に、３件目の質問に移ります。

先ほど言いましたように、私の公約は５つ目として、自然と歴史と観光の魅力を発信する山鹿を目指しますと挙げております。ことしの４月28日、山鹿市を初めとする菊池市、玉名市、和水町が申請をいたしました米作り、二千年にわたる大地の記憶　～菊池川流域「今昔『水稲』物語」～が日本遺産に認定を受けました。これまで認定のためにご尽力をいただきました関係者の皆様に、心から感謝申し上げ、敬意を表します。

さて、この日本遺産は、現在54の地域が認定を受けております。熊本県では平成27年４月に、相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里　人吉球磨～に次いで２番目でございます。

また、日本遺産と直接関係はないかと存じますが、平成31年の大河ドラマ、和水町出身の金栗　四三先生が決定をされました。まさに今、菊池川流域に全国からの光が当たり、注目を浴びているところでございます。本当に自然と歴史と観光の魅力を発信するチャンスだと考えております。

６月の定例議会の一般質問でも、服部議員のほうから質問がございました。私のほうは、その後の進捗状況をお尋ねしたいと存じます。

まずは、１回目の質問でございます。３市１町の行政の連携と、事務局体制についてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員３点目のご質問、菊池川流域の日本遺産についての１回目、３市１町の行政連携と事務局体制について、お答えいたします。

本年４月に、菊池川流域の二千年にわたる米づくりの歴史について、日本遺産の認定をいただきましたが、その申請市町は菊池川流域の山鹿市、玉名市、菊池市、和水町でございます。

今から２年前の平成27年10月に、この４市町と熊本県が加わって、菊池川流域日本遺産認定推進協議会を結成し、日本遺産認定を目指してまいりました。この推進協議会の中では、文化財分野と観光分野の各団体の担当者が幾度となく会議を重ね、連携をとりながら、申請に必要なストーリーや日本遺産認定後の事業計画を練り上げ、この認定に至った次第でございます。

また、認定後には、これまでの担当者に加え、農政分野の担当者を交えて、事業の推進に向けた３市１町の連携を図っているところです。

今年度は、文化財部門を玉名市、観光部門を菊池市、農業関係を和水町、そして全体の事務局を山鹿市が担当し、来年度以降、これらを輪番制で受け持つことといたしております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

３市１町が事務局をいろんな分野で輪番しながらやっていくということで、わかりました。いろんな部分でも事務局のほうが音頭をとられて、積極的な展開を期待をいたします。

次に、行政の連携はわかりましたが、続きまして、事業を推進していくためには、民間団体の協力あるいは連携も必要になるかと思います。

次に、２回目の質問に移ります。民間団体の連携は、現在進んでいるのか、あるいはどのような状況なのかということで伺います。

以上でございます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の２回目のご質問、民間団体との連携体制について、お答えいたします。

日本遺産を活用した地域活性化事業を展開していくに当たっては、これまでの行政による認定協議会の組織にとどまらず、観光や商工、農業、文化財などの民間団体にもご参加いただき、より幅広い活動を展開していく必要がございます。また、こうした民間団体との連携は、文化庁も大変重視をしているところでございます。

本年６月の定例会でもご答弁申し上げておりますが、去る５月29日には、文化財、観光、商工、農業、物産に関する総数32の団体で、菊池川流域日本遺産協議会が立ち上がっております。今後はこの新たな協議会が主体となって、各団体がお互いに連携をとりながら、菊池川流域全体が活性化するよう事業を進めてまいります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ありがとうございました。

先ほどの行政の連携、それから民間団体との連携も非常に大事な連携の必要なことだと存じ上げております。ぜひとも民間レベル、あるいは行政レベルでの意思疎通をしっかりできますようにお願いをいたしたいと存じます。

さて、先般、私が参加しました講演会で、世界遺産の万田坑の認定にご尽力をされた方のお話を聞きました。その中で、遺産の成功するかしないかで、一番大切なものは地域住民、市民の方々の意識ですという言葉が大変印象に残りました。それは、地域住民がその遺産の価値を認識し、誇りを持ってＰＲできることだと言われました。その場合、どれだけ具体的にこの日本遺産を知るか、体験するかだと存じます。そこには大人の目線、あるいは子供の目線の啓発と体験が一番重要になってくると思います。

それでは、３回目の質問に移ります。この日本遺産、大人の目線で参加、啓発、体験について、どのような対策を持っておられるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

勢田議員の３回目のご質問、日本遺産認定についての大人目線、子供目線での啓発と体験について、お答えいたします。

まず、大人への啓発についてでございますが、各市町の広報紙で、菊池川流域日

本遺産の紹介をする日本遺産リレー連載が９月１日号から始まっております。文章や構成は、各市町の担当者が分担して受け持ち、４市町の広報に同じ紙面で掲載されることとなっております。このほか、ホームページへの掲載や紹介動画の作成、また要望に応じて市民団体や老人会などへ出前講座を行って啓発を図ってまいりたいと思います。

さらに、協議会加盟団体が開催するイベント等のポスターなどに、このような日本遺産のロゴマークを入れ、またそのイベントの中においても日本遺産の紹介をしてもらうなど、より多くの方々に日本遺産認定を周知することといたしております。

体験事業につきましては、これからの課題ではございますが、協議会加盟団体で既に行われている赤米栽培体験を日本遺産とかかわりを持たせて継続していくほか、例えば菊池川の緩やかな川の流れを身近に知ってもらうカヌー体験など、訪れる方が楽しめるような体験メニューを協議会で編み出していきたいと考えております。

次に、子供を対象とした啓発活動でございますが、まずは子供向けの教本を作成した上で、日本遺産担当の職員が、またガイドが、希望する学校に出向く出前授業を展開し、３市１町で協力して、菊池川流域の子供たちへ日本遺産の理解促進を図ってまいりたいと考えております。

また、体験事業につきましても、菊池市の水源交流館でイデベンチャーと銘打った、菊池市北部を流れる原井手をカヤックで下る体験事業が行われており、子供たちに大変好評を得ております。この原井手は、菊池川流域日本遺産の構成文化財の１つですので、この体験事業と日本遺産をつなげて、参加した子供たちへ日本遺産の周知・普及ができればと考えているところです。

このほか、菊池川と親しむ機会といたしまして、菊池川の生き物観察会や菊池川流域の自然を学ぶ会など、さまざまな事業が協議会加盟団体により開催されております。この中でも日本遺産の話題を取り入れていただき、子供たちに日本遺産のことを知ってもらうきっかけにするとともに、今後新たな体験メニューを協議会の中で考え事業化していくなど、地域住民の方々にしっかりと啓発、体験活動を展開してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

大変ありがとうございました。

やはり大人の目線、あるいは子供の目線で、この日本遺産をどうつくり上げてい

くのかというのが１つの課題だと考えております。

僕らもちっちゃいころからの体験、子供の体験は忘れることができません。そのことをベースに、やはりこの日本遺産の盛り上げも、子供たちの体験の中で育てていってほしいと考えております。

最後になりますが、日本遺産の成功は、やはり市民の皆さんの盛り上がりが不可欠でございます。自然と歴史と観光の魅力を発信するすばらしいチャンスだと考えます。このチャンスを市民の皆さんとともに頑張っていきたい所存でございます。

以上、いろいろ３点について、３件の一般質問をさせていただきましたが、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時54分　散会

～～～

９月７日（木曜日）

平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成29年９月７日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．立山　大二朗

一般質問

（１）新生児聴覚スクリーニングの公費負担について

（２）重度心身障害者等の医療費助成について

（３）災害時の地域連携及び広域後方支援等について

（４）教育現場のＩＣＴ環境及び校務支援システムについて

２．有働　辰喜

一般質問

（１）小学校スクールバス運行管理業務委託入札について

３．小川　榮二

一般質問

（１）山鹿市の林業振興政策について

①森林整備事業の現状

②山林資源の利活用

③特用林産物の振興

４．永田　紘二

一般質問

（１）防犯対策について

①防犯カメラの設置

②防犯灯の設置

（２）地域包括支援について

①平成30年の介護保険の改正内容と対応

②地域包括支援センターの民間委託の問題点と課題

③認知症対策

④2025年に向けての支援策

⑤総合相談支援への取り組み

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗　君
２番	小　川　榮　二　君
３番	芋　生　よしや　君
４番	勢　田　昭　一　君
５番	有　働　辰　喜　君
６番	服　部　香　代　君
７番	冨　田　弘　海　君
８番	永　田　　健　君
９番	冨　丸　洋一郎　君
10番	藤　本　峰　秀　君
11番	北　原　昭　三　君
12番	芹　川　正　美　君
13番	藤　原　　豊　君
14番	平　井　邦　廣　君
15番	吉　本　政　幸　君
16番	池　田　誠　一　君
17番	堀　　茂　幸　君
18番	永　田　紘　二　君
19番	横　手　啓　介　君
20番	寺　崎　勇　児　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正　君
副市長	池　田　永　実　君
教育長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	幸　村　英　星　君
消防本部消防長	徳　永　治　彦　君
市民部長	阿蘇品　貴　司　君
福祉部長	戸　次　由　夫　君

経済部長	早田順二君
建設部長	中原　忍君
教育部長	大森健司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	宮崎錦也君
福祉部次長	野田勝年君
経済部次長	才田豊昭君
経済部次長	木下　実君
建設部次長	吉里明弘君
水道局長	白田俊輔君
防災監理課長兼監理契約係長	木村隆男君
市民課長	隈部光磨君
長寿支援課長	徳永謙吾君
健康増進課長	渡辺研一君
教育総務課長	瀬口慎哉君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	小山　天君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。立山　大二朗君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

まずは、先日の九州北部豪雨により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様に心よりお悔やみを申し上げたいと存じます。また、行方不明になっておられる方の一刻も早い発見、そして被災地の一日も早い復興等をお祈り申し上げる次第です。

それでは、発言通告により一般質問をします。

本日は、４項目について質問します。１つ目は新生児聴覚スクリーニングの公費負担について、２つ目は重度心身障害者等の医療費助成について、３番目、災害時の地域連携及び広域後方支援等について、最後に教育現場のＩＣＴ環境及び校務支援システムについて、以上、それではよろしくお願いいたします。

では、まず１番目の新生児聴覚スクリーニングの公費負担について質問をいたします。

さて、厚生労働省は、生後間もない赤ちゃんが新生児期に先天性の聴覚障害を発見することを目的として実施する新生児聴覚スクリーニング、または新生児聴覚検査とも言いますが、これについて多くの医療機関に検査機器がどんどん普及してきているということを背景に、検査を実施できる体制が整備されていると、そういった状況が出てきているということで、全ての新生児に対して新生児聴覚スクリーニングが実施され、難聴などの聴覚障害の早期発見や早期療育につなげられるように推奨しています。厚労省は、全国で1741市町村、こちらの平成26年度の新生児の聴覚検査、こちらの実施状況等にかかわる調査結果をまとめるとともに、平成19年に通告を出しているんですけれども、そちらを改正し、新生児聴覚検査の実施に当たっての留意事項を整理しています。そして、市町村により一層取り組みをするよう

に依頼をしている状況です。

幾つかのポイントを整理します。まず、平成26年の調査結果ですね。まず新生児の聴覚検査について、検査結果を把握している市区町村が大体65.1％と。そして検査結果を把握して、かつ受診人数もちゃんと集計している、そういう市区町村における出生時に対する初回検査の実施率、きちんと調査をしている、そしてそういったところで初回検査を実施している、これが78.9％ということになっております。そして、初回検査について、今回質問します公費負担を実施している市区町村は、全体の6.3％にとどまっているそうです。全国で109市区町村にとどまっていると。

もう１つ確認します。平成19年厚労省の通知は、市区町村において以下のように取り組むように努めることというものを定義しております。

まずは、新生児訪問指導の際に、母子健康手帳を活用して、新生児聴覚検査の受診状況や受診結果を確認して、そして検査の受診を進める、受診勧奨ですね。さらに、適切な指導援助を行うことと。そして、もう１つ、ここが重要です。新生児聴覚検査にかかわる費用についての公費負担を行うことと。このように通知をしているわけです。さらに、行政機関や療育・医療機関、教育機関等々で協議会を開催すると。そのことによって、都道府県単位で連携体制を構築することが望ましいとも通知しています。こちらが平成19年通知を改正して平成26年３月29日に出された厚労省の通知でございます。

今、国として新生児聴覚スクリーニングの拡充を目指しているという背景があるわけですが、ではこちら山鹿市においては、公費負担による検診は行っていないようですので、１回目は新生児聴覚スクリーニングの公費負担を行っていない理由について質問します。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

立山議員の１回目の一般質問、新生児聴覚スクリーニングの公費負担を行っていない理由について、お答えいたします。

新生児聴覚スクリーニング検査とは、赤ちゃんが生後２日ごろから退院までに行う検査で、眠っている赤ちゃんに35デシベルのささやき程度の音を聞かせ、その反応を調べる検査でございます。所要時間は10分程度で、聴覚反応の結果をコンピューターで判断するものでございます。分娩した医療機関等でほとんどの赤ちゃんが検査を受けております。この検査は医療保険の適用外で、１回当たりの検査費用は2000円から5000円となっております。

妊娠４カ月以上で出産する場合、その妊婦に対し、健康保険に加入していれば、出産育児一時金42万円が支給されます。分娩及び新生児聴覚スクリーニング検査を含めた検査などに要した費用は、この一時金42万円の範囲内で基本的に賄えている状況であります。したがいまして、妊婦ご本人の実質的な個人負担は生じていない状況でございますので、現在、本市といたしましては、新生児聴覚スクリーニング検査に対する公費負担は行っておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

山鹿市としては、出産育児一時金として支給されている42万円の中で行うと、そういう認識でしょうかね。確かにこの制度があること自体は、お子さんを出産される親御さんにとって、大変心強いことと思います。

私自身は、今ひとり身でございまして、奥さんも子供もいない状況ですけれども、将来的にこの山鹿で子を産み育てていくという状況において、やはり私自身も一人の市民として、非常に関心があって質問させていただいているわけでございますが、特にこの件について、なぜ質問をしましたかということなんですが、公費負担のない自治体においては、やはり新生児聴覚スクリーニングの実施率の低下につながってしまうという、そういう可能性が否めないということですね。これについては、日本医師会や日本産婦人科医会も地域格差の解消を求めているという現状がございます。

平成27年に策定されました山鹿市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもの育ちは山鹿の希望　子どもに夢を　子育てに温もりを」をモットーにされていますね。また、その中で市長は、全ての子供は山鹿の希望であり、山鹿の未来をつくる宝ですと述べられています。子供のためになることであれば、特にこれからの山鹿を担っていく、そういった若い希望を育てていくためには、積極的な支援体制を整えていくべきものと考えられますが、では２回目、現在の赤ちゃんやお母さんに対しての取り組み、及び市独自の乳幼児に対する聴覚検査は行っているのかということについて質問をいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

立山議員の２点目のご質問、現在の赤ちゃんやお母さんに対しての取り組み及び市独自の乳幼児に対する聴覚検査を行っているかについて、お答えいたします。

現在、本市では、担当保健師により、産後おおむね２カ月以内に乳児の全戸訪問及び健診等で要支援となった乳児の訪問を実施し、母子の個々の状況に応じた助言・指導を行っております。この訪問は、妊婦期から継続して支援を行えるよう、平成24年度から全ての妊婦を対象に実施しております。乳幼児の健全な発育と母親の育児不安の軽減にもつながっております。

また、各校区に母子保健推進員を19名配置しておりまして、行政とのパイプ役として、また身近な相談役として、訪問活動、相談支援等を担っていただいております。

なお、平成28年度の出生数は、昨年度から12人少ない366人となっており、本市の乳幼児健診は３・４カ月児、７・８カ月児、１歳６カ月児、３歳児を対象に実施しております。健診受診率は、いずれも98％と高く、熊本県平均を上回っております。

次に、市独自の乳幼児に対しての聴覚検査ですが、出生後おおむね２カ月以内に乳児訪問を行い、７・８カ月児と１歳６カ月児の乳幼児健診の際には、オージオメータによる聴力検査を行っております。検査の結果、確認が必要な乳幼児に対しましては再検査を行い、さらに精密検査が必要になった場合には、専門機関を紹介いたしております。

なお、１回目にご質問いただきました新生児聴覚スクリーニング検査でございますが、検査の実施状況の把握や当検査の重要性及び受診勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

先天性の難聴は、大体1000人に１人から２人ぐらいいらっしゃるということだそうです。早期に見つけて、適切な教育を受ければ、聞いて話すという力を身につけやすいとされています。また、重要な点ですが、国は検査に対する公費補助を自治体の裁量で使える一般財源化していると。地方単位で取り組むように通知しているわけですね。

しかし、先ほども申し上げたように、厚労省の調査では、公費負担を実施しているのは、全国で109市区町村、全体の6.3％にとどまっているのが現状です。例えば岡山県や長崎県では、何と全自治体が公費負担となっているそうです。また、継続的支援のため、検査結果や人数をきちんと把握していたのは、全体での29％にとどまっているそうです。検査で早期に発見しなければ、２歳過ぎに言葉が出ず、難聴を疑われるまで治療や訓練が大幅におくれてしまう、そういうおそれがあります。

日本産婦人科医会の常務理事で、昭和大学の関沢　明彦教授によれば、言語の発育のためには生後６カ月までに療育訓練を始めることが望ましいと。誰もが検査を受けられる仕組みが必要だと指摘されています。ですので、６カ月までにということですから、７カ月過ぎたお子さんでは、ちょっと遅いということになるわけですね。山鹿市が子育てに熱心であるということを内外にしっかりと発信していくためにも、ぜひ本件に関しまして、他自治体の状況なども調査していただく、引き続きいろいろな視点で考えていただけるようお願い申し上げる次第でございます。

さて、次の質問にまいります。第２に、重度心身障害者等の医療費助成について伺います。

重度心身障害者制度というものがありますが、こちらは重度の障害を負った方が各種健康保険法による医療を受けたときに、その自己負担額が助成されるという制度のことです。今回、重度心身障害者等としましたのは、重度心身障害児、お子さんなども含むためですね。具体的には、身体障害者手帳の１級または２級をお持ちの方ですとか、療育手帳のＡ１・Ａ２の知的障害者の方などの条件に該当している方が、この制度を活用することができると。例えば、身体障害者手帳を申請してから、手帳の結果が出るまで、大体１カ月程度はかかると。場合によっては、もっとかかるケースもあるというふうに聞いておりますけれども、申し上げましたように、１級または２級に該当すれば、この重度心身医療費助成制度を活用することができると。その結果を踏まえて、申請書等に必要事項を記入し窓口に提出すれば、１カ月程度で受給資格証を受け取ると。これを窓口などに提出すれば、手続完了となるわけですね。

では、具体的なこの制度内容ですとか、自己負担額などを含めて、重度心身障害者医療費助成のこの山鹿市における現状について、こちらについてご答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部次長。

［福祉部次長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部次長（野田　勝年君）

立山議員の一般質問、重度心身障害者医療費助成の山鹿市の現状について、お答えいたします。

重度心身障害者医療費助成事業は、議員ご案内のとおり、重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的といたしまして、身体障害者手帳１級・２級、療育手帳Ａ１・Ａ２、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの一定の所得を超えない方を対象として実施しております。

助成額につきましては、１月当たり１医療機関ごとに保険給付の対象となる医療費の一部負担金から、入院の場合2040円、入院外の場合1020円の自己負担額を控除した額を、また高額療養費、付加給付費の給付がある場合は、その額を控除した額を助成しております。

助成方法につきましては、受給者において、医療機関等で医療費の一部負担金を一旦お支払いいただき、その後、助成申請書に医療機関等が一部負担金の領収を証明したもの、または領収書を添えて、市役所本庁や各市民センターへ持参または郵送で申請していただきまして、助成額を指定口座にお支払いする償還払い方式をとっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ありがとうございます。

医療費、入院費や治療費の負担を心配せずに、治療に専念していただけるという環境があることで、もちろんご本人のみならず、ご家族の方の負担も軽減されるものと存じます。このような制度があることを、市民の皆様にも周知徹底していただけるように、ぜひさまざまな形で告知等も含めて工夫をお願いする次第でございます。

また、今後の課題として、障害を抱えた方や、そのお身内、ご家族の方の負担を少しでも軽減するためにも、例えばですが、社会保険診療報酬支払基金、こちらを通じた医療費助成の費用をレセプトで請求するような受託制度、こちらを導入していくということも、今後検討されるのではないかなと考えております。

これは障害を抱えた方、そのご家族だけではなく、この山鹿市にとっても、例えば償還払いによる受給者への支払い業務が解消されるですとか、医療費助成金の請求に審査結果が反映されて、医療費の適正化に貢献できるですとか、また保険者との高額療養費の調整事務の軽減につながるですとか、またＣＳＶ形式、エクセルと

かでありますね。こちらの連名簿を活用することで資格確認が容易になるなど、さまざまな本市にとってもメリットが生ずるものと考えられます。

もちろん利用者の負担軽減がまずは大事なんですが、このような形で例えばＩＴなども駆使することにより、市にとってのさまざまなコスト軽減にもつながってくると言えます。ですので、ぜひこちらのほうも検討していただくことをお願いしたいと思います。

今後も継続して、この問題について質問してまいりますので、引き続き、他自治体における手法についての調査等もお願い申し上げる次第です。

では、次の質問に移らせていただきます。では、３点目、災害時の地域連携及び広域後方支援等について質問します。

愛知大学の地域政策学部に西堀　喜久夫教授という方がいらっしゃるんですが、こちらの方の研究報告書によれば、後方支援と今申し上げましたけれども、これは被害がない、もしくは軽度の被害にとどまっている被災地の周辺から、災害救助及び行政運営に関する専門性を有する人材、そして緊急支援物資、インフラを被災地の状況に応じて、迅速かつ効率的に配分・投入していくことと定義されるようです。また、そのためには、被災地への応援物資、人材の配分の速度及びコストに配慮する必要があると。ただ送ればいいとかいうわけでは、もちろんないわけですね。そして、単に被災地と後方支援地との距離だけではなくて、地形の条件や人口規模などを含めて、その後方支援というものを考えていかなければならないとされています。

冒頭でもさきの九州北部豪雨災害について触れましたけれども、昨年は熊本地震の発生もありましたし、また天災のみならず、最近では北朝鮮のミサイル発射、核実験など、不穏な動きが国際情勢にもあらわれています。北朝鮮のミサイルに関しては、非常にさまざまな報道がなされていて、どこまでが真実なのかですとか、具体的にどのような被害があるのかというのは、まだまだわからないところが多々あるわけですけれども、かといってそれを見て見ぬふりをするわけにもいきません。もちろんこういったことは外交による取り組みで終息するのが理想ではありますけれども、我々は常に万が一の事態に対しての備えというものを怠ってはならないのであります。

最近の天災、そして戦争などの、こちらは人災に当たるでしょうか、こういったものはその規模を拡大させつつあります。これらは一自治体レベルで対処できるような問題ではなくなりつつあると言わざるを得ません。であればこそ、山鹿市においても、近隣の自治体や国、諸機関、諸団体との連携を深めていく必要性を痛感させられる昨今でございます。

ということで、１回目は災害の発生時の近隣自治体との相互応援協定、こちらについて答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

立山議員の一般質問、災害時の地域連携及び広域後方支援等に係る災害発生時の近隣自治体との相互応援協定について、お答えをいたします。

現在、県内の市町村におきましては、自然災害や武力攻撃等により被害を受け、被害を受けた自治体独自では十分に応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請に応え、他の自治体が友愛精神に基づき行う応援に関する協定を締結いたしております。なお、県を越え隣接する自治体、例えば九州北部豪雨等におけます隣県の自治体とは、本市の場合、相互応援に関する協定は締結をいたしておりません。

また、消防においての災害時応援協定につきましては、熊本県内で熊本県消防相互応援協定、九州自動車道等における消防相互応援協定等、県内の消防本部と火災・その他の災害について協定を締結いたしております。なお、福岡・熊本近隣常備消防相互応援協定書において、八女消防本部と県を越え、火災、救急、救助、その他の災害に対し、相互応援協定を締結いたしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

繰り返しになりますが、先般、福岡県の朝倉市で甚大な豪雨による被害がございました。しかしながら、ボランティア活動などは社会福祉協議会、あと民間団体などのものがメーンであったというふうに伺っております。

熊本地震におきましても、もちろん本市においても、さまざまな被害があったわけですが、それでも比較的軽微とされた山鹿市、こちらにはさまざまな自治体ですとかから支援物資のプール、また配送など、多くのバックヤード的機能が期待されていたというふうに伺っております。

実際、私自身も支援物資などを集めてきたものの、なかなか皆さんもご記憶に新しいかと思いますが、支援物資を送る手段がない、輸送する手段がない、置いておく場所がないということで、せっかく集まっていたボランティアの方々にも申しわ

けない思いをしたという記憶がございます。

そこで、特にバックヤードも含めて、本市にはどのような協定があるのか、それは一体どういう内容なのか。また、熊本地震において、甚大な被害を受けた被災地に、山鹿市が一体どのような貢献をできたのかということを含めて、２回目の質問として、相互応援協定の現状についての答弁を求めたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

立山議員の２回目のご質問、相互応援協定の現状について、お答えをいたします。

まず、相互応援協定の締結状況につきましては、先ほど述べたとおりでございます。この災害時相互応援に関する協定につきましては、被災自治体が電話連絡等により、まず応援を要請し、要請した内容を後日文書により送付することとなっております。

応援の種類につきましては、食料、飲料水及び生活必需物資、応急復旧活動に必要な車両や舟艇等の提供、さらには職員の派遣まで要請することができます。

昨年の熊本地震では、幸いにも本市の被害が少なかったため、他の被災自治体への支援が可能だったことから、応援協定に基づき、要請のあった被災自治体へ食料や飲料水の提供を行ったほか、消防本部においては被災自治体へ消防職員を派遣し救急活動を、市民医療センターにおいては医療チームの派遣や被災医療機関からの入院患者等の受け入れを、水道局においては給水支援を、環境課においては被災自治体からの燃やすごみの受け入れや亡くなられた方の火葬の受け入れを行っております。

また、被災自治体である熊本市、大津町、御船町、嘉島町、益城町、南阿蘇村、西原村の７つの自治体へ職員の派遣を行い、罹災証明の発行に伴う被害調査業務、避難所運営や避難者の生活支援業務、災害復旧工事の設計及び工事の監理業務等、要請に応じた業務の支援を行っております。

そのほか、被災者への住宅の提供、復旧を担った民間事業者やボランティアの方々への宿泊場所の提供も行ったところでございます。これも相互応援協定が機能したためでございまして、支援を受けた自治体から本市に対する多くの感謝の言葉をいただきました。このことにより、締結自治体間のきずなが一層深まったものと確信をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

熊本地震に際しまして、山鹿市役所の職員の皆さんが、被災自治体への派遣などでさまざまな支援を行われたということは、私もよく存じております。もうその取り組みに本当に心から尊敬と感謝の念とをささげたいと存じます。

今回質問している内容ですが、何も職員の皆さんの負荷をふやすということでは、もちろんありません。市内外のさまざまな機関やもちろん自治体、そして民間の諸団体との連携にももっともっと取り組んでいく必要があるのではないかということです。本当に災害が起きたときにはお互いさま、互助精神で助け合っていかねばなりません。そういったもののためには、やっぱり火事場の何やらではなくて、日ごろから、平時からの備えが必要であり、こういったときにはこうするんだという、やはり取り決めですとか、あとはそのルート取りであったり、場所の確保であったり、そういったものの即応性が求められていくのではないかと考えます。

先日の服部議員の質問でサイクリングターミナルの廃止に伴って、災害時の宿泊能力が低下するのではないかという危惧についての発言がございました。熊本地震で、福岡市が支援物資の物流拠点に手を挙げられたというケースがございましたが、本市においては、やはりカルチャースポーツセンターの活用、例えば物資を置く場所として野球場の活用ですとか、いろいろなケースが考えられると思うんですけれども、そういった積極的な支援体制を構築できるだけの公共インフラが現状でも十分整っているのではないかと考えます。

また、災害時における強力な機関としては、やはり自衛隊との連携というものも必要になることがあるでしょう。原則として、発災時にはまず県知事に依頼して、県知事から自衛隊に要請という流れになるかと思いますが、緊急時は市町村長が自衛隊に直接要請することも可能だと伺っております。なればこそ、その連絡手段や協力体制などについても、不測の事態が発生する前に準備できることは少なくないはずです。

もちろん、防災であったり、また今回申し上げています後方支援機能の問題であったりもそうですし、あとは市民のそういう災害時におけるいろいろな心の備えの部分も大事ですので、特に学校や職場などでの対応・対策であったりとか、例えば自衛隊との何かしらイベントであったりして、緊急時にこういう人たちが助けてくれるんだとか、こういった人たちにお願いをしていくんだということの理解が進む、そういった土壌づくりということにも、もう少し目を向けていっていいかもしれま

せん。それを本市単独で行うのではなく、できれば自治体連携において、広域に行っていく、取り組んでいく。そういった流れができていけば、あるいはこの広域防災の特にバックヤードとしての山鹿モデルというものが構築できるかもしれません。ぜひそういったものを追求していただいて、防災都市としての強化、こちらに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいりたいと思います。４番目ですね、本日最後の質問になります。教育現場のＩＣＴ環境及び校務支援システムについて質問します。

どうも何かＩＣＴとか、そういうものばっかり質問しているような気がしないでもないんですけれども、やはり山鹿市もこういった取り組みについては非常に先進的な事例があるということで、さまざまな評価をいただくこともございます。第３次山鹿市教育基本計画では、本市の児童生徒は全国学力・学習状況調査の結果から、基礎的・基本的な力は身についているものの、習得した知識・技能を活用することや学習意欲、学習習慣が十分に身についていない状況が見られますと。主体的な学習態度を育て、基礎・基本の確実な定着と活用する力の育成を目指した学習指導の充実に努める必要がありますと定義されています。

昨今の社会や家庭におけるＩＣＴ機器の普及には目覚ましいものがございます。多くの方がスマートフォンを持ち、また、家にはパソコンがあり、タブレットがあり、テレビもインターネットに接続している。もう全然自分の意識しないところで、さまざまなネットワークに接続している。今、自動車ですら、ほとんどがシステム化されていて、またカーナビなどはもちろん、さまざまなネットワークに接続して、それを我々はもう本当に空気のように当たり前に使っていて、自分が使いこなしていることすら気づかない、そういった状況があります。その中で地域や家庭と学校教育とが連携していくという上で、また能動的に子供たちが学習に取り組むに当たって、このＩＣＴを活用した教育の充実というのは求められているという、それはもう論をまたない状況です。

また、３月定例会でも質問させていただきましたが、本市が取り組んでいる障害の有無にかかわらず、全ての子供がともに学ぶことができるインクルーシブ教育、こちらにおいても例えばｉ-Ｐａｄなどのタブレットや Ｐ Ｃ、こういったもののＩＣＴ機器の導入による合理的配慮の授業、こちらが効果があるものと認められつつあります。ここでいうインクルーシブ教育ですが、改めて説明しますと、障害のある子供と、障害のない子供が、できるだけ同じ場でともに学ぶこと、共生していくこと、こちらを目指す教育のことですね。そして、合理的配慮の授業と先ほど申し上げましたが、こちらは障害のある子供、児童生徒がほかの子供と平等に教育を受ける権利を享有、行使することを確保するために、学校の設置者、もちろん山鹿市

ですとか、及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと、こちらを合理的配慮と言います。要するに、本来であったら、こういうふうにしなければならないと決まっていることを、またこうしてはならないと決まっていることを、本当にインクルーシブ教育を行うに当たって、変えるべきは変えていこうということですね。柔軟に対応していこうということと考えられます。さまざまな個性や性格、そういったものに即しながら、より高度な教育を実践していくためにも、教育現場でのＩＣＴ環境の充実が今までより一層求められている、そういう状況でございますが、そこで１回目、現在、山鹿市内の小中学校における児童生徒のＩＣＴ環境はどのように進めているか、こちらについて答弁を求めます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の一般質問の４番目、山鹿市内の小中学校における児童生徒のＩＣＴ環境はどのように進めているのかについて、お答えをいたします。

ＩＣＴとは、情報通信技術の意味で、パソコンやインターネットの操作方法から、それらを構成するハードウエア、ソフトウエアの応用技術まで幅広い範囲の総称であり、今回は学校におけるその環境についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内の全ての小中学校にパソコン教室があり、パソコンを活用した授業では１クラス全員の生徒が一度に１人１台使用できる数のパソコンを配備しております。先生が見せたい画像を子供たちの画面に一斉表示できることで、情報の詳細な共有が図られたり、またインターネットでの調べ学習などに活用をしております。平成28年度には、18校中９校のパソコン教室の機器の入れかえを行っており、今後も定期的に機器の更新を行ってまいります。

一方、電子黒板も学校の要望調査をもとに小学校へ76台、中学校へ24台の計100台を配備しており、またデジタル教科書用パソコンにつきましても、通常学級数や支援学級数、専科教室数に応じて小学校へ127台、中学校へ73台の計200台を配備しております。平成28年度においては、この機器更新も行っており、パソコンの処理速度が低下していたため、授業の流れがとまっていたことも解消され、大型テレビや先生の手元の資料などを大きく映し出します実物投影機などの周辺機器と組み合わせて視覚に訴えることで、児童生徒の授業への興味、関心を高めることに役立っております。

今後とも、教育上の指導効果を高めるばかりでなく、子供たちが将来社会に出たとき、情報機器を扱うことに困ることがないよう、ＩＣＴ環境の整備計画を進めて

まいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

今のご答弁にもありましたが、産業構造や就業構造が劇的に変化している時代でございます。さまざまな予測がありますが、中でも衝撃的なのが、子供たちの65％は大学卒業後に今は存在していない職業につく可能性が高いと言われています。今の子供たちが大学出るころ、成人するころにはもう65％の子供たちが、今存在していない仕事につくと。つまり、それが我々、今想像できないわけですけれども。また今後10年から20年程度で、約47％もの仕事が自動化されてしまう、そういう可能性が高いと言われています。日本の労働人口の49％、約半数が人工知能、いわゆるＡＩですとか、ロボットに代替可能になるとも予測されています。

今の我々のいろんな職業があるわけですが、半分ほどが機械に取ってかわられると。そのときに我々人間は一体何をするんだということになるわけですが、だからこそ今のその山鹿の宝である子供たちを社会に送り出すに当たって、本当の生きる力ですとか、稼ぐ力、こちらを身につけていただく必要があるわけです。

ＩＣＴ機器の導入時には、もちろん現場の先生方のご苦労もいろいろあるかと存じます。機器だって決してただではない、さまざまなコストが市にも発生します。ですが、もうそういった時代が目前に来ているんだと。それを本当に我々大人が十分に認識した上で、子供たちにとってもより関心を高めて効果があるそういう授業が、そして障害を持つ子たちが本当に同じ、ともに学ぶことができる環境づくりが学校教育の現場で行われる、これを期待するものでございます。

さて、少し話題は変わりますが、先般の報道で教育関係者らに長時間勤務の是正に向けた意識改革を促すため、教員の働き方改革について話し合う中央教育審議会の特別部会、こちらがございますが、先月の29日、国や教育委員会、学校に対する緊急提言を取りまとめております。教員の勤務時間を把握するために、タイムカードを導入しましょうですとか、あと電話対応の負担を軽くするために、学校に留守番電話などの整備を求めたものでございます。

この提言の中では、今できることは直ちに行う認識が必要として、まず１つ、学校で勤務時間を意識した働き方を進める。２つ目、全関係者が業務改善に取り組む。３つ目、国が環境整備へ支援を充実させる。この３項目に分けて改善策を指摘して

いるわけですが、例えば勤務時間を正確に把握する手段として、校長や教育委員会にタイムカードやＩＣＴシステムの導入を提言してます。

文科省の調査によると、退勤時間をタイムカードやＩＣＴで管理する公立の小中学校は全国でまだ２割強にとどまっているそうです。そして、実際は点呼や自己申告で対応するなど、勤務時間を正確に把握しづらいという学校がほとんど多数なわけでございます。これは民間の場合よりも、明らかにこの学校教育の現場の環境がおくれている、これは明々白々でございます。

タイムカードもないというのは、なかなか斬新なんですが、例えばこれヨーロッパとかでは、タイムカードなかったりするんですね。それはフレキシブルな働き方、要するにちゃんとこの時間、この時間というものを守れば、あとは労働者の裁量に任せられている、そういう働き方が認められている環境では、タイムカードというものがないのが当然だそうですが、一方で日本の学校教育の現場がそうかというと、もちろんそうじゃないわけでございます。

また、放課後に保護者らから電話の問い合わせがたくさんあるわけですが、こちらの負担を軽減するため、留守番電話やメールによる連絡体制を整えるという声も上がっているようです。教員が休む時間を確保するために、休養日に部活動を行い、また長期休暇中に閉校日を設定する、こういうことも提言として上がっています。教育委員会に対しても地域内の学校の業務改善計画をつくるように求めたほか、学校に依頼する調査や報告が負担になっているとして、適正な規模に見直す必要もあるとしています。

その背景には、文科省の勤務実態調査で学校の先生方の平均勤務時間が10年前から30分以上ふえている。小学校・中学校とも１日平均で11時間を超えている。学校の先生方の過重労働が深刻になっている。こういったことが背景にあるようでございます。ですから、学校の先生方、教員が授業にかかわる時間を確保していかないと、また業務適正化に向けたことをしていかないと、本当に子供たちのためになっているのか、またもちろん先生方だって、その地域に生きる人間として、すばらしい生き方ができるのか、そういったことを根底に考えていかなければならない状況がございます。

そこで、２回目の質問をします。山鹿市内の小中学校における教員の校務支援のシステムはどのように進められているのか、こちらについてお尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の２回目のご質問、山鹿市内の小中学校における教員の校務支援システムはどのように進められているかについて、お答えをいたします。

校務支援システムにつきましては、授業などの情報の共有化により、教員の指導内容のレベルアップや校務負担の軽減を図るものです。校務支援システムの一環として、現在、各学校には教員１人に１台のパソコンと、外部とのメールの送受信及びデータの入出力用の共有パソコンを設置し、授業準備や資料作成等に活用しております。

昨年８月には、学校にそれぞれあった校務用サーバを専用回線により１つにまとめたセンターサーバ方式に切りかえ、学校間の情報共有とセキュリティーの向上を図るとともに、保守管理の集約による経費の節約を図りました。特にパソコンソフトにつきましては、これまで学校ごとに購入しておりましたが、センターサーバのみにソフトをインストールすることで、全ての先生方が使用できるようになるなど、経費の節減にもつながっております。

センターサーバ化に対応して導入したソフトの主なものとしては、学校便り、学校新聞などをつくる編集ソフト、住所録やその管理等に使用する宛名書きソフト、サーバやパソコンのハードディスク容量を圧迫する写真の容量をまとめて減らすことができる写真編集ソフトなどがあり、現在、先生方にさまざまな場面でご活用いただいているところです。

今後も学校現場の要望を聞きながら、必要なソフトを整備し、先生方の事務の負担軽減を行い、児童生徒に向き合う時間の確保につなげてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

ご答弁、ありがとうございました。

さまざまな学校の教務面におけるサポート体制が出てきていて、よりよい授業づくりであったり、学校便りの情報発信、そういったもの対応ができているということなんですけれども、これがもちろん教務面とかの充実にかかわる分は当然として、やはり負荷軽減の部分にももっともっと切り込んでいく必要があるのかなと考えております。

熊本県の山江村、学校や教室の無線ＬＡＮ整備、非常に整っていると。無線ＬＡＮのルーター、こちらも１教室に２台ついていたりする。これでＬＡＮにつながらないところをなくそうとしていることですね。あとは、通知簿や学習指導要領もデ

ジタル化していると。これでメールでのやり取りですとかもできるようになっている。もちろん何でもデジタル化すればいいというものではないんですけれども、ただいろんな情報を検索したり、調べたりですとか、取り出したりというものは、もちろん飛躍的に高まりますし、またセキュリティーなどもきちんと気をつけていけば、普通に紙ベースで保存していくよりも、より安全であると考えられます。こちらはＩＣＴの導入に非常に熱心なことで知られていますけれども、実際に教員の働き方にも変化が出てきているというふうに伺っております。

教員の週平均の勤務時間で比較しますと、小学校教諭の場合、全国が大体週平均で57時間25分が勤務時間だそうです。こちらに対して、山江村のほうは48時間26分、マイナス８時間59分、ほぼ９時間ですね。９時間少ないわけです。そして、中学校教員の場合は、全国が63時間18分、こちらに対して、山江村は53時間18分、何とマイナス10時間も勤務時間に差があるわけです。小学校で９時間、中学校で10時間、これだけの差が実際に出てきていると。

ＩＣＴを積極的に導入していくことで、一時は学校をＩＴ化していくと、効率化、効率化と言われていたのに、かえって負担がふえたよ、大変だよという声も聞かれましたけれども、本当にうまく利活用していけば、こうやって時短にもはっきりと数字として出てきているわけですね。特に学年末の超過勤務、さまざまな処理が立て込んできますよね。そういったものが大幅に削減されたということ。また事務処理でのミスがなくなった、非常に簡単になったということですね。こういったことがその理由と分析されています。

あいた時間は、教員自身の研究、勉強、そしてもちろん子供と向き合う時間へと有効活用されていくわけです。

山鹿市の小中学校においても、先ほどの勤務時間の話ですが、現場の先生が独自に開発された出退勤のシステムが用いられていると、幾つかの学校でですね。勤務時間の把握に努めるという動きが出ているそうです。ぜひこの流れをとめることなく、この山鹿市においても、よりよい教育環境の充実に取り組んでいただけたらと存じます。

やはり、どうしても世代間のギャップですとかありますけれども、このＩＣＴ化というものは、もう世界的な潮流でございますし、日本としてもそういった先端技術に取り組んでいるからこそ、この狭い国土でも非常に経済大国として成り立っていた。ところが、かつての手法などにこだわり過ぎますと、また学校現場でも精神論などにこだわり過ぎてしまうと、本当に今の世の中に必要なものは何か、昔からよいものを引き継いでいって、そして未来につなげていくといったために、今の技術を活用していくことが必要なわけですけれども、そういったところへの目が曇ら

ないように取り組んでいただきたいと思うわけです。

熊本県下においても、例えばその町や村の歴史などをデジタル教材化して、子供たちがいつでも家などでも、例えばタブレットなどで、またはスマートフォンなどで見られる、そういったものを本当に、例えばゲームであったり、テレビ番組であったりと、同じような価値として、自分たちの郷土の歴史を楽しんでいる。そうやってふるさとの歴史に本当に親しみながら、それを自分のものとして成長していく、そういったことにもつながっていっているわけです。

そして、これは学校の先生方にとっても、繰り返しになりますけれども、さまざまな機器を活用することで、負担を軽減していき、そのあいた時間を一市民としての生活であったり、１人の社会人としての生活を充実させていくことにもつながりますし、そこからよりよい教育環境の充実にもつながっていくわけです。ですので、山鹿市がぜひ全国の先陣を切るような形で、こういったものに取り組んでいただければと思います。

今回質問させていただきました新生児の聴覚スクリーニングなども含めて、私が今回提言しましたことは、全て人口の流入にもかかわってくる、また人口増にもかかわってくる施策であるものと考えて、今回、全体的な質問をさせていただきました。ぜひぜひこういったことについても、ご検討のほうをお願いしたいと思いまして、以上で私の質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、立山　大二朗君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、おはようございます。

議席番号５番の有働　辰喜です。

私の質問内容としましては、前質問者、立山議員の大局的な質問とは真逆で、ローカル的な質問になりますが、前回の６月議会での質問に回答いただいた内容で、

検証できる案件についての検証と、前回できなかったスクールバス運行管理業務委託入札に関連した質問です。今回は、もう少し踏み込んだ質問をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、６月議会でご答弁をいただいた案件のうち、めのだけ小学校のスクールバス運行を協議する場に、保護者の意見を聞くための通学部会をすぐに立ち上げていただき、ありがとうございました。今後、教育委員会、学校、バス事業者、保護者会の４者で協議し、よりよい運行になっていくことを願っております。ただ、保護者には、必ず市内のほかの学校の運行状況を正確に伝達していただけたらと思います。同じ山鹿市内の学校でありながら、ほかの学校と違う扱いを受けることのないようにお願いをします。

次に、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託の入札における仕様書のたび重なる変更の理由や設計積算が過積算ではないかという質問に関しては、私にとっては納得のいくご答弁ではなく、私は過積算だと思っていると発言して終了しました。しかし、その後、残念ながら過積算か否か検証された様子はありませんでした。確かに誰しも自分や同僚がやっていることは間違っていないと信じて仕事を行っています。しかし、ほかからここは違うのではと指摘を受けたら、検証してみることも必要ではないかなと思います。特にこの指摘部分は、消費税込み2040万円の公金支出が必要だったのか否かの検証のポイントだと思いますし、今後のためにも検証は必要だと考え、今回もこの問題を再質問いたします。

まずは、発言通告書によるスクールバス運行管理業務委託入札関連の質問に入る前に、１点お尋ねをいたします。めのだけ小学校の開校に伴い、鹿央町の千田、米野岳、山内の３小学校が廃校となり、校舎を含めた施設の再利用方法は、今現在、これといった妙案もなく、地元校区民を中心に模索中ですが、過日、ある会合で１人の方が千田小学校には熊本県と山鹿市が各種学校を予定しているが、反対派がいるからできないと発言されたそうです。反対派とは、裁判の原告団のことだと推察しますが、発言された方は教育委員会と密接な関係にある人物だそうで、その場に居合わせた人たちの中には信じた人もいたようです。そこで、本当に千田小学校跡に各種学校の進出が予定されている事実があるのか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員のご質問の１点目、学校跡地の活用についてお答えいたします。

議員のご質問における各種学校とは、現在、県において山鹿市に開設を検討され

ている県立特別支援学校のことだと推定いたします。この特別支援学校につきましては、山鹿市におきましても一刻も早い設置の要望を県に対して行うとともに、その候補地として学校再編により閉校、または閉校予定の学校施設の情報を県に提供しているところでございます。

特別支援学校の設置位置に関する最終的な判断は、県の裁量権に委ねられており、議員ご指摘の発言につきましては、市として確認いたしかねる内容でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

現在、千田小学校に内定などという事実はないということですが、多くの廃校が出てきますので、山鹿市に特別支援学校が招致できるようにお手伝いできればと思います。

それでは、スクールバス運行管理業務委託入札関連でお伺いをいたします。

４月開校後、めのだけ小学校は初めての夏休みを経験したわけですが、児童数は統合前の米田小学校の３倍以上になっても、プール施設は合併前の現状維持ですので、当然、同時使用は無理で、旧米田校区は従来どおり午後からの使用、鹿央町の子供たちは午前10時から12時までの使用となりました。プール監視当番の保護者は、朝７時過ぎに小学校に行き、学校から名簿を受け取り、スクールバスに添乗し、サマースクール、部活、水泳の児童を迎えに行き、午前10時から12時までプールの監視を行った後、スクールバスにまた添乗して児童を送り届けて、学校に戻り、名簿を学校に返却して13時過ぎに解放されるという６時間以上もの拘束を、鹿央町の保護者は余儀なくされたのです。

特に会社勤務の保護者は、今までは夏休み、午後から半日で休みをとればよかったのですが、ことしは１日必要となりました。普段のスクールバスの送迎運行時には誰も添乗しないのに、なぜ夏休みの運行はプール監視当番の保護者が添乗し、名簿作成をしないといけないのか、その理由と、ほかの小学校の夏休み中のサマースクールや部活動、プール対応の送迎運行状況をお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員、２回目のご質問、夏休み期間中のめのだけ小学校スクールバス運行管理に対する保護者のかかわり方についてお答えをいたします。

めのだけ小学校では、本年度の夏休み期間中、プールを利用する子供たちに対してスクールバスを運行しており、保護者の方々が乗車名簿を作成し、添乗をされておりました。これは子供たちを確実にバスに乗せて、安全に送迎することを目的に、保護者会の皆様方が話し合いで実施を決められたものでございます。

また、ほかの学校の状況でございますが、夏休み期間中のスクールバス運行につきましては、運行した山鹿小学校、菊鹿小学校ともに、保護者はスクールバスに同乗せず、児童たちは乗降所で自主的に乗りおりを行い、保護者の皆様方は学校に直接出向いてプールの監視を行われております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

理由が保護者会で決められたからと言われますと、何も言えませんが。○○委員会で決めたことというのは、総じて多数の人たちは話を聞いていないことが多いものです。ほかの学校の実態も踏まえて、来年度は対応をお願いします。

それでは、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札についてお伺いしたいと思いますが、質問の前に資料を配付させていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○５番（有働　辰喜君）

それでは、まず１点目として、この運行管理業務委託は市所有スクールバス４台の運行管理業務と貸し切りバス３台の運行管理業務の２件の合算で発注されています。資料１番の指名通知書、７の項目ですけれども、この運行管理業務委託入札には最低制限価格を設定していないことが記載されています。しかし、貸し切りバスの運行管理業務の積算単価は、国土交通省がブロックごとに定める法定運賃表、資料の２番に添付しております。車種別の１キロメートル当たりと１時間当たりの上限額及び下限額が設定公表されており、下限額を下回る入札をすると失格になるお

それも生じますが、もう１件のスクールバス運行管理業務には最低制限価格を設けてありませんから、６月議会でご答弁いただいた１日単価表に瑕疵があり、１日単価表をもって設定している下限価格を下回ったから失格扱いとしたという判断には異論があります。

入札書、資料の３番ですけれども、２件それぞれの入札金額を記入する欄もあります。極論ですが、例えばスクールバス運行業務は、１円で入札しても最低制限がないので成立します。市が言われる下限価格を下回ったとしても、２件の合算入札ですので、それぞれの内訳金額が問題ではなくて、入札書記載金額の高い安いが落札判断だと思います。全体金額が市設定の下限価格を下回っていなければ、応札業者に応札金額でやるか否かを聞き取る審査があってもよかったのではと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

２点目として、前段の質問にも出てきた１日単価表についてお伺いします。

６月議会のご答弁で、市教育委員会が国土交通省よりさらに厳しい内容を盛り込み作成したものであり、児童生徒の安全なスクールバス通学を担保するため、事業者選定に当たっても最も重要な書類となるものと回答いただきましたが、資料４を見てご理解いただけると思いますが、１日単価表とは料金算出のために発注者が１日当たりの走行距離と走行時間を各路線ごとに明示した内訳表です。これのどこに市教育委員会がさらに厳しい内容を盛り込まれたのでしょうか。そして、最も重要な書類と言われても、７日間のうちに３回変更された仕様です。資料には、当初と大きな変更の３回目と入札対応の４回目を添付しております。

私が６月議会で、過積算ではと指摘した箇所が、（２）時間制運賃の①出庫前出庫後点検時間です。当初は国土交通省通達（資料６）どおり２時間で計上されています。ところが、３回目の仕様では６時間となっています。その理由として、６月議会答弁でスクールバスは一般の貸し切りバスとは運行形態が異なり、年間を通じて１日２回以上送迎を行うことや、登下校以外にも校外学習として頻繁に利用すること、通常の安全点検以外にも室内の整理、児童の忘れ物確認など、点検が多岐にわたることから、運行時間を１時間、点検整備時間を６時間とし、合計時間を７時間とすることで、時間単価の条件を厳しくしたことによるものという説明でした。

これも６月議会で指摘しましたが、貸し切りバス３台の運行日数は230日と仕様書、資料の５番でございますが、ここに明記されています。入札には、予備日10日を指示され、朝１便、午後２便の運行が240日として応札をしています。ご説明の校外学習として頻繁に使用されるのは、その日数を含む年間280日の設計が計上されている市所有のスクールバスです。国土交通省が平成26年10月31日に一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金につい

てという通達文を出しております。資料６のことでございます。その中で、スクールバス運送の考え方や計算方法を示してありますので、皆様、市の説明が的を射ているか否か、ご判断をしてください。

通達に沿って解釈をしますと、千田持松線の場合は、出庫前点検が１時間、運行時間30分、出庫後点検１時間であり、運行時間３時間未満だから３時間を採用して、５時間が設計時間だと考えます。ちなみに、姫井米野線は60分、坂田小原線が50分だから、３路線とも５時間で設計できると考えます。また、別の考え方として、拘束時間で考えてみると、出庫が７時で帰庫が８時、午後の出庫が15時で帰庫が18時とすると、１時間プラス３時間で計４時間、点検２時間の合計６時間であります。これが出入庫回送時間を含んだ設計時間として理由が説明できる最大の時間だと思います。

市が説明された１日単価表の瑕疵とは、（２）時間制運賃の小計が①プラス②プラス③と明示してあるのに、①の６時間と記入し、６時間で計算しているから単価は下限額を下回っていなくても、１時間分の運賃が不足し、下限値を下回っているとの判断だったと考えますが、いかがでしょうか。

しかし、仕様をよく見てください。仕様というのは、資料４ですね。②の項目は、出入庫回送時間です。回送時間は、単純に乗車時間と同じですので、出入庫時間を足せばよいと考えます。仮に出入庫時間を５分としますと、千田持松線は35分となり小計は65分で、１時間になります。同様に、姫井米野線は125分となり、２時間です。坂田小原線は105分となり、２時間です。すなわち３路線のうち、２路線は８時間の設計になってしまい、７時間での応札は下限価格を下回り、失格です。前述のとおり、１日単価表を計算すると、８時間の設計になります。このような事実から、６月議会で過積算ではと指摘をさせていただいた次第です。

３点目として、スクールバスの運行費用に国の補助金が使用されていれば、会計検査の対象になると思いますが、今回も引用させていただいた６月議会のご答弁で、会計検査官を納得させる対応ができるとお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の３回目のご質問の１点目、市所有スクールバスの運行と貸し切りバスによるスクールバス運行の合算契約時の下限価格の取り扱いについて、お答えをいたします。

今回のめのだけ小学校スクールバス委託契約は、市所有のスクールバス４台と貸

し切りバス３台を常時使用することを前提とすることから、同一業者による合算契約としており、それぞれの運行に係る見積額を入札書に記入していただき、その合計額を入札額といたしております。

また、１日単価表につきましては、市所有のスクールバス運行については提出の必要がありませんが、貸し切りバスの運行につきましては国土交通省が示すガイドラインのもとに、安全確保のための適正なコスト計算がなされるかを判断するため、１日単価表の提出が必要になってまいります。

そのため、２種類のスクールバスの運行見積もりには、大きな相違が出てまいります。議員のご指摘の方法で入札を行おうとした場合、見積額の取り扱いに大きな違いのある２種類のスクールバス運行を１つとして捉え、総額のみで入札を行った後、１日単価表は入札後に振り分けることが可能となるため、貸し切りバス運行における過剰な価格競争を防止することを目的としたガイドラインの趣旨から、大きくかけ離れることになるかと考えられます。

以上のことから、今回の入札業務では、市所有スクールバス運行と貸し切りバス運行、双方の見積額の記入を求めるとともに、貸し切りバス運行分については１日単価表を審査の対象にしたものでございます。

なお、現在の方法では、市所有スクールバス運行分につきましては、議員のご指摘のとおり、著しい低価格の入札が行われる可能性があるため、安全性を確実に担保できる選定方法につきましての見直しを今後行いたいと考えます。

次に、ご質問の２点目、国土交通省が示す１日単価表と、入札で用いた１日単価表の違い、また入札時に不落札の原因となって瑕疵について、お答えをいたします。

国土交通省が示す１日単価表は、先ほども申し上げましたが、安全確保のための貸し切りバスの運行コストを適正に計上するためのガイドラインに記載されているもので、距離単価と時間単価によって下限価格が設定されており、時間単価は最低５時間を確保するように求めております。この時間単価は、議員ご指摘のとおり、事業者が業務に専念する拘束時間とも言いかえることができます。今回の入札において使用した時間単価は、スクールバスがその性格上、乗車する児童の確認や学校との緊密な連携など、業務の幅が多岐にわたることから、１日５時間では不足すると判断し、市独自の拘束時間として、貸し切りバスで運行する３路線全ての区間に同様の７時間を設定をいたしております。

また、不落札の原因となった瑕疵の指すものは、７時間で計上すべきところを６時間で計上してあったことでございます。議員のご指摘では、出入庫時間を乗車時間として加算すればということでございますが、入札時に記入をされていない数値を後で書き込むことはできないものと考えます。

次に、３点目のご質問、１日単価表における過積算についての判断と会計検査に対する対応について、お答えをいたします。

１日単価表に設定いたしました７時間の妥当性の検証は、現に運行している事業者が実際に行っている業務内容についての調査をいたしております。その結果、運行距離で判断し、１時間を必要時間として計上した運行時間も、朝夕３回行う送迎を合算すると３時間に上り、日常の点検業務はもとより、乗車する児童を確認するための学校との情報共有やドライバー間でのミーティングなど、１日７時間を超えることもございます。そのため、入札時に設定した７時間は、実情に即した妥当な数値であったとして、過剰積算とは考えておりません。また、仮に会計検査の対象となった場合にも、同様の説明ができるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

私自身も１点目は無理があると考えますが、この考えの根底は１日の最低時間の５時間が適正ではないかと思うからです。しかし、出入庫点検で６時間が計上されていますので、さきに述べたとおり、朝の出庫から夕方の帰庫までを拘束時間として６時間で応札したわけですから、審査をして、聞き取り調査の中で、それでやれると判断されたかもしれないと思うからであります。１日単価のうち、点検時間は発注時（当初）、これ資料４ですけれども、２回目までは国土交通省通達どおり２時間で計上されていますが、なぜ急に３回目から６時間に変わったのか。今回は、市当局が１日で最低の５時間では不足すると考え、市独自で７時間の拘束時間としたとのご説明ですが、それではなぜ当初からそのような１日単価にしなかったのでしょうか。

６月議会の答弁では、点検時間を６時間とし、運行時間を１時間としたとのご発言でした。そもそも点検時間とは何でしょうか。市は、通常の安全点検以外にも、室内の整理、児童の忘れ物確認など多岐にわたりと説明されていますが、そのような内容が点検業務でしょうか。私は、出庫前１時間の点検は、無論、車両の点検もありますが、運行責任者による当日の指示や始業点呼や運転手の健康チェックなど、帰庫後１時間の点検は車両の点検、清掃、終了点呼などと考えますし、バス内の忘れ物の確認や整理等も点検業務として含まれていると考えますが、そうでなくても市が言われるような内容は最低時間制運賃３時間の中に含まれていると考えます。

今回指摘をしました３路線のうち２路線は８時間となるとの説明に対して、入札時に記入されていない数値を後で書き込むことはできないと思うとの回答です。すなわち、出入庫回送時間を加算してはいけないということです。驚きです。

資料６の１、スクールバス運送の運賃については、時間制運賃とキロ制運賃から算出するとなっています。時間制運賃は、２時間の点呼・点検時間と、登校及び下校時の走行時間（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を累計した時間と合算した時間に１時間当たりの運賃額を乗じた額と記され、同様にキロ制運賃も登校及び下校時の走行距離（登校時及び下校時運送の出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）を累計した距離に、キロ当たりの運賃額を乗じた額とするとなっています。

市が事業者選定に際し、最も重要な書類とされ、入札時に提出させた１日単価表で説明します。資料４のうち、最終と表記された表でございます。中央の姫井米野線で説明をいたします。（１）のキロ制運賃です。①の出入庫回送距離の数量は空白になっており、②の乗車往復距離の数量は18.0キロメートルと記入されています。そして、小計欄で（①プラス②）、米印10キロメートル未満切り上げと記され、数量と単価が空白です。記入済みの18キロメートルは市が設計値として記入した値で、変えることはできません。しかし、空白の出入庫回送距離の欄には、出庫からバスの発車地点までの距離と、目的地から発車地点まで空車で走る距離と、発車地点から車庫まで帰る距離、すなわち回送距離を入札者が記入し、その距離と設計値の18.0キロメートルを加えた数値が小計欄に記入され、（２）で見ていただきました九州ブロック運賃のキロ制運賃、この場合、中型車であるので、90円から130円の間で単価を設定して単価欄に記入し、数量に単価を乗じた金額を記入します。（２）の時間制運賃も同様に算出して、小計の金額を出し、キロ制運賃と時間制運賃を加えて、１日単価となります。

ですから、本日指摘したように、時間制運賃の出入庫回送時間は、乗車時間の60分に、仮に出入庫時間（車庫から発車地点までの往復時間）を５分とすると、小計欄の①プラス②プラス③は６時間プラス65分プラス60分で８時間５分となり、30分未満切り捨てですから８時間となりますと指摘した次第です。そもそも、その空白の欄に数値を入れなければ、スクールバス運送の運賃算出ができませんし、発注者が記入した数値だけで算出すれば、全員が下限額で応札すれば同じ金額になります。そこに回送時間と距離があるから事業者は出発地点の近くに営業所を設け、時間と距離を短くし、他者より安く応札できるようにするわけです。

また、１日単価表に設定した７時間が妥当かどうかの検証を現在やっているが、運行時間は３時間に上り、日常の点検業務はもとより、乗車する児童を確認するた

めの学校との打ち合わせやドライバーのミーティングなどで７時間を超えることもあり、実情に即した妥当な数値と判断し過剰積算とは考えない。会計検査も同様の説明ができるという考えですとの説明ですが、この業務委託の入札は、国土交通省のスクールバス運送の運賃算出基準により実施されたものと思います。だから、私は５時間が適正な設計で、市が設定した７時間は過積算ではないかと指摘しているわけであります。それなのに現状を検証したら、拘束時間が７時間になったから正しかったと、どういうことでしょうか。当初の仕様どおりに、国土交通省の算出基準の最低５時間で発注し、実態を検証して、本当に安全に運行ができないと判断したら変更を行えば、何の問題もなかったはずです。３往復で運行時間は３時間に上りと言われますが、国土交通省の計算でも運行時間は３時間と見ています。あとの４時間の業務内容説明にも無理があると思いますが、なぜそんなに７時間にこだわられるのか不思議であります。

それでは、次の質問へ移らせていただきます。入札前後の対応を伺います。

１点目は、変更された仕様（１日単価表）を３回分を全入札参加者に配付したかお伺いいたします。あわせて、入札参加業者さんから出された質問事項と、その回答を全参加業者さんへ伝えられたのかもお伺いいたします。

２点目は、１日単価表の（２）の時間制運賃の①点検時間の欄で、出入庫回送時間を含んだ拘束時間６時間が計上されていたので、時間制運賃部分は６時間で計算してもよいかという質問に対して、よいという回答をした事実があったかお伺いをいたします。

３点目は、失格となった業者に開札後の４月３日、18時ごろ、落札決定の旨を連絡し、翌４日、15時ごろに落札取り消しの連絡が行われたという事実があったのかをお伺いいたします。

４点目としまして、仕様書では中型バス２台と小型バス１台となっていた貸し切りバスが４月10日の運用初日から、中型バス１台が大型バスで運行されています。その理由と契約変更はどうなされたのかをお伺いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

まず、４回目のご質問の１点目から３点目、入札前の段階での対応について、一括してお答えをしたいと思います。

１点目の仕様書変更と質問事項につきましては、入札参加事業者全てにお伝えをしており、２点目の１日単価表中にあらかじめ記入しておいた７時間を６時間で計

算してもよいかという回答はいたしておりません。

また、３点目の落札決定の旨の連絡を正式な決定を待たずに事業者に行ったということについても、これを行っておりません。

次に、４点目のご質問、入札後の変更契約の内容と理由について、お答えをいたします。

変更契約の内容は、貸し切りバス運行３台のうち１台を中型から大型バスに変更したことでございます。その変更理由でございますが、開校前の４月７日、新入学生以外の児童を乗せて、実際にバスを走らせる試走が行われ、当日の状況から早急に改善すべき事項が浮上いたしました。その改善すべき事項とは、放課後に学童保育に向かう児童がおよそ50人おり、これをできるだけ少ないバスで送れるようにする対応と、バス７台で８コースが設定されていた登校時のスクールバスのルートを７コースに統合することで、ピストン輸送の解消を図ることの２点でございます。これを改善するためには、３台の貸し切りバスの中の１台を中型から大型バスに変更する必要があり、契約の変更を行っております。

現在、学童保育に向かう児童たちが大型バスを主に利用することで、学童保育での降車時の混雑の解消が図られ、また保護者の皆様方の同意を得た上で、コースの集約を図り、ピストン輸送のコースがなくなったことで、児童たちの待ち時間が短縮をされております。

なお、大型バスの導入に関しましては、契約後の変更に当たることから、その契約期間は１年でございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

全ての質問にそのような事実はないと否定をされましたが、どの質問事項にも対象者がいらっしゃいます。その対象事業者さんたちと、新規採用が取り消された運転手さんたちが、真実を知っておられます。長い準備期間と１日単価を何度も変更されたのに、１回の試走で入札条件を変更するというのもいかがかとは思います。なぜならば、大型・中型・小型バス、各１台の条件ならば、辞退ではなく、応札できた業者さんもいたかもしれませんが、理由を聞かれると納得してもらえると思います。結論からいいますと、正しい英断だったと思います。よい方向へ向かう変更や改革は大歓迎であります。

最後に、スクールバス運行管理業務委託入札関連でお伺いをいたします。

１点目は、本年４月３日に実施された菊鹿小学校のスクールバス運行管理業務委託入札は、指名業者のうち１社が応札、他の業者は辞退で、規則に従って不調に終わったと聞いておりますが、その後、再入札が行われた形跡はありません。しかし、新年度初日から、スクールバスは運行しております。不調後から契約までの経緯をご説明ください。

２点目は、山鹿市が所有する11台のスクールバスのメンテナンスに関してお伺いをいたします。スクールバス運行管理業務委託契約では、車検、定期点検、修理やタイヤの交換など、全てのメンテナンスを山鹿市の負担で行うことになっていますが、この業務を行う整備工場と申しますか、事業者の選定方法をご説明ください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の５回目のご質問の１点目、菊鹿小学校スクールバス運行業務の契約について、お答えをいたします。

まず、本契約に係る入札は、４月３日に行っております。市内に事業所を有するバス事業者６社及びタクシー事業者６社を指名し、計12社で入札を行いましたが、バス事業者１社が応札したのみで、残り11社は全て辞退という結果でございました。本来ならば、全ての事業所を入れかえた後、再入札に付するところでございますが、残された時間に猶予がなかったことなどから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、応札によって業務履行の意思表示を行った事業者と随意契約を締結しております。

次に、２点目のご質問、バス整備業者の選定方法でございますが、市有財産の管理を行う所管課が指定する事業者を整備業者としております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁、ありがとうございました。

法令に準じて随意契約という形で契約をされたということですが、これも６月議会で指摘したとおり、入札日が遅いから発生した事案であります。６月議会でご答弁をいただいたとおり、入札時期と入札制度を見直していただき、疑念を持たれた

り、辞退される業者さんがいなくなる入札体制になることをお願いいたします。

また、整備工場の選定方法もその地域の中で対応できる設備を持った事業者さんを優先的に選定してもらえればありがたいと思います。

最後に、山鹿市は業務委託の入札結果を公表しなくてもよいということになっていますから、表に出ません。今回、１つの出来事から調査を始めたら、スクールバス委託の落札業者はほとんど同一事業者であり、そのうちの１件は安値応札者が失格となっており、内容を見て過積算ではないかと思って次第です。

私もこのような重要な問題を思い込みで追求するわけにはいきませんから、所轄する国土交通省九州運輸局に数回出向き、専門官に教えをいただきました。また、個別の事業者の代弁者ではないので、複数の入札参加事業者さんにお会いをしてお話を聞かさせていただき、その結果を持って質問したわけです。結果として、過積算は認めてもらえませんが、一部の人たちしか知らなかった部分に光が当たり、入札制度は必ず変わります。入札結果の公表も実施されることをお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働　辰喜君の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時58分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、小川　榮二君の発言を許します。小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

皆さん、こんにちは。

議席番号２番の小川　榮二でございます。

私は、議員になる前に、昨年まで旧鹿北町の職員として、合併後は市の職員として勤めてまいりましたけれども、市民のお力となり、山鹿市の発展のため尽くしたいという思いから、市議会に送り出していただいたところでございます。本日は、初めての質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、一般質問、林業振興政策について、３点お伺いをいたします。１点目は森林整備事業の現状について、２点目は山林資源の利活用

について、３点目は特用林産物事業の振興について、一問一答でお願いいたします。

まず１点目、森林整備事業の現状についてでございます。山鹿市の森林は、市の面積の約半分の50％の面積を占めております。その内訳は、国有林1990ヘクタール、県有林97ヘクタール、市有林1051ヘクタール、残りの民有林が１万2331ヘクタールとなっております。森林は、水資源、木材資源、環境保全等、多面的機能を有し、大きな役割を担っているところであり、私たち市民の生活に必要不可欠な大切な資源でございます。近年、地球温暖化防止に大きな効果があるとして、国といたしましても森林に対する施策が見直されているところであります。

しかしながら、森林は手入れをしていかなければ、その効果は減少いたしますし、また災害の要因となり得るおそれもございます。森林の整備は、林業農家においてなされてきたところでございますが、現在、森林組合が事業主体となって、ほとんどの所有者から委託を受け、草刈り、枝打ち、間伐等の管理、手入れを行っている状況でございます。

また、木材を育成し、収益を上げるためには、おじいちゃんから孫の三世代、50年以上の年数がかかると言われておりますし、その中で定期的な枝打ち、間伐がなされなくては、取引材としての価値は低くなってしまいます。

現在の山鹿市における木材取引の１立米当たりの平均価格は約１万円で、最高でありました昭和50年代半ばの約３分の１程度となり厳しい状況でありますが、10年前と比較すると若干上昇しております。この要因といたしましては、県が熊日新聞でも公表しておりましたが、県産材の昨年の輸出は約30％増で、約20億円に上っており、主に中国、韓国に輸出されているというところでございます。

現在、林業農家の収益性はまだまだ低いという状況の中、後継者不足による高齢化が進んでおり、みずからでは手入れができにくくなるため、委託を受けた森林組合が森林経営計画を立て、国県の補助事業で整備されている状況でございます。

また、森林の育成管理や木材の搬出のためには、集材道、作業道、これは欠かせないものでございます。この点におきましては、市の事業として積極的に取り組んであり、大変感謝しているところでございます。

先日の勢田議員の質問の中にもございましたが、山林の荒廃も進んでいるところでございます。これは山林の所有者が高齢者であったり、小規模な山林であったり、また所有者が不明で連絡がとれない、とれたとしても遠方であるため関心がないといったところにおいては、手入れが行き届かず荒廃が進んでいる状況であります。

このような状況において、昨年度、山鹿市の森林整備はどのように行われているかをお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

小川議員の一般質問、林業整備事業の現状について、お答えいたします。

本市の林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や森林整備費の増大により、森林は十分な手入れがなされず、荒廃が進んでいるという状況でございます。このような中、本市の森林整備を推進するため、平成24年度から鹿本森林組合が主体となり、木材のコストの削減と間伐材等の安定販売を目的とし、森林施業の集約化を図るため、森林経営計画が策定されております。平成25年度から計画が完了した地域において、所有者から委託を受けた鹿本森林組合による間伐、下草刈り、作業道開設、植栽等の整備が行われております。平成28年度におきましては、間伐176.5ヘクタール、下草刈り38.2ヘクタール、作業道開設１万7724メートル、植栽3.37ヘクタールの整備に取り組まれておるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ありがとうございました。

森林整備につきましては、非常に経営が困難な中、今後の山鹿市の森林整備においては、より一層の充実強化を図っていただきたいと存じます。

次に、２点目、山林資源の利活用についてでございます。山鹿市の森林は、北部を中心に山林の大部分をあや杉が占める、全国でも珍しい地域であります。このあや杉は、杉の女王と呼ばれ、芯は薄いピンク色で光沢があり、粘りがあって折れにくいため、建築資材に適した素材と言われております。

旧鹿北町におきましては、緑濃い家屋の特徴として、昭和58年に鹿北町木として制定されていた経緯がございます。また、平成16年には、鹿北町内の林業者や工務店、建設業、１級建築士が連携し、あやすぎ家造りネットワークを設立され、あや杉を生かした家づくりを提案され、普及活動、消費拡大に努められているところでございます。

また、近年、杉材を組み合わせたＢＰ材工法といった強度があり地震にも強いという観点から、大規模な建築にも適した取り組みもなされています。テレビで30分の特番でも放送されましたが、この工法は鹿北町の企業で開発されたもので、一般材を使用できる利点があり、山鹿市産材に明るい兆しとなっております。あや杉と

このＢＰ材工法により、県内はもとより、九州管内の保育園や小学校、中学校などの公共施設や大規模な建築に多くの事業を展開されているところでございます。

さらには、観光資源として、熊日新聞で企画紹介されました鹿北地域の林業経営体が手がける森林体験ツアーに多くのお客様が参加され、グリーンツーリズムや森林セラピー等の体験する森が大変好評を得ているところでございます。

そこで、お聞きいたします。あや杉を使った家づくり等の普及推進や森林体験等の観光資源としての山林の利活用について、市としては積極的に利活用を図るべきだと思いますが、市の考えをお聞きいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

２回目のご質問、山林資源の活用について、お答えをいたします。

あや杉は、熊本県北部から大分県、福岡県、佐賀県など、北部九州一帯に古くから分布する品種で、鹿本地方の杉はこのあや杉が７割、８割を占め、議員ご案内のとおり、杉の女王とも呼ばれ、強度もすぐれていることから、建築資材に適していると言われており、本市ではあや杉を使った、先ほどこれもご紹介がありましたが、あや杉を使った住まいを提案するため、林家と製材業、建築士、工務店がネットワークを組み、自然素材にこだわった家づくりを推進されております。

また、議員ご案内のとおり、近年、杉材を組み合わせたＢＰ材工法が大規模な建築にも適していると注目を集めておるところでございます。現在、主流でございます集成材の材料は、外国産の木材が大部分を占めておりますが、ＢＰ材は国産材のみで作成することができるため、山鹿市産材の需要拡大に期待するところでございます。市といたしましても、関係機関と連携しながら、このような取り組みを支援し、あや杉の普及促進に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、山林の観光資源としての利活用つきましては、鹿北地域の林業経営者であるゆうきの森が主催する森林体験ツアーやあや杉木工体験等は、大変好評を得ております。山鹿市としましても、平成29年度より森林・山村多面的機能発揮対策事業を活用し、支援を行っているところでございます。

また、ブリヂストン熊本工場におかれましては、社会貢献活動の一環として、市有林を活用し、植栽や間伐作業を行うエコピアの森活動に取り組んでいただいております。そのことは、従業員やご家族の皆さんとの交流はもとより、多くの山鹿市民との交流にもつながっておるところでございます。

また、今週末、９月10日には、八方ヶ岳、国見山、三国山の３つの山を舞台とし

て、山中での走りを競うキタクマ・ヤッホートレイルの開催も予定されており、今後も地域や関係機関と連携しまして、このような取り組みを支援いたしながら、山林を観光資源として有効に利活用してまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

こういったＰＲ活動をすることによって、山鹿市産材の活性化、また消費拡大につながっていくことが望まれることだと思っております。より一層の山鹿市外、県内・県外はもとより、日本国中に行き渡るような展開をお願いをしておきたいと思います。

最後に、３点目の特用林産物事業の振興について、ご質問いたします。特用林産物と言われるタケノコ、シイタケ等の栽培は、山間地、とりわけ限界集落と呼ばれる地域周辺での広範囲にわたり主に取り組まれているところでございます。山鹿市におけるタケノコの生産量は1536トンで、県内一の生産量を誇っており、県の生産量の約37％を占めております。また、山鹿産のタケノコは品質がよく、消費者からもブランドとしての評価も得ているところでございますし、市としてさらなる支援を強化していただきたいところでございます。

しかしながら、タケノコ園は日ごろからの除草や竹の伐採、除去などの管理をしなければ、良質のタケノコはとれないところでございます。また、タケノコにつきましては、皆さんも御存じだと思いますけども、大変な労力を必要としておりますし、素人ではとても掘ることが難しいところでございます。私自身も何回か手伝うことで、タケノコ掘りをしたことがございますが、非常に大変で長く続くところではございません。こういったところでの作業をされている生産者が非常に高齢化もされているところでございます。

また、シイタケ栽培についても、直径10センチメートルから20センチメートル、長さ１メートルの原木、ほだ木とも言われますけれども、それを数百、数千本に種駒といわれる菌を打ち込んでいかれるわけでございますが、多いところでは数万個、数十万個という菌を手作業で打ち込んでおられます。これもまた大変な労力を要しているところでございます。

このような状況であるため、非常に後継者が残らない、また生産者の高齢化が進んできているところでございます。このような状況を少しでも軽減するために、高

付加価値を高める機械の導入や施設の改善を早急に図る必要があるかと思います。

これまで以上の普及と生産者負担の軽減を図る必要があると思われますが、市といたしましては振興政策にどのようなお考えをお持ちでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

３回目のご質問、特用林産物振興についてお答えをいたします。

本市の特用林産物のタケノコ、シイタケは、鹿北、菊鹿地域を中心に生産されております。議員申されたとおり、タケノコにつきましては熊本県一の生産量を誇り、県内生産量の約37％、シイタケにつきましては約４％の生産量を占め、特にタケノコについては品質がよく、市場からの高い評価もいただいておるところでございます。

しかしながら、園地の管理や収穫作業においては、大変な労力を必要といたします。そこで、付加価値を高めるための新しい乾燥機、運搬機等の機械導入や園地内の作業道整備への支援を行っておるところでございます。

今後も国県等の補助事業を有効に活用し、さらなる事業の普及により、労力の負担軽減と生産性の向上に努め、特用林産物の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

小川君。

［２番　小川　榮二君　登壇］

○２番（小川　榮二君）

ご答弁、ありがとうございました。

最後に、私の思いを少し述べさせていただきます。

昨日の冨田議員の質問の中で取り上げられました、2060年の鹿北町の人口の推計は986人であり、これで広範囲な鹿北町を守れるのか、人口が減らない政策が必要であるという意見がございましたが、私はまさにそのとおりと思うのであります。

現在、広範囲に点在する林業農家は、市道の草刈りや農業用水の手入れ、イノシシの被害を防ぐ最前線で頑張っておられるところでございます。林業の問題は緊急を要する課題でございます。この改善こそが中嶋市長が掲げておられます人口減少に歯どめをかける政策だと思います。これまでの政策にとらわれず、思い切った政

策を展開されることを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、小川君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後１時38分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時49分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

18番議員、永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を２点、防犯対策についてと地域包括支援についてお伺いをしたいと思います。一問一答でお願いをしたいと思います。

まず、防犯対策の１点目、防犯カメラの設置についてお伺いをしたいと思います。この件につきましては、６月定例会でお伺いをしています。その答弁として、市長は、防犯カメラの設置は、犯罪の予防・抑止に効果がある。また犯罪解決のための証拠として有効である。しかしながら、肖像権等プライバシー問題や設置費用や維持管理費用の問題点があり、関係機関や団体と十分協議をして検討していきたいとお答えがありました。

ここで、お尋ねをしたいと思います。６月から今までの間に、どういう経過で進んでいるかのお伺いをします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の一般質問、防犯対策に係る防犯カメラの設置につきまして、お答えをいたします。

現在までにおきましては、山鹿地区防犯協会や山鹿警察署と協議を行うなどの具体的な取り組みは行っておりませんが、来月開催予定の山鹿市・山鹿警察署連絡会議の場で議題として取り上げ、行政と警察双方の立場から防犯対策とプライバシー保護のあり方などにつきまして、議論を深めることといたしております。

また、設置がもたらす効果と設置したことで生まれる問題点等を総合的に考察する観点から、他の先行自治体の状況、例えば防犯カメラの設置や利用等に関し、適正な措置を講ずるための条例等の制定につきましても、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

防犯カメラの設置につきまして、２回目の質問をしたいと思います。

６月議会で質問しまして、今までほとんど検討が進んでいないというご答弁でありました。しかしながら、条例等の制定等を今後進めていきたいということでありますので、ぜひとも進んでいってもらうようにお願いをしたいと思います。

ここで１つお伺いしたいんですが、きのうも服部議員さんからも、防犯カメラの必要性、質問がありました。区長会等でもいろんな話があっているそうで、いろんな形の中で防犯カメラの設置がほしいというような話をお伺いします。

そこで、市長の防犯カメラ設置に関する考え方、ご意向をお伺いしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田議員のご質問、防犯カメラの設置に関する私の考えについて、お答えいたします。

防犯カメラの設置目的や効果については、さきの６月議会で申し上げたとおりであります。犯罪抑止等の観点から言いますと、防犯カメラの設置自体を完全に否定される方は少ないのではないかというのが私の率直な意見であります。むしろカメラで録画された内容を無断で利用されるのではないかというプライバシー保護の不安から、敏感に反応される面があるのではないかとも思います。

市民や来訪者の理解と協力を得るには、そのような点をしっかりと整理し、設置場所や録画データの保存、管理、利用のあり方等、きちんとした基準を確立した上で取り組んでいくべきであると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今、防犯カメラの設置につきましては、市長のほうから、今後、基準を確立しながら進んでいきたいというお答えでございました。ぜひともお願いをしたいと思います。と申しますのは、行政だけでは対応できないと思いますし、警察それから民間団体、商店街、会社等もひっくるめて、それに対する支援をしていくのが行政の役割かなと思いますので、ぜひともそういう形で進んでいただきたいなと思います。

防犯対策の２点目の質問をします。防犯灯の設置についてお伺いをしたいわけであります。山鹿市防犯灯設置補助金交付要綱があります。この交付につきまして、私どもの大道校区の公民館運営審議会の席でありましたけども、区長さん方が防犯灯の補助金なもう打ち切ったつかいというご意見がありました。少しそこら辺の内容説明が不十分なところがあるかと思いますので、再度、この交付要綱についての確認の意味でもご質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。幸村総務部長。

［総務部長　幸村　英星君　登壇］

○総務部長（幸村　英星君）

永田議員の２点目のご質問、防犯灯の設置についてお答えをいたします。

防犯灯設置補助事業につきましては、地元からの要望に応え、合併後、集中的に設置を進めてまいりました。その結果、一定の事業効果が図られたものと判断し、合併後10年目となる平成26年度をもって一旦区切りをつけ、事業の縮小を行ったところでございます。

しかしながら、新たな住宅の分譲や小学校の統廃合等による通学路の変更など、特別な事情による設置要望が見込まれたことから、それらに対応できるよう、平成27年度以降も引き続き制度を存続させ、事業を実施しているところでございます。

現在、嘱託員を通して相談があった場合に現地調査を行い、設置の必要性が認められる案件につきましては、補助申請を行っていただいている状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ご答弁、ありがとうございました。

交付要綱はしっかりとまだ生きているよということでありますので、私もそういう報告をしておきたいと思います。

続きまして、地域包括支援についてお伺いをしたいと思います。

この件につきましては、きのう、服部議員さんより質問がありました。地域包括システムの構築についての質問であります。市の現状なり、新たな枠組みの取り組みについて、それから市民への意識啓発の重要性等の質問がありました。執行部から十分いろいろご報告がありました。服部議員の質問は、地域包括の全体枠の層の中での質問でありましたので、私は介護保険を主体としたところで、重点的な部門を５つに分けて質問をしていきたいと思います。

まず、１点目であります。平成30年度介護保険制度の改正がなされると聞いております。改正の内容と、それに対する対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

永田　紘二議員の一般質問、地域包括支援について、平成30年度の介護保険制度の改正内容と対応について、お答えいたします。

大きく２つの柱で構成をされております。その１つ目は、地域包括ケアシステムの深化・推進であります。介護保険法に基づく自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等と取り組み支援、介護保険法・医療法に基づく医療・介護の連携の推進、社会福祉法・介護保険法・障害者総合支援法、そして児童福祉法に基づく地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などでございます。

具体的には、市町村の権限強化として財政的支援が導入され、自立支援や介護予防などで成果を上げている市町村等に交付金を増額するものでございます。また、居宅介護支援事業所の指定事務が市町村に移譲されます。

その他、医療・介護の連携として、日常的な医学管理やみとり、それからターミナル等の機能と生活施設としての機能を備えた施設の位置づけとして、介護医療院が創設されます。

さらには、地域住民と行政等の協働による包括的支援体制づくりや福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されます。また、高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けられやすくするための位置づけがなされます。

２つ目の柱は、介護保険制度の持続可能性の確保であります。特に所得の高い利用者に３割負担が導入されますし、第２号被保険者である40歳から64歳の方の保険料に総報酬割が段階的に導入されるもので、保険者によっては負担割合が大きくな

る場合がございます。

その他、福祉用具の貸与について、国が全国平均貸与価格を公表し、適切な貸与価格を確保するために上限を設定する制度が導入される予定でございます。

以上のような改正が予定されておりますが、この制度改正にスムーズに対応できるよう、またその狙いであります地域包括ケアシステムの確立・強化が図られますよう、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

今、平成30年度の介護保険制度の改正について、しっかり内容を説明していただきました。ただ、要点を整理すると、地域包括ケアシステムの構築をしなさいということ。それからその中には、結局、共生社会の実現ばせえということ。介護医療院ば創設しなさいと。それから居宅支援事業所は権限移譲がされるよという話の中であります。

２つ目には、利用者の、これは介護保険制度を維持するための改正という理解をするんですが、３割負担にふやすと。１割を３割負担に、それはもう限定もしてますけれども。それから、第２号被保険者の負担を給料、収入ベースに上げていくよという、それの財源確保をするということだと思います。その中の１つだけひっかかって、これはきょうお尋ねしてもわからんと思いますけども、さっき答弁の中に、市町村に移譲することによって、自立支援や介護予防などに成果を上げている市町村等に交付金を措置するという話がありました。結局、介護５で入った人を介護１に下げて交付金が減るなら、その分どうか手配をしようという意味だと思いますけども、俺はこの前、国のほうの話も聞きましたけども、具体的には出てませんけども、そういうやつが今から出てくるのかなというやつの中で、結局、包括支援センター、結局、山鹿には１つしかありませんけども、地域見るとを３つも４つもやっぱりしっかり地域を支える支援センターがあるわけでありますけども、前回、３月定例会でお伺いをしました。民間委託は、全国的には７割を超える民間委託になっているけども、山鹿としては民間委託は考えませんかというご質問をしました。それには、それぞれメリット・デメリット、今ある課題や将来の問題を想定しながら、よい包括支援の体制の確立を目指しますというお話を伺いました。

ここで、ちょっとお伺いしたいんですけども、その今ある民間委託した場合の問題点、課題、それから将来の課題というやつが、ある程度取りまとめてあるとする

ならば、その辺を少しお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

地域包括支援センターの民間委託の問題点や課題について、お答えいたします。

この件に関しましては、直営、民間委託、それぞれにメリット・デメリットがございまして、委託の受け皿の問題がございます。

まず、民間委託のメリットといたしましては、時間外や休日など、柔軟・迅速な対応ができますし、民間事業所等のノウハウや地域福祉活動のノウハウを活用することがより一層できるということでございます。さらに、センターを複数箇所に設置した場合、市民生活に身近な窓口がふえ、より気軽に相談を受けることが可能となります。

逆に、民間委託のデメリットといたしましては、市の方針・施策の共有や、中立公正の確保に課題が残る場合がございます。また、複数のセンターとした場合、各センターの質の担保や相談支援への対応の統一がやや難しくなる場合があるというふうなことでございます。

さらに、委託の方法につきましても、その機能の全部なのか一部なのかといった問題整理や介護人材の不足が叫ばれている中で、センター運営の受け皿となる法人の確保など、さまざまな課題が想定されております。

民間委託の導入に当たりましては、各自治体の現状等を参考にしながら、本市に適した地域包括支援センターの運営方法を模索してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

包括支援センターについては、再度、十二分に検討いただきたいなと思います。

３点目の認知症に対する支援についてお伺いをしたいと思います。

この件につきましては、認知症に関しましては、３月定例会で、市長は平成27年７月末の実績ではあるけれども、認知症サポーターが１万5126人で、日本トップクラスの体制であるとご答弁をされております。

認知症サポーターにはオレンジリングをはめていただいて、認知症サポーターの

あかしとして頑張っていただいているということでありました。ちょっと気になりながら、そのオレンジベルトを見るんですけれども、ほとんどはめている人がいない。その効果はどこにあるのか、その辺を少しお尋ねしたいなと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

永田議員のオレンジリングの効果ということでお尋ねでございます。先ほども議員のほうからもございましたとおり、サポーターの皆様は１万6000人近くいらっしゃるわけでございます。サポーターとしての意識づけといいますか、はめることによって、自分がサポーターであるというような意識でもって、いろんな認知症のことでありますとか、介護施策に大変なお手伝いをいただいておりまして、そういう意味からも、今後ともオレンジリングについてはサポーターの皆様方に身につけていただきますように、しっかりとお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

オレンジリングについては、今お伺いしたとおりであります。先ほどオレンジベルトと言った気がするんですけども、訂正をしていただきたいなと思います。

話を聞くと、オレンジリングをはめていると、どうも格好が悪いような話があるんですけども、もう少しはめとって自信持ってサポーターだよと言えるようなバッジとか、そういうやつも少し考えてもらって、１万6000人もの人が認知症に応援しているということは、やっぱり市の誇りでもあるし、今後進めていかなきゃいかん事業でもあると思います。

そこで、４点目になりますけども、団塊の世代、75歳となる2025年を福祉事業の中で非常に表に出してくるわけですけれども、その2025年に向けた包括支援のあり方について、対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。戸次福祉部長。

［福祉部長　戸次　由夫君　登壇］

○福祉部長（戸次　由夫君）

2025年問題に向けての支援について、お答えいたします。

2025年に向けての総合的な支援につきましては、現在、策定作業中であります第７期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においても、第６期計画に引き続き、長期ビジョンとして取り組んでまいります。

本市の高齢者数は、2025年を待たずとも2020年、平成32年度にピークを迎えるものと推測しておりまして、若い世代の減少に伴い、その後も高齢化率は年々上昇するものと予想いたしております。

このように状況の中、本市の高齢者介護福祉施策を推進するためには、行政や各機関、事業所における専門的なサービスのほか、住まい、生活支援といった自助・互助、つまり各ご家庭や地域での取り組みと、それに対する相談支援というものも大きな要素を担っております。

まずは、これまでの高齢者福祉対策の取り組みをしっかり検証し、各事業の継続と充実を図ってまいります。そして、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供が実現できるよう、事業所、地域などと連携しながら、地域包括ケアシステムの早期構築に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

最後の質問をしたいと思います。

包括支援に対する総合的支援の窓口の取り組みについてお伺いをしていきたいと思いますが、これはきのう、服部議員さんの中でもお話されました。今後の包括支援については横断的推進が必要だよと、重要だよというお話がありましたので、そこで僕は市長のお考えをお伺いしたいと思うんですが、行政においては、結局、各部門間、例えば福祉、医療だけじゃなくて、住宅も、人権も、みんなが同じ支援体制の組織、プロジェクトというか、そういうやつをつくる必要があるのかなと思いますし、特に民間の協力がぜひとも必要であります。あくまでもやっぱり行政指導型で民間事業所なり地域の皆さん方との連携が必要と思われます。今後、どのような取り組みをしていくか、市長のお考えをお聞きして、一般質問を終わりたいと思います。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの永田　紘二議員の総合相談支援への取り組みについて、お答えいたします。

2025年問題を間近に控えた今、総合的な相談支援、特に高齢者を含めた福祉施策全般に対しましては、市民の期待が大きいと感じております。現在においても、高齢者、障害者、子育て、生活困窮者など、必要な相談支援体制を整えているところでありますが、近年、複合的な課題を抱えている家庭がふえつつあるとお聞きしております。そのような課題への的確な対応、横断的な支援ができますよう、行政内部の連携体制の強化に努めてまいります。

また、各種機関や地域との連携、人と人、人と地域、いわゆる互助・共助の部分が重要になってまいります。今後は、事業所間の連携やさまざまな業種間の連携、地域の連携など、各機関、団体や地域を巻き込んだ官民一体となった体制づくりと取り組みが必要不可欠になりますので、行政がその指導的役割をしっかりと果たしながら、地域包括ケアシステムの構築に精いっぱい努めてまいります。

そのような取り組みが、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちとなり、本市の基本目標であります「健やかで安心して暮らせる地域の実現」につながるものと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、永田　紘二君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第47号から議案第56号、認定第１号から認定第13号までについては、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時20分　散会

～～～

９月１５日(金曜日)

平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成29年９月15日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第48号　山鹿市工場等設置奨励条例等の一部を改正する条例

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例

議案第50号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第52号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第53号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第54号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第55号　工事請負契約の締結について

議案第56号　財産の取得について

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成28年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成28年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成28年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成28年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成28年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第11号　平成28年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第12号　平成28年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第13号　平成28年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

請願第２号　花見坂（栄太郎横）～大宮神社信号間の電線地中化工事を求める請願書

陳情第２号　精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願い

陳情第３号　森林環境税(仮称)の早期実現についての陳情書

陳情第４号　市議会議員選挙費用の一部を公的に助成する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて
（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））

議案第48号　山鹿市工場等設置奨励条例等の一部を改正する条例

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例

議案第50号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第52号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第53号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第54号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第55号　工事請負契約の締結について

議案第56号　財産の取得について

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成28年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成28年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成28年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成28年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成28年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成28年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第12号　平成28年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第13号　平成28年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
請願第２号　花見坂（栄太郎横）～大宮神社信号間の電線地中化工事を求める請願書
陳情第２号　精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願い
陳情第３号　森林環境税(仮称)の早期実現についての陳情書
陳情第４号　市議会議員選挙費用の一部を公的に助成する陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

日程追加

第２　意見書案第２号　全国森林環境税の創設に関する意見書

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君

16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君
総務部長	幸村英星	君
消防本部消防長	徳永治彦	君
市民部長	阿蘇品貴司	君
福祉部長	戸次由夫	君
経済部長	早田順二	君
建設部長	中原　忍	君
教育部長	大森健司	君
山鹿市民医療センター事務部長	飯田啓詩	君
市民部次長	宮崎錦也	君
福祉部次長	野田勝年	君
経済部次長	木下　実	君
建設部次長	吉里明弘	君
水道局長	白田俊輔	君
総務課長	池田淳志	君
財務課長兼財政係長	中尾雄二	君
税務課長	梅崎康二	君
長寿支援課長	徳永謙吾	君
社会体育課長	丸山秀士	君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	野田修誠	君
局長補佐兼議事係長	小山　天	君
書記	高木善彦	君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第47号～議案第56号
認定第１号～認定第13号
請願第２号
陳情第２号～陳情第４号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第47号から議案第56号、認定第１号から認定第13号、請願第２号及び陳情第２号から陳情４号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

皆さん、おはようございます。

けさ早くから、北朝鮮の問題、それから一番心配しております台風が、もろに九州に上陸しようとしております。避けてくれればいいなと祈りながら、常任委員会の報告を申し上げたいと思います。

初めに８月１日から３日にかけまして実施いたしました、東京都府中市、八王子市及び山梨県の行政視察につきましてご報告を申し上げます。

最初の視察地であります東京都府中市では、道路等包括管理事業について視察をしました。

現在、高度経済成長期において整備が行われていますインフラの多くが、同時期の更新時期を迎えることと想定されております。また、将来の財政状況等も考えると、現在の管理水準でインフラを管理することは全国的に大変難しい状況にあります。府中市では、多様な手だてを打てる現在、市民生活の安全性・インフラの維持管理を将来にわたり継続していくことを目的に、インフラマネジメントに取り組まれておりました。その１つとして、道路等包括管理事業を進められております。

この道路等包括管理事業につきましては、従来は工種ごとに別々に行っていた委託契約を１つにまとめて契約を行うことにより、コスト削減を図るものであります。全国的に先駆けて、平成26年から平成28年までの３年間、地域を絞って施行され実施されております。事業に当たっては、スケールメリットによるコスト削減、事業

者のアイデアや新技術の導入による市民サービスの向上の２つを目的として設定されております。また、公募型プロポーザル方式において、事業者を選定されており、その事業者独自の提案として、特徴的な２点の紹介がありました。

１つは、企業体独自のシステムを業務に活用するものであります。これによって、企業体と市の双方において、市民からの要望やその作業内容を写真も含めてウエブ上で確認ができる。市のモニタリングも容易になったとのことでありました。また、対応状況の記録と位置情報を蓄積することにより、インフラの予防・保全につながるものと期待されております。

２点目には、地域内に事業者の事務所を設け、365日24時間受付対応を可能とするものであります。従来、府中市でも通常、開庁時間内で受付をして、緊急の際には緊急連絡で職員を対応されておりましたが、これを常に24時間受付対応とすることで、スピード感のある市民サービスを行うことが可能となったそうであります。

この事業に取り組まれた３年間の実績は、従来の実施コスト、包括管理委託額及び人件費相当額を比較すると、7.3％のコスト削減効果を得ることができたということであります。また、事業導入前に比べ、苦情・要望の件数が42％減少したことを挙げられました。市民サービス向上の効果があったと評価されております。

道路包括管理事業におきましては、事業効果の評価も良好であり、これから今後、全地域に導入するという計画で、次期は平成30年度から平成32年度の３年間で実施されるそうであります。

本市におきましても、インフラの整備・更新、長寿命化計画も含め、課題の１つであります。府中市で行われております道路包括管理事業は、民間のノウハウ、アイデア及び新技術の導入により、市民サービスの向上に取り組まれているものであり、このような官民が連携した取り組みは、本市におきましても今後の道路維持管理を行う上で、大変参考になるものでありました。先ほど来から、道路等包括管理事業という表現をしておりますけども、業者に管理委託を全面的に任せて連絡をとっていくというやり方であります。

次に、山梨県庁にて、県の取り組みであります峡東地域ワインリゾート構想について、視察をいたしました。

現在、全国にワイナリーは約280カ所相当あるそうであります。そのうち60カ所ぐらいが山梨県峡東地域にあり、山梨県において峡東地域ワインリゾート構想を策定し、現在、事業を進められております。

構想をつくるに当たりましては、平成20年度から実施されておりますワインツーリズムでアンケートをもとに、ワイナリーへの誘客ターゲットを選定し、30代、40代の女性、50歳を超えられたミドルからシニア層の方々、それからインバウンドで

の外国人観光客をターゲットに設定されております。

峡東地域ワインリゾート構想におきましては、13項目を設定して取り組んでおられました。13項目の１番核になる部分は、ワイナリーであるということであります。ワインをもてなしの材料とするためには、それを対応するワイナリーの環境整備が必要であり、テイスティングルームやお客様が見ることを意識したワイン蔵などの、お客さんが楽しめるワイナリーをつくることだと言っておられました。

２つ目に、食の掘り起こし、魅力度向上を図るために、宿泊施設を中心に地元食材を使ったメニューの取り組みを進め、食に関しましては、常に新たな発見、取り組みをしていかなければならないということでありました。また、ワインを使った料理メニューの開発やレシピの提供等も実施されております。

３つ目には、ボランティアガイドの皆さん方に、ワイン及びブドウに関する研修を行い、知識をしっかり身につけていただき、観光客の皆さんへ情報提供の人材になっていただくことを目的に、地域案内ガイド育成に取り組まれているということでした。

このほかにも、多岐にわたる取り組みを実施されておりますが、どれも魅力あふれる取り組みであり、本市といたしましても平成30年秋開設いたします菊鹿ワイナリー全体のブランディング、または農産物を生かした商品開発におきまして、大変参考になる取り組みでありました。

行政視察におきましては、このほかにも東京都八王子市の八王子観光コンベンション協会におきまして、ＭＩＣＥ事業の取り組みについて、山梨県甲府市におきまして、甲府ワインポートのワイナリー視察を行いました。どれにつきましても、本市の観光振興を図る上で、大変参考になることがありました。

先ほどの山梨県の峡東地区という表現をしておりますけども、これは山梨市、甲州市、笛吹市の３市のことであります。

それから、先ほどのコンベンション協会におきますＭＩＣＥの事業、イベントを企てて、イベントに誘客を持ってくるというコンベンション協会での仕事の内容であります。

以上で、行政視察の成果につきまして、ご報告を終わります。

続きまして、本定例会において、当委員会に付託されました議案３件、認定９件、請願１件及び陳情１件についてご報告いたします。

去る９月８日、午前10時から本庁５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、メガソーラー発電所、山鹿市中地内における公共土木施設の災害箇所及び電線地中化要望路線である大宮通花見坂線の３カ所を現地調査をいた

しました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議員を慎重に審査いたしました。その結果について、ご報告申し上げます。

議案第47号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第48号　山鹿市工場等設置奨励条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号　平成28年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号　平成28年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成28年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成28年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成28年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成28年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成28年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号　平成28年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

請願第２号　花見坂（栄太郎横）～大宮神社信号間の電線地中化工事を求める請願書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

陳情第３号　森林環境税(仮称)の早期実現についての陳情書、採択すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会からご報告をいたします。

初めに、８月８日から10日にかけて実施いたしました三重県伊賀市、名張市、大阪府豊中市の本委員会行政視察につきましてご報告いたします。

８月８日火曜日、午後に伊賀市役所を訪問し、福祉相談体制強化事業について、担当課より説明を受けました。

伊賀市では、地域福祉と地域包括ケアシステムを一体的にまとめた計画を策定し、専門職と地域の連携でシステム構築に取り組んでおられました。その構築のために、相談支援調整機能を強化し、市全域、地域包括ケアシステムのエリア、住民自治協議会、つまりまちづくり組織のエリアを重層的に支援し、コーディネートできる体制を図っておられました。

以前は、相談窓口があっても、どこに相談していいのかわからない、ダイレクトに支援につながらないといった課題があり、それらを解決するために、福祉相談調整課を設置したということでした。地域と専門機関を結ぶパイプ役の機能を果たす役割を担っており、高齢者支援のみならず、障害のある人も子供も全ての市民を対象とした支援システムをつくっておられました。山鹿市でも相談窓口の一層の機能の充実を図り、最短で支援につながる体制づくりが重要であり、地域包括ケアシステム構築に向け、大変参考になる研修となりました。

その後、同じ伊賀市役所において、空き家対策等事業について説明を受けました。

空き家バンクの取り組みも功を奏し、移住したいまちの上位にランクされております。空き家バンクで扱う物件は、不動産評価によってスタンダード物件とプレミアム物件に分けられています。独自に安心住宅プランをつくり、住宅性能評価や耐震診断等の検査も行い、売る人も買う人も納得できる仕組みがつくられていました。

安心して移住定住できるように、移住前から移住後のサポートを行う移住コンシェルジュを配置し、不動産、つまり空き家の取得や移住後の生活面や各種手続等への行政からの支援を行っておられました。また、市からの情報提供による仕事のマッチングもされており、こうしたきめ細やかなサポートが移住者を増加させている要因だとわかり、大変参考になる取り組みでした。

８月９日水曜日は、午前に名張市議会棟を訪問しまして、地域包括ケアシステムの深化・推進について説明していただきました。

住民が主体となった地域づくり組織がベースとなった地域包括ケアシステムを構築しながら、さらに医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、住

みなれた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができる社会を目指して取り組んでおられました。

地域福祉活動の拠点として、小学校区単位にまちの保健室を設置し、社会福祉士、看護師、介護福祉士などが、総合相談や支援ネットワークづくりを行っておられました。また、エリアディレクターも配置し、多面的（制度横断的）に支援をされており、行政の縦割りの解消に役立っていると感じました。

名張市のまちづくりと一体となったシステムは、山鹿市の地域包括ケアシステムの構築においても不可欠で、今後取り組んでいく上で大変参考になる研修となりました。

午後からは、名張市民センターを訪問しまして、名張地区まちづくり推進協議会の取り組みについて、協議会会長と市民センター長に説明を受けました。

これまで、まちづくりは段階的に改革されており、地域向け補助金を廃止し、地域への一括交付金としたこと、区長制度を廃止し、新たな地域づくり組織に整理したこと、15の地域で地域策定ビジョンをつくったことなどが主な改革でした。地域のことは地域で考えてもらうという小さな行政という考え方で進めておられました。取り組みには、コミュニティーバス運営、サロン運営、公民館運営、有償ボランティア運営、自主防災隊などがあり、多様な団体との連携・協働に努めておられました。どの地域でも交付金はイベントではなく、事業で使用するようになったということでした。多くの事業を展開され、地域課題解決には多大な貢献をされている反面、組織は全て住民によるものなので、リーダーの力量によるところも大きく、人材確保と育成には相当の努力が必要ではないかなとも思いました。しかし、地方分権から、さらに都市分権という考え方、これはこれからの地域のあり方として、大変参考となる研修となりました。

８月10日木曜日は、午前中に豊中市議事堂を訪問し、多機関の協働による包括的支援体制構築事業について説明を受けました。

人口39万人で、生活保護受給者が１万人を超え、その比率は26.3％という現状から、生活困窮者支援を強化していくことを重点に取り組まれていました。行政では、市民協働部にくらし支援課を設置し、社会福祉協議会、民間の専門職の集団であるキャリアブリッジなどが連携して、相談・支援が必要な人の早期発見及び窓口への誘導、多様な相談者の状況に対応可能な出口施策の充実、また支援ネットワークの強化も行われていました。ひきこもり等で生活困窮に陥るケースや、発達障害のために一般就労できないケースも多いそうで、くらし支援課のコーディネーターを中心に、就労支援に力を入れておられました。日常生活、コミュニケーション能力、体力などを考慮し、仕事のマッチングをしていかれますが、前段階として対人関係

づくり、居場所づくり、職業体験、実習などを行い、面接の練習、履歴書の書き方など、細かいところまで指導・支援されておりました。また、仕事先も開拓し、ハローワークにはない仕事も紹介され、就労後も定着支援をされているということでした。こうした手厚い就労支援は、生活困窮から脱したり、生活保護を受給せずに自立することに大いに役立つものと思われ、山鹿市の支援の取り組みにおいても大変参考になるものでした。

以上、行政視察のご報告といたします。

次に、本定例会で当委員会に付託されました議案４件、認定５件、継続審査中の陳情１件についてご報告いたします。

去る９月11日、午前10時から５階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、挙手による採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号　平成29年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号　平成29年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号　平成29年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員から、市民の国保税に対する重税感を感じておられる。国保税負担を変えていかなければ市民生活の向上につながらないとの反対討論がありました。挙手による採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員から、この制度は年齢で医療制度を差別する制度であるため反対するとの反対討論がありました。挙手による採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員から、介護保険法の改正によって特別養護老人ホームの入所要件は要介護３以上になるなど、さまざまな問題点があるために反対するとの反対討論がありました。挙手による採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成28年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

継続審査としておりました陳情第２号　精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願い、趣旨には賛同できるが、意見書の提出に当たっては、県内他市及び関係団体と足並みをそろえ、より実効性のあるものにしたほうがいいのではないかなどの意見が出て、趣旨採択すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

初めに、８月３日から５日にかけて、北海道栗山町の廃校跡地の利用を、また留萌市のスポーツ合宿誘致を中心に、行政視察を行いましたので、その報告をいたします。

最初に、廃校された校舎をそのまま生かし、子供たちの自然体験型合宿施設として利活用されている栗山町の雨煙別学校を視察いたしました。

当市においては、学校再編を進めると同時に、学校跡の利活用についても検討・協議をしているものが多くあるのが現状でございました。このような中、雨煙別学校は道内最古の木造２階建て校舎として歴史的な建造物であると同時に、貴重なチョウが生息する自然豊かな里山を豊富に生かした自然体験プログラムを、事業運営主体であるＮＰＯ専門スタッフの指導により体験することができる学校です。近隣や地元の小学校５年生が必ずこの施設を体験利用するという仕組みをつくり、徐々に利用者がふえているということでした。廃校後から活用の検討を始め、町村合併や町の財政難が続き、10年が経過し、傷みも激しく、解体もやむを得ないと地元から思われた状態から、現在のように再生活用するまでになったきっかけは、人との出会い、環境省が行う事業や行政の思いがうまくつながり、それぞれの強みが生かかせる拠点施設として、資金提供や事業主体の見通しが確保できたこと、またそこに地元の方々をボランティアとして巻き込むことにもつながり、現在の活用が続いているということでありました。

一方、課題としては、施設の老朽化に伴い、増幅する維持管理費や専門スタッフの今後の確保、資金や財源の継続的な確保や、利用され続けるための工夫など、困難や難題も多いということでした。学校跡をうまく活用していくには、財源や事業

運営主体の思いと行政の思い、地元の理解や熱意など、情報を集め、多くの方面の支援をいかに巻き込めるかが大変重要であると感じました。

次に、スポーツ合宿誘致に向けたガイドブックを作成し、活用している留萌市において研修をいたしました。

現在、本市でも山鹿市カルチャースポーツセンターに多目的グラウンド等の造成拡張整備が進んでいることなどから、社会体育施設の集約により、利用者関係などの増加を見込みたいということを検討課題としています。

留萌市の合宿誘致ガイドブックの活用は、ことし４月からの活用で、効果はまだあらわれていないのが現状ということでしたが、道内の大学を中心に宣伝をし、スポーツに限らず、音楽団体の合宿誘致も検討していると説明がありました。合宿可能な公共施設として、地域のコミュニティーセンターも盛り込まれ、スポーツ競技者と応援関係者など、多様な立場の利用目線を取り入れた研究をする上でよい機会となりました。

また、このほかに増毛町では、昭和初期にニシン漁によって繁栄した歴史的建造物である旧商家丸一本間家とニシンかす倉庫を視察、ボランティアガイドにより説明を受けました。

当時の様子から、現在の建物群や町並みの保存活用に至る、そこに暮らす人々の物語が生き生きと語り継がれながら活用されていることは、八千代座を核としたまちづくりや、日本遺産に認定された菊池川流域の米づくりの歴史においても似たところが多く、重要文化財等の保存と活用には両面をうまく組み合わせて進めていく必要があると感じました。

最後に、秩父別町において、ことし４月にスケート場跡にオープンした子供の屋内遊戯施設キッズスクエア「ちっくる」を視察いたしました。子供たちが天候や季節に左右されることなく、安全に遊ぶことができるカラフルな大型ネット遊具などを取り入れた施設は、子育てに力を入れているという町の方針で、過疎債を財源に指定管理者が運営されており、多くの子供たちと見守りの保護者等でにぎわっておりました。人口2500人の町に４カ月で３万3000人の利用者があっているということで、当市においての今後の空き店舗や廃校の活用検討等に向けても大変参考になるものでございました。

以上で、行政視察の成果につきましては、報告を終わります。

続きまして、本定例会において、当委員会に付託された案件は、議案６件、認定１件、陳情１件であります。

去る９月12日、午前10時から、本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、次の３カ所について現地調査を行いました。

最初に山鹿市麻生野の少彦名神社の熊本地震被害の復旧状況を、次に鍋田のサイクリングターミナル施設の現状を、最後に八千代座周辺の塀整備改修の状況を、それぞれ担当者から概要説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後は、午後１時から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告をいたします。

議案第47号　専決処分の承認を求めることについて（平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第２号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例、施設跡地の方針決定の時期、宿泊部分の経営状況、自転車や会議室の利用状況、全面廃止には平成32年度からでよくないかとの質疑がありました。暫時休憩の後、再開し、修正動議が委員から提出されました。その内容は、全面廃止時期を平成31年度末までに延期し、この間、維持管理経費の負担軽減を図るため、宿泊機能のみを平成29年度末で廃止し、自転車や会議室の貸し出しは平成31年度末まで継続できるものとする修正案です。修正案は、挙手採決の結果、可決すべきものと決しました。

議案第50号　山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号　工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成28年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第４号　市議会議員選挙費用の一部を公的に助成する陳情書、執行部から、他市の状況、動向及び前回市議選の立候補の状況、本市の財政状況等を総合的に判断すると、公費負担を拡充することは厳しいという説明がありました。挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例については、地方自治法第115条の３及び会議規則第17条の規定に基づき、お手元に配付しており

ます修正案のとおり、寺崎君ほか６名から修正の動議が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。寺崎君。

［20番　寺崎　勇児君　登壇］

○20番（寺崎　勇児君）

ただいま議題となっております、議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例に対する修正案について説明をいたします。

執行部の提案するサイクリングターミナルを廃止する条例案については、その施設を廃止した後の利活用方針がいまだ定まっていないにもかかわらず、今年度末に全てのサイクリングターミナルの機能、施設を廃止しようとするものであり、施設の費用対効果を勘案しても、早期過ぎると考えるものです。

サイクリングターミナルの宿泊事業については、宿泊者が逓減しているにもかかわらず、毎年、相当額の経費負担を行っており、費用対効果の面から宿泊機能の継続は困難であることは理解できるものであります。ただし、一方で貸し出し自転車や会議室の利用者数の大きな減少は見られず、宿泊機能に比べても経費負担は少ないものと判断され、いまだ一定の用途を果たしているものと考えられます。

また、サイクリングターミナル廃止後の施設や用地の利活用方針の決定は、平成31年度まで時間が必要であると聞いております。つきましては、サイクリングターミナルの全面廃止時期を平成31年度末までに延期し、この間、維持管理経費の負担軽減を図るため、宿泊機能のみを平成29年度末で廃止し、貸し自転車や会議室利用については、平成31年度末の全面廃止まで継続できるよう、修正案を提出するものです。

今回提出いたします修正案の内容は、山鹿市サイクリングターミナル条例の一部を改正する等の条例と題名を改め、山鹿市サイクリングターミナル条例の廃止について規定した本則を第２条とし、次に第１条として客室部分の利用規定を削る一部改正条項を挿入するものであります。

附則といたしまして、当該一部改正については平成30年４月１日から、条例の廃止については平成32年４月１日から施行するものです。

議員各位には、この修正案に対してご賛同いただきますようによろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

この際、暫時休憩いたします。

午前10時43分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時59分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

議案第49号　山鹿市サイクリングターミナル条例を廃止する条例に対する修正案に賛成の立場から討論します。

今回の修正により、サイクリングターミナルは宿泊施設を除き、平成31年３月31日まで存続されることになっています。直ちに廃止となっていた条例案を修正し、存続することについては賛成です。

議案説明のとき、執行部のほうからサイクリング人口が減少しているとの説明がありましたが、本当にそうでしょうか。先日、サイクリングターミナルを訪れました。利用していた親子が、自宅付近では安全に自転車の練習ができる場所がなく、ネットで探してやってきた。本当に助かると話されました。また、子育て中のお父さんは、サイクリングターミナルを廃止するのはもったいない。ぜひ存続してほしいと話されました。まだまだサイクリングターミナルの必要性はあるのではないでしょうか。むしろ今、山鹿市に求められているのは、安心して自転車の利用ができるよう、老朽化した施設の整備を進めること、これからも利用者がふえていくような整備を進め、もっと利用しやすいスケボーやキックボード、ロッククライミングなど、今、若者たちが活用できるような新たな整備を進め、ターミナルの充実を図ることではないでしょうか。

今回、修正案では、宿泊施設以外は平成31年度末まで延ばし、利用できるとのことですが、それまで利活用を図るために、住民の意見をよく聞き、存続するかどうかも含め、じっくり議論すべきだと思います。

以上、意見を申し上げ、今回の修正案に対し賛成して、討論を終わります。

失礼しました。

続けて、議案第51号、認定第２号、認定第３号、認定第５号について、反対の立

場から討論を行います。

まず、議案第51号　平成29年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）についてです。平成29年度一般会計補正予算（第３号）には、戸籍住民基本台帳費1157万8000円が計上されています。これについては、女性活躍加速のための重点方針2017を受け、マイナンバーカード等への旧姓併記に係るシステム改修を行うとのことです。

私は、３月議会で平成29年度山鹿市一般会計予算の反対討論で、マイナンバーは安全性と信頼性に疑いがあり、市民にとって不必要で危険な仕組みであること、施行されてからそのシステムの不備や情報流出などの事例などが後を絶たないことを指摘しました。

今回のマイナンバーカードへの旧姓併記のためのシステム改修は、マイナンバーのさらなる利用の拡大となります。情報流出、プライバシー侵害など、問題点が指摘されているマイナンバーの利用拡大には反対です。

次に、認定第２号　平成28年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、一般質問で取り上げてきましたように、高過ぎる国民健康保険税が市民生活を圧迫しています。さらなる一般会計からの繰り入れを行い、引き下げることが必要です。よって、反対します。

次に、認定第３号　平成28年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、後期高齢者医療制度そのものが年齢で医療を差別する制度となっており、反対です。

次に、認定第５号　平成28年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。介護保険法の改悪により、昨年からサービス利用料の２割負担の導入や特養ホームの入所要件を要介護３以上に制限するなどの法改正が行われ、市民の介護をめぐる状況をさらに悪化させることになりました。これらの問題が含まれた決算となっています。高い保険料負担に高齢者の皆さんは苦しんでいます。その一方で、介護が必要になったとき、安心して介護が受けられない保険あって介護なしの状況です。介護保険料の引き下げなど、介護の負担の軽減こそ求められています。したがって、反対といたします。

以上で、反対討論終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第47号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第48号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号について、まず修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、議案第50号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号から議案第54号までの３案件を一括採決いたします。議案第52号から議案第54号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号及び議案第56号の２案件を一括採決いたします。議案第55号及

び議案第56号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第３号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第４号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第５号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第６号から認定第13号までの８案件を一括採決いたします。認定第６号から認定第13号までの８案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、８案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、請願第２号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第２号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第２号に対する委員長報告は趣旨採択であります。陳情第２号は趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、陳情第２号は趣旨採択することに決しました。

次に、陳情第３号に対する委員長報告は採択であります。陳情第３号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、陳情第３号は採択することに決しました。

次に、陳情第４号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第４号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立なしであります。よって、陳情第４号は不採択することに決しました。

ただいま、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程追加

日程第２　意見書案第２号

○議長（永田　健君）

日程第２、直ちに議題といたします。

意見書案第２号について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意見書案第２号

平成29年９月15日提出

全国森林環境税の創設に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第２項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　永　田　紘　二

賛成者

山鹿市議会議員　冨　田　弘　海

山鹿市議会議員　横　手　啓　介

山鹿市議会議員　堀　　茂　幸

山鹿市議会議員　藤　原　　豊

山鹿市議会議員　立　山　大二朗

山鹿市議会議長　永　田　　健　様

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年９月15日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	野田聖子様
農林水産大臣	斎藤　健様
環境大臣	中川雅治様
経済産業大臣	世耕弘成様
衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様

○議長（永田　健君）

意見書案第２号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、永田　紘二君、ありませんか。

○18番（永田　紘二君）

ありません。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前11時21分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時28分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

議席番号３番、日本共産党、芋生　よしやです。

意見書案第２号　全国森林環境税の創設に関する意見書案について、反対の立場から討論を行います。

先ほど、採択をされた陳情第３号につきましては、陳情趣旨に森林整備に安定した財源を活用して取り組むことができれば、我が国の温室効果ガス削減の国際約束のみならず、地域の水源涵養や土砂災害防止など、農山漁村から都市部まで広く恩恵をもたらす森林の多面的機能が発揮されることが記されており、安定的な財源確保が必要との考えから賛成いたしました。

必要な財源を確保し、資源循環型の林業や木材産業の再生を図る取り組みは重要でありますが、問題はその財源をどこに求めるかだと思います。今回の意見書案では、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする全国森林環境税の早期導入を求めています。国民に等しく負担を求める全国森林環境税の創設には賛同できません。

そもそも環境にかかわる分野では、環境破壊や環境汚染を引き起こす原因を発生させている汚染者に対して、その損害の費用を払わせる、いわゆる汚染者負担の原則が一般的に定着しています。森林の減少や化石燃料の使用増大による温室効果ガスの急増が地球温暖化の原因とされています。温室効果ガス削減するためには、国内のCO_2総排出量の８割を占める産業界の取り組み、とりわけ電力、鉄鋼など、大口排出社の対応が決定的な鍵を握っています。

平成24年から施行されている地球温暖化対策のための税は、CO_2排出量に応じた税率を課すというものです。この税制度の拡充を図るとともに、その使途として森林吸収源対策を位置づけるようするべきだと私は思います。

私たち日本共産党は、大企業のCO_2排出量削減目標達成のための補助手段として、二酸化炭素の排出量に着目した環境税の導入を提案しています。国民に負担を求めるのではなく、汚染者負担の原則に基づき、森林整備・保全・再生のための財源を確保していくことが最も効果的かつ合理的であると考えますので、今回の意見書案第２号　全国森林環境税の創設に関する意見書案に反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

意見書案第２号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成29年（第４回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前11時34分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　冨　丸　洋一郎

山鹿市議会議員　　冨　田　弘　海